

自動車検査員研修資料

令和8年度版



四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

目 次

第一章 整備事業関係

1	これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～ 〔令和7年7月8日 報道発表資料〕	1
2	指定自動車整備事業点検表について 〔令和7年8月6日 事務連絡〕	12
3	輸入車のOBD検査開始について（協力依頼） 〔令和7年8月26日 事務連絡〕	17
4	自動車整備業における適正取引の徹底について 〔令和7年9月2日 国自整第116号〕	18
5	冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！ 〔令和7年10月1日 報道発表資料〕	20
6	自動車整備業における適正取引のさらなる徹底について 〔令和7年12月22日 国自整第197号〕	32
7	検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時におけるOBD 検査の有効性の取扱い等について（周知） 〔令和7年9月22日 事務連絡〕	34
8	「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について 〔令和7年10月1日 国自整第125号の2 国官参自保第215号の2 〕	37
9	行政書士法の一部を改正する法律の施行について（周知依頼） 〔令和7年12月18日 国自情第259号 国自整第193号〕	41
10	車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス期間等における指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認の取扱いについて 〔令和7年12月23日 事務連絡〕	45
11	「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における中間点検の取扱いについて 〔令和8年1月30日 事務連絡〕	48
12	運輸支局等の検査窓口における紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いの廃止について（依頼） 〔令和8年2月26日 国自情第355号 国自整第247号〕	56
13	指定自動車整備事業におけるフィルム類が装着された自動車の取扱いに係る留意事項について（依頼） 〔令和8年3月13日 事務連絡〕	57
14	自動車整備事業関連手続きについてもオンライン申請を開始します！ ～いつでもどこからでも申請可能に～ 〔令和8年3月24日 報道発表資料〕	58
15	「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について 〔令和8年3月31日 国自整第280号〕	61
16	「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部修正について 〔令和8年3月31日 事務連絡〕	64
17	「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について 〔令和8年3月31日 国自整第279号〕	67
18	「自動車特定整備事業の認証関係業務の取扱いについて」の一部改正について 〔令和8年4月7日 四運技整第10号の2〕	79
19	「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について」の一部改正について 〔令和8年3月31日 四運技整第340号の2〕	89
20	「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について」の一部改正について 〔令和8年3月31日 四運技整第343号の2〕	93
21	「「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について」の一部改正について 〔令和8年4月7日 四運技整第11号の2〕	96

22	「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」の一部改正について 〔令和8年3月31日 四運技整第342号の2〕	101
23	タクシー事業における軽自動車の活用について 〔令和8年6月1日 国自旅第37号〕	106
24	一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について 〔令和8年6月1日 国自整第49号〕	112
25	一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について（依頼） 〔令和8年6月1日 国自整第50号〕	114
26	「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について 〔令和8年6月1日 国自整第55号〕	116
27	運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応について （依頼）〔令和8年6月1日 国自整第56号〕	120
28	指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について 〔令和8年6月25日 国自整第78号〕	122
29	自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について 〔令和8年6月25日 国自整第87号〕	137
30	自動車整備事業者の皆様へ エンジンオイル等の油脂類、シンナー、塗料等の溶剤、高品位尿素水（AdBlue®等）を購入予定の皆様へのお願い	140
31	【重要なお知らせ】指定整備事業者の皆様へ	141

第二章 検査業務関係

1	原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準について 〔令和7年6月17日 国自基第48号〕	142
2	電気自動車等のバッテリー火災に対する安全性を確保します ～道路運送車両の保安基準等の改正について～ 〔令和7年9月26日 報道発表資料〕	148
3	物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について ～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～ 〔令和7年11月20日 報道発表資料〕	155
4	完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達） 〔令和7年12月12日 国自整第181号〕	161
5	ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準を強化します！ ～道路運送車両の保安基準等の改正について～ 〔令和8年1月9日 報道発表資料〕	168
6	米国製乗用車の認定制度を創設します ～道路運送車両の保安基準の改正等について～ 〔令和8年2月16日 報道発表資料〕	176
7	予期せぬ運転異常に対応する安全技術を知ってみよう！ ～「ドライバー異常時対応システム」作動時の車内・車外の様子を見ることができます～ 〔令和8年3月19日 報道発表資料〕	179
8	オートバイの「希望ナンバー制」が始まります！ ～ 令和8年10月より申込受付を開始します ～ 〔令和8年3月27日 報道発表資料〕	180
9	令和7年度のリコール総届出件数及び総対象台数について（速報値） 〔令和8年4月28日 報道発表資料〕	183
10	大賞は、スバル「フォレスター」！！ ～自動車安全性能2025 ファイブスター大賞発表～ 〔令和8年5月28日 報道発表資料〕	185

11	後退時の安全性を高めるライト、装備可能に！ ～道路運送車両の保安基準等の改正について～ 〔令和8年6月4日 報道発表資料〕	187
12	日本が主導した世界初の自動運転システムの国際基準が合意 ～安全な自動運転車の開発が加速～ 〔令和8年6月26日 報道発表資料〕	193
13	自動車の登録・検査手続きのDX（当該資料はHPへの掲載を省略しております。）	196
14	便利です記録事務代行	205

第三章 実務の設問と解説

1	実務の設問と解説	207
---	----------	-----

第四章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

1	審査事務規程の一部改正について（第64次改正） 〔令和7年7月23日 報道発表資料〕	209
2	審査事務規程の一部改正について（第66次改正） 〔令和7年9月26日 報道発表資料〕	210
3	審査事務規程の一部改正について（第68次改正） 〔令和7年12月23日 報道発表資料〕	211
4	審査事務規程の一部改正について（第72次改正） 〔令和8年3月25日 報道発表資料〕	212
5	改造自動車届出制度の見直しについて	213
6	令和8年8月1日より、「ロービーム計測」に移行します	214
7	ヘッドライトの効果的な整備や修理について	215
8	自動車技術総合機構からのお知らせ ～年次検査事務取扱規程の制定について～	216
9	不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和7年度）	217
10	自動車技術総合機構からのお知らせ ～秩序維持のための遵守事項について～	219
11	自動車技術総合機構からのお知らせ ～検査実施のための遵守事項について～	221
12	自動車技術総合機構からのお願い等	223

第五章 軽自動車検査協会関係

1	軽自動車検査協会の業務等	231
2	構内・検査コースの事故防止について	232
3	お願い、お知らせ等	233
4	警告灯が点灯又は点滅している自動車について	236
5	受検者の皆様へ	237
6	検査の高度化機器の本格運用を行います。	241
7	諸元測定した車両の写真撮影について	243
8	車両番号標取付け注意喚起について	244
9	申請案内サイトの公開について	245
10	次回重量税額メール通知サービスについて	246
11	軽自動車O S S（継続検査）開始のお知らせ	247
12	構内徐行運転にご協力ください	249
13	軽自動車税納付確認システムについて	250
14	電子車検証ICタグ情報 事前確認のお願いについて	252
15	走行距離計表示値の確実な確認のお願い	253
16	受検時の遵守事項をお守りください！	253
17	後退時車両直後確認装置の基準が適用される自動車について	254
18	車検時の新たな検査項目として「OBD検査」が追加されました	255
19	OBD検査対象車の受検時のお願い事項について	256
20	租税特別措置法施行令改正に伴い13年経過又は18年経過の軽自動車にかかる自動車重量税の重課適用月が12月から11月に変更されます	257
21	自動車通関証明書の電子化に伴うお願い	258
22	申請手数料のご案内	259



令和7年7月8日

物流・自動車局

自動車整備課

これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】（※それぞれの概要は別紙をご覧ください。）

1. 認証工場の機器要件の見直し
2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和
3. 自動運転車の検査員要件の強化
4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
6. オンライン研修・講習の解禁
7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】 物流・自動車局 自動車整備課 久保、馬場
代表 03-5253-8111（内線 42412、42424） 直通 03-5253-8599

(概要) 自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

(1) 見直し概要

1. 認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」(昭和 26 年運輸省令第 74 号)に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスタ・ゲージ及びターニング・ラジラス・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリー・テストに変更する。
- ③ エンジン・タコテストをエンジン・タコテスト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する(大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。)。
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ブルブリケータについて、普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限り備えることとする。

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「5人以上」から「4人以上」に緩和する。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」(昭和 37 年運輸省令第 49 号)に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」(昭和 26 年運輸省令第 71 号)に定める技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。

- ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。
- ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を 2 分の 1 短縮する。
- ③ 自動車タイヤ整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間を 3 分の 1 短縮する。

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

6. オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

- ① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。
- ② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。
- ③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オンラインによる実施を可能とする。

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

（2）今後のスケジュール

公布・施行 令和 7 年 7 月 8 日

※ 3. の施行にあつては令和 11 年 4 月 1 日

7. の施行にあつては令和 7 年 10 月 8 日

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、**認証工場の機器要件**を見直す

禁止

- ・ タイヤの傾きを測定する機器（3つ）
→ 設置不要とする
（※現在は、アライメントテストでの測定又は外注が一般的）
- ・ 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器（3つ）
→ 普通（大型・中型）・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・ エンジン、バッテリーの機能確認のための機器（3つ）
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- ・ 整備用スキヤットールの設置を必須とする
(新規認証等から適用)

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす指定工場(大型)の最低従業員数を緩和(5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直し
については、引き続き、調査検討

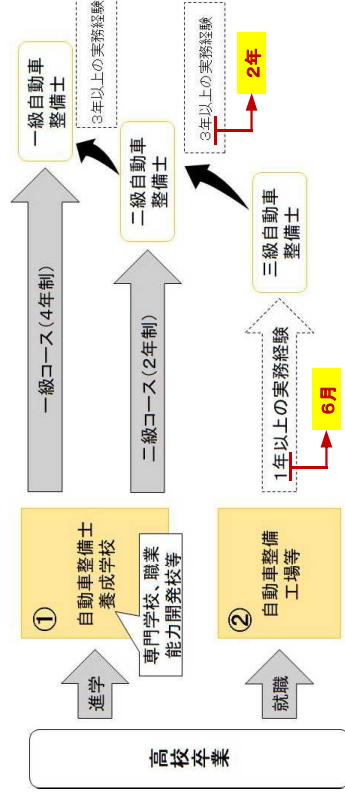
3. 自動運転車の検査要件の強化

自動車運転車の検査を行う検査員を1級自動車整備士に限る

4.自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

**2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するための
実務経験期間を短縮（座学で補完）**

2級自動車整備士	3年	↑	2年
3級自動車整備士	1年	↑	6月
特殊自動車整備士	2年	↑	1年4ヵ月



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の点検整備記録簿の車両への備え付けに代えて、
携帯電話等への「電子的方法」による保存でも可とする
(ただし、求められた場合に速やかに提示できること)
⇒ 整備工場が電子的に発行可能に

6. オンライン研修・講習の解説

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」について、オンライン方式を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、目視に代えて、スキャンツール等による確認でも可とする範囲を拡大する

1. 認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止

タイヤの傾きを測定する機器※



①トローイングゲージ



②キャンバー
キャスタ
ゲージ



③ターニング
ラジウス
ゲージ



④ホイール
プーラ



⑤グリースガン/
シャシ・ルブリケータ



⑥ベアリング
レースプーラ



⑦比重計



⑧エンジン
タコメータ



⑨タイミン
グ
ライト



⑩整備用
スキャンツール

設置を不要とする

※ アライメントテストによる測定又は外注が一般的

普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き
設置を不要とする

⑦はバッテリーテスタ、
⑧⑨は整備用スキャンツール
があれば設置を不要とする

認証の
新規取得時等から
義務付け

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)
については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 公布の日

3. 自動運転車の検査員要件の強化

背景

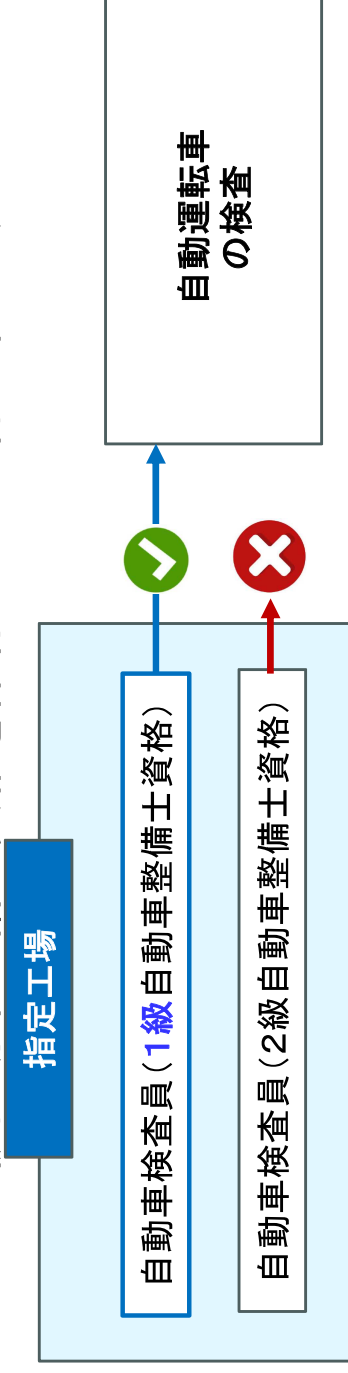
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 令和11年4月1日

その他: 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、
①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

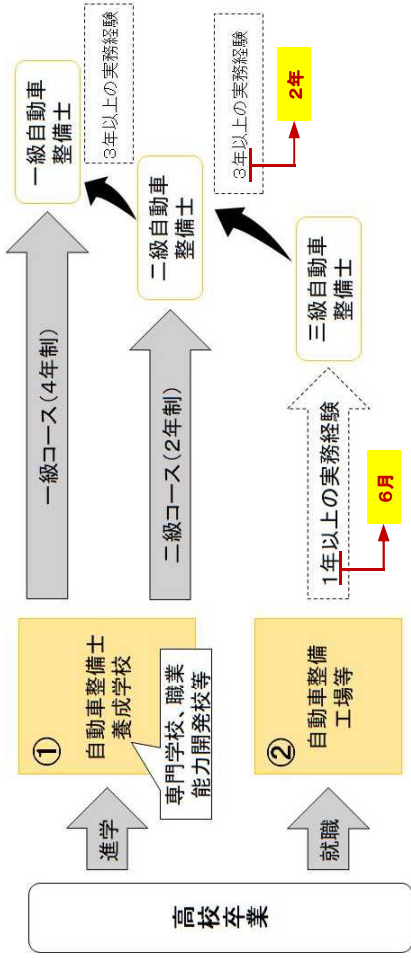
事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要(省令)

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年	→	<u>2年</u>
3級自動車整備士	1年	→	<u>6月</u>
特殊自動車整備士	2年	→	<u>1年4カ月</u>



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかねばならない
- デイラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること

※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日

施 行：公布の日

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要（通達）

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
（実技講習は、引き続き、対面で実施）



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日

施 行：公布の日

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

- ①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】

- ②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④二次空気供給装置の機能
- ⑤排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間の確認

(従来)

ブレーキを踏み込んだときの床面とのすき間をノギス等で測定

(今後)

- ・ スキャンツール等による確認でも可

195秒/台 の作業時間削減(平均)




ペダルと床のすき間

今後のスケジュール

公 布:	令和7年7月8日
施 行:	令和7年10月8日

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 6 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記について、各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長あてに別添のとおり通知したのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 6 日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記については、「指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について」（平成 24 年 3 月 14 日付、国自整第 156 号）記 2. に基づき、「指定自動車整備事業点検表について」（平成 24 年 3 月 23 日付、事務連絡）により通知したところですが、今般、別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、事業者の指導に活用されますようお願いします。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別添のとおり通知したので申し添えます。

14

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長&事業場管理責任者等)

指定番号					点検日	令和 年 月 日					実施者				
事業場名											条件	軸重	kg以下		その他条件
												車両重量・車両総重量	kg以下・未満		
対象自動車	普通(大)	普通(中)	普通(小)	普通(乗)	小四	小三	小二	軽	大特	燃料等					
										大特					
工員数(B)	名	内訳	1級整備士※		名		整備士保有率(A)／(B)		自動車検査員						
			2級整備士※		名										
			3級整備士※		名										
			小計(A)		名		%								
			1～3級整備士以外の工員		名		※(A)／(B)の値≧1／3以上必須								

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

	確認項目	適	否	備考
Ⅰ 認証関係	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか	適	否	
	2 整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか	適	否	
	3 特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか	適	否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注(構内外注を除く)した場合を除く。
	4 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適	否	
	5 外注作業について適切に運用されているか	適	否	外注している場合に限る。 (電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、当該部位のできれば確認が必要))
	6 電子制御装置整備に必要な整備技術情報を入手できる体制にあるか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	7 整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	8 エーミング作業等が適切に実施されているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	9 電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	10 離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	11 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	12 完成検査場で窓ガラス、バンパ・グリルの取外し作業等が実施されていないか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
Ⅱ 事業場全般	1 指定基準(工員数(4名以上ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含み省力化機器を保有していない場合は5名以上)、整備士保有率(1／3))は適合しているか	適	否	
	2 屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか	適	否	
	3 検査用機械器具に変更はないか	適	否	
	4 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外(通路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っていないか	適	否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。
	5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか	適	否	
	6 管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか	適	否	
	7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か	適	否	
	8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか	適	否	
	9 認証・指定標識を公衆に見易いように掲示してあるか	適	否	
	10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか	適	否	
	11 認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか	適	否	
	12 事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造車はないか	適	否	
	13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか	適	否	
	14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか	適	否	
	15 指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか	適	否	自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について(令和2年11月11日付け国自整第197号)に基づく業務支援を除く。
	16 各種システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理され、登録情報が最新であるか	適	否	

	確認項目	適	・	否	備考
Ⅲ 保安基準適合証	1 事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か	適	・	否	
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	適	・	否	
	3 書損等及び交付しない保安基準適合標章は朱抹し、編綴されているか	適	・	否	
	4 保安基準適合証(紙保適)及び保安基準適合標章(電子保適)の出納管理(授受出納帳、交付台帳の記載等)は適切に行われているか	適	・	否	
	5 保安基準適合証綴(紙保適)及び保安基準適合標章綴(電子保適)の保管は適切に行われているか	適	・	否	
	6 事業者印の管理体制は適切に行われているか	適	・	否	
	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか	適	・	否	
	8 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか	適	・	否	
	9 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか	適	・	否	
	10 保安基準適合証を交付した車両は、自賠責保険に適切に加入しているか	適	・	否	
Ⅳ 指定整備の内容	1 受入点検の結果が記載されているか	適	・	否	
	2 保安基準に適合していない車両(不正改造を含む)が入庫した際に適切に対応しているか	適	・	否	
	3 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか	適	・	否	
	4 完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適	・	否	
	5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適	・	否	
Ⅴ 自動車検査員	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理が行われているか	適	・	否	
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適	・	否	
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか	適	・	否	
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適	・	否	
	5 自工場以外で点検整備(一部も含む)をした車両の検査を行っているか	適	・	否	
	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適	・	否	
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適	・	否	
	8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか	適	・	否	
	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適	・	否	
	10 保安基準に適合していない車両(不正改造等)に証明していないか	適	・	否	
	11 検査の年月日を操作して証明していないか	適	・	否	
	12 検査用機械器具が故障等しているのに検査が行われていないか	適	・	否	
	13 検査用機械器具の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適	・	否	
Ⅵ 指定整備記録簿	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適	・	否	
	2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適	・	否	
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適	・	否	
	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか	適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	5 過去2年分の指定整備記録簿(電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は適切に保管・管理されているか	適	・	否	
Ⅶ 検査用機械器具	1 1日1回の始業点検は確実に行われているか	適	・	否	
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか	適	・	否	
	3 保守管理の記録は適切に行われているか	適	・	否	
	4 検査用機械器具の校正(検定)の有効期間は切れていないか	適	・	否	
	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適	・	否	
	6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適	・	否	
Ⅷ その他	1 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適	・	否	
	2 社内教育・研修を定期的に行っているか	適	・	否	
	3 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか	適	・	否	
	4 検査作業と整備作業は分業化されているか	適	・	否	
	5 電子保安基準適合証を交付(保適情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか	適	・	否	

事 務 連 絡
令和7年8月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

輸入車の OBD 検査開始について（協力依頼）

令和6年10月1日に本格運用が開始された OBD 検査にあつては、本年10月1日よりその対象が輸入車まで拡大されるところ、各地方運輸局、沖縄総合事務局による確認の結果、輸入車を主に扱う指定自動車整備事業者について、OBD 検査システムへの登録が完了していない等、OBD 検査を行うための準備が未だ整っていない事業者が散見されるところです。

ついては、下記の輸入車の OBD 検査開始及び OBD 検査を行うために必要となる準備について、傘下会員に周知するようお願い申し上げます。

記

1. 輸入車の OBD 検査開始

- ・令和7年10月1日より、輸入車の OBD 検査が開始されます。
- ・指定自動車整備事業者にあつては、OBD 検査が必要な車両について漏れなく OBD 検査を実施されるようご注意ください。

2. OBD 検査を行うために必要となる準備

- ・OBD 検査の開始には検査用スキャンツールの備え付けのみでなく、OBD 検査システムへの登録をはじめとした諸手続・作業が必要となります。
- ・OBD 検査に必要な準備等については、(独)自動車技術総合機構が提供している「OBD 検査ポータル」にてご確認ください。

(OBD 検査ポータル 検査の実施準備)

<https://www.obd.naltec.go.jp/preparation/>



一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

自動車整備業における適正取引の徹底について

自動車整備業における適正取引の推進については、令和 6 年 5 月 13 日付け国自整第 47 号にて依頼したところです。引き続き、貴会におかれては、会員企業に対して、特に次の点に留意するとともに、整備作業を外注する場合等における下請事業者に対して公正な競争を阻害するおそれのある行為をしないよう周知をお願いします。

記

1. 労務費指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）に抵触する恐れがあること。
2. 下請事業者に対して、親事業者が自己の一方的な都合により契約で定めた対価の減額を行うこと、一方的に著しく低い対価での取引を要請する等の行為をしないこと。
3. 下請事業者には責任がないにもかかわらず、親事業者が一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定める等の行為をしないこと。
4. 親事業者は下請事業者に対して、次の費用を適切に支払うこと。
 - (i) 親事業者と下請け事業者との間で交換部品を運送する費用
 - (ii) 不要となった部品を廃棄処分する費用

参照条文

■ 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

■ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第二条

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

令和7年10月1日
物流・自動車局
自動車整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、さび取り清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

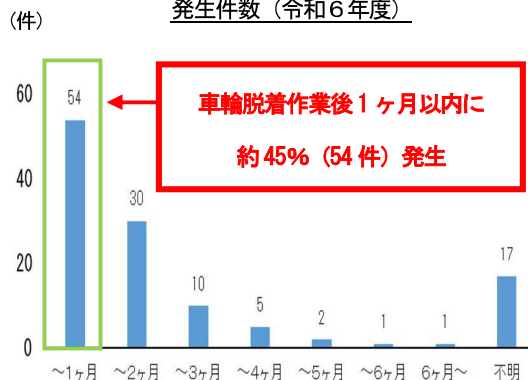
こうした状況を踏まえ、令和7年10月から令和8年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取り組み】

- 適切なタイヤ脱着作業や保守管理の徹底を周知
- 不適切な脱着作業を防ぐため、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進
- 車輪脱落予兆検知装置について普及促進（国からの補助を最大5万円受けることができます。）
- 以上3点について、降雪地域だけでなく、全国に周知啓発活動を展開

車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間別

発生件数（令和6年度）



<添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！

啓発チラシ

別紙4：車輪脱着予兆検知装置のご案内チラシ

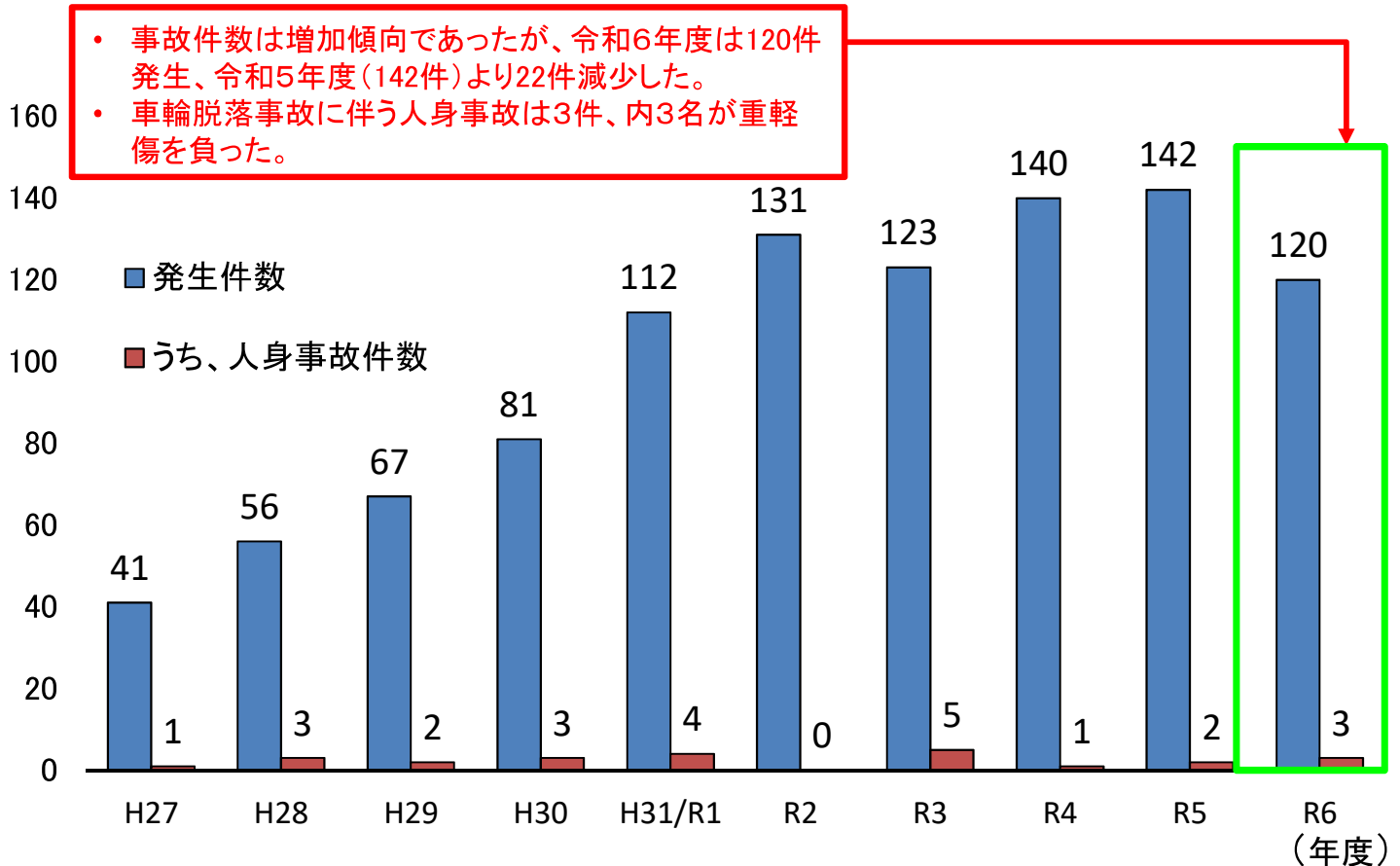
<問い合わせ先>

物流・自動車局自動車整備課 松井、坂本

代表：03-5253-8111（内線：42413）

直通：03-5253-8599

(件) 年度別の大型車の車輪脱落事故の発生件数(過去10年間)



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

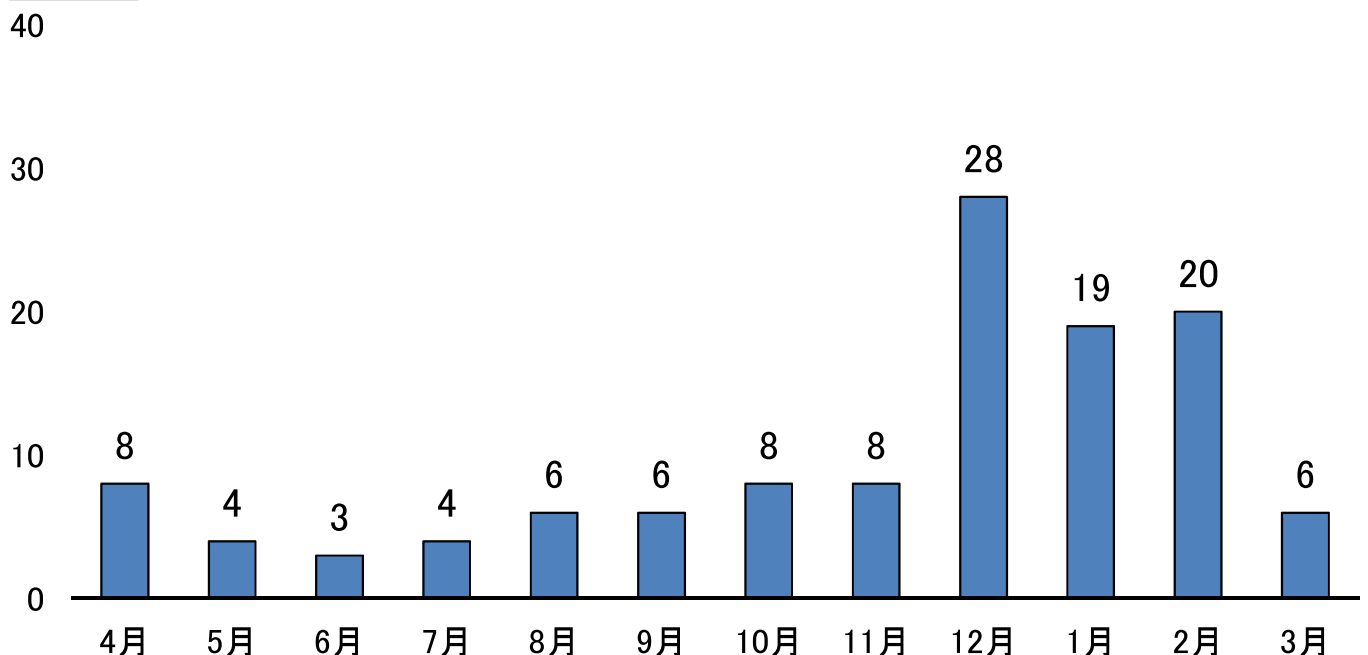
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故の月別発生件数(令和6年度)

(件)

n=120

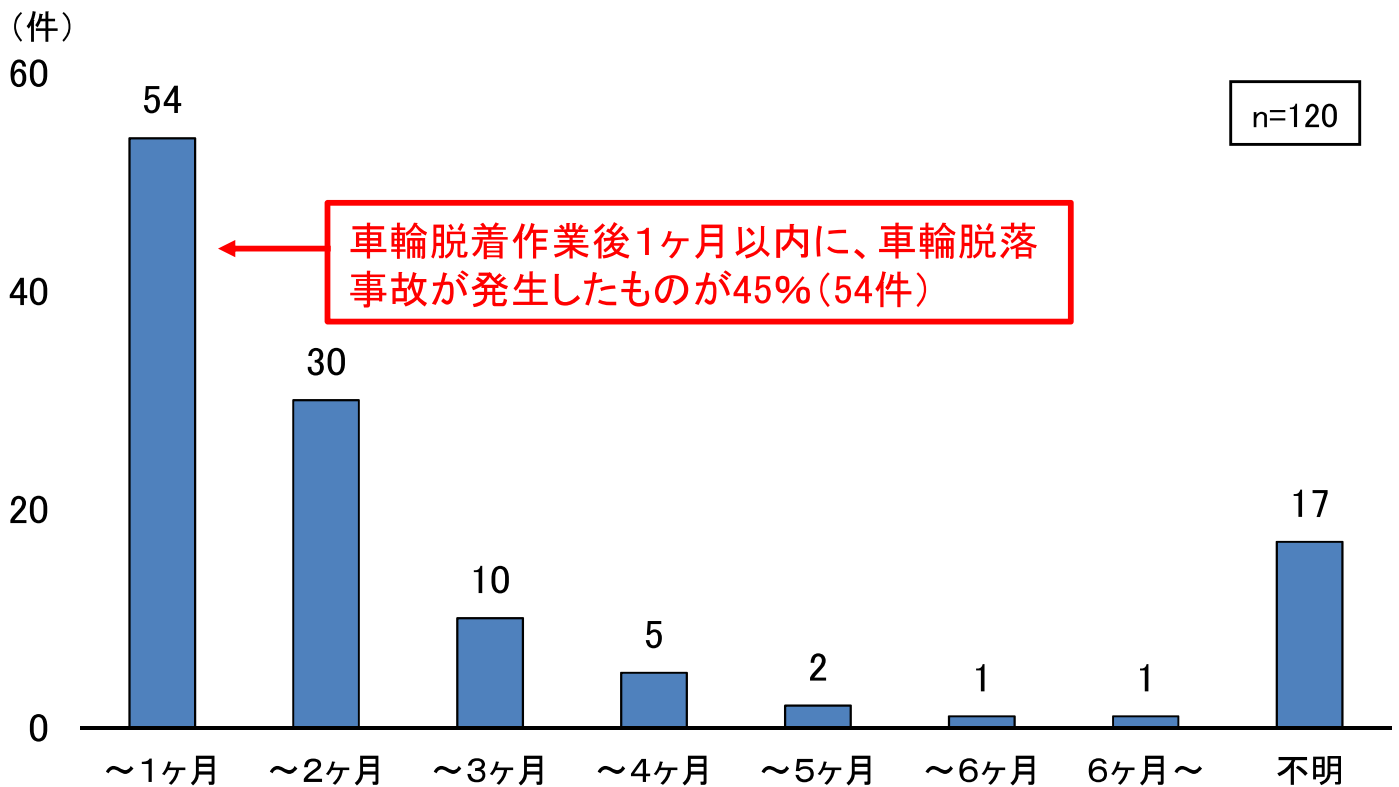
120件のうち、12月～2月に56%(67件)発生と冬期に集中



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

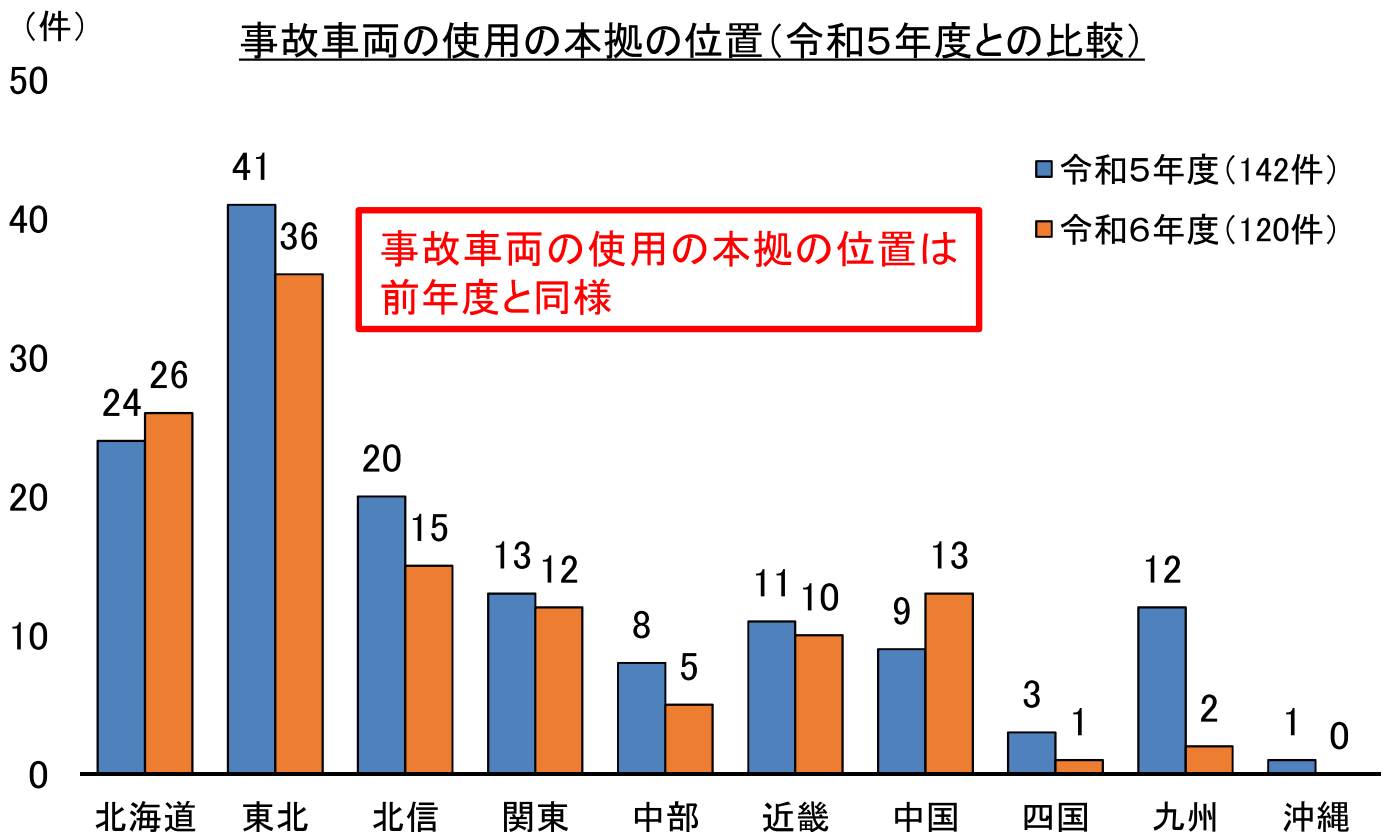
車輪脱落事故発生状況

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間(令和6年度)



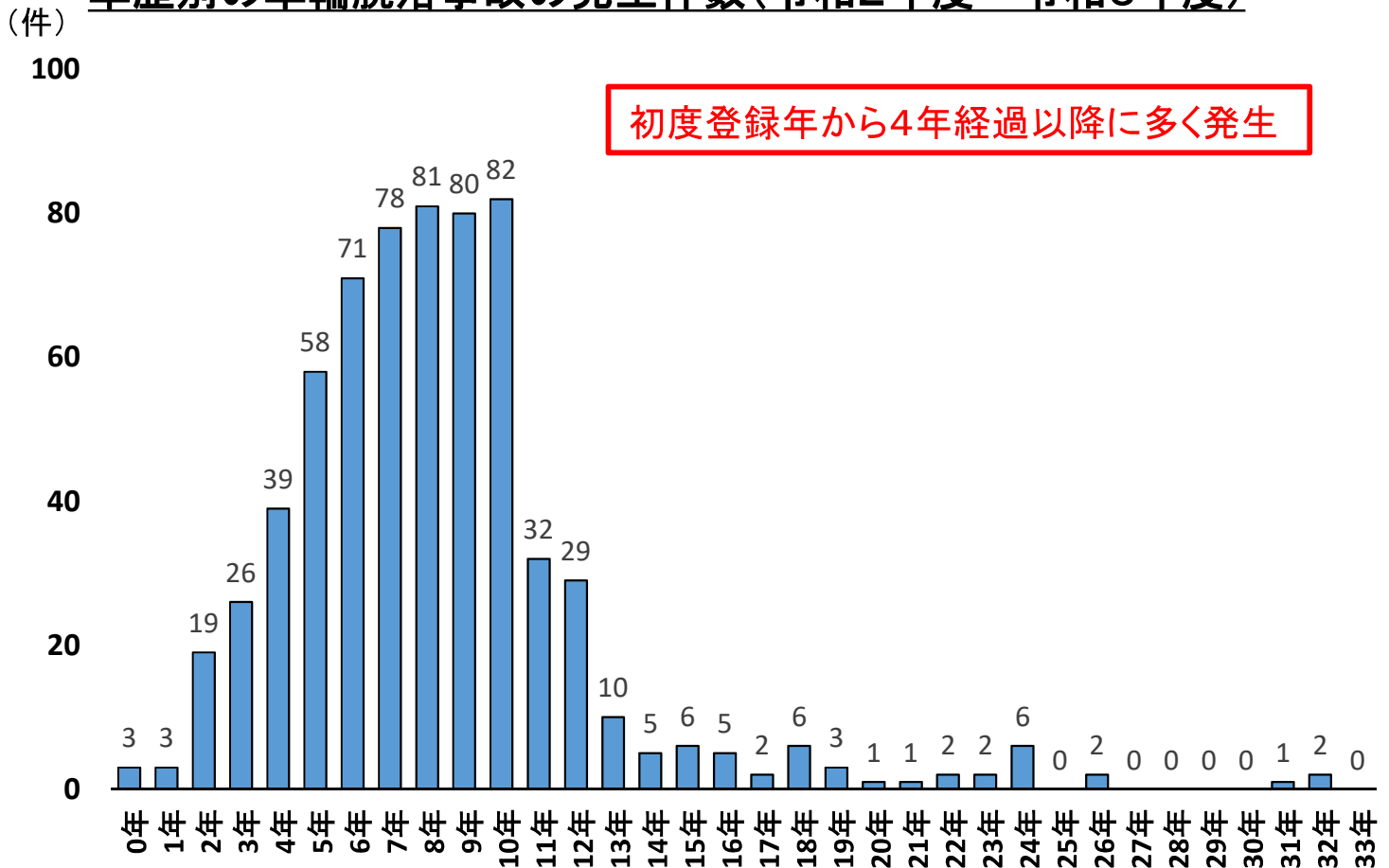
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

事故車両の使用の本拠の位置(令和5年度との比較)



車輪脱落事故発生状況

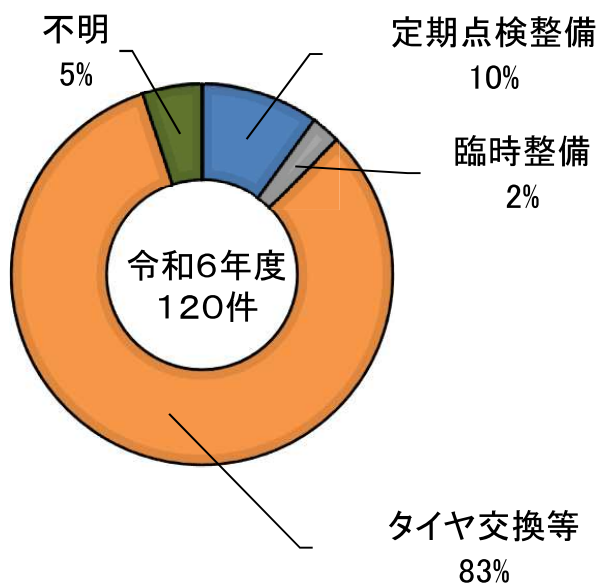
車歴別の車輪脱落事故の発生件数(令和2年度～令和6年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

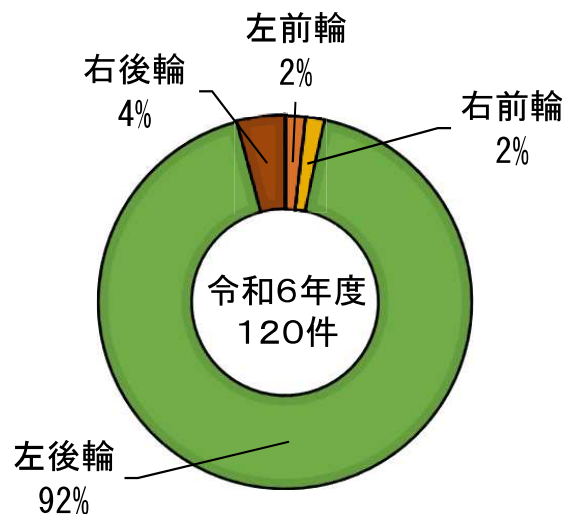
冬用タイヤなどタイヤ交換等が
大半を占める

タイヤ脱着作業内容別



左後輪に集中する傾向は、
前年度と変化なし

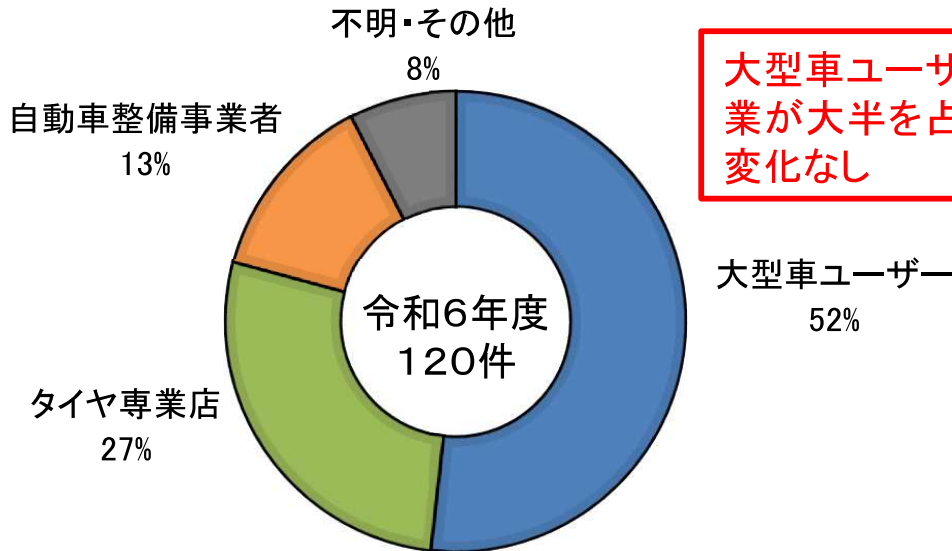
脱落した車輪位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者別 タイヤ脱着作業時における不備（令和6年度）

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施（不適切）の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 (62件のうち)	タイヤ専門店 (33件のうち)	整備事業者 (16件のうち)
作業等不備割合 ※1件に複数の 不備もあり	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【50%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【21.2%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【18.7%以上】
	トルクレンチ等不使用 【16.1%以上】	トルクレンチ等不使用 【9.0%以上】	トルクレンチ等不使用 【6.2%以上】
	ホイール・ナット等清 掃未実施 【12.9%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【6.0%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【0%】

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査

- 令和6年度に発生した車輪脱落事故車両120台のうち98台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しないものや、ワッシャが固着しているもの
 - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
 - ・ディスク・ホイールやハブ等に著しいさびがあるもの等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ナットが滑らかに回転せず、油分が付着していなかった。

締め付け不良・潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ボルトのねじ部がディスク・ホイールとの干渉により損傷。また、油分が付着していなかった。

ディスク・ホイールやハブの錆び



ディスク・ホイールの表面全体が錆びている。



ハブのディスク・ホイール当たり面に錆が付着。

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」】、
【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



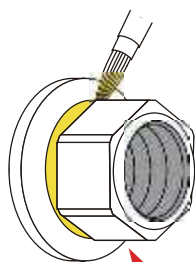
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

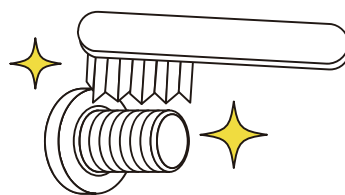
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



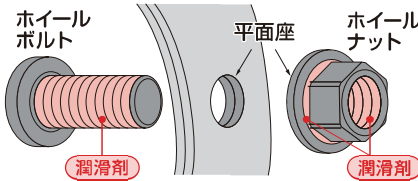
ホイールナット締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



(大型トラック・バス)

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！



ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！

©くまみね工房

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

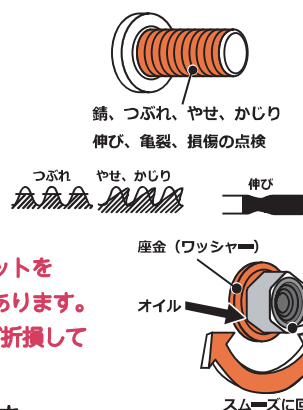
【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



【著しい錆の例】



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。



ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



【著しい錆の例】



ハブ（ホイール取付面）

詳しくは、
こちらから！



一般
社団法人

日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)



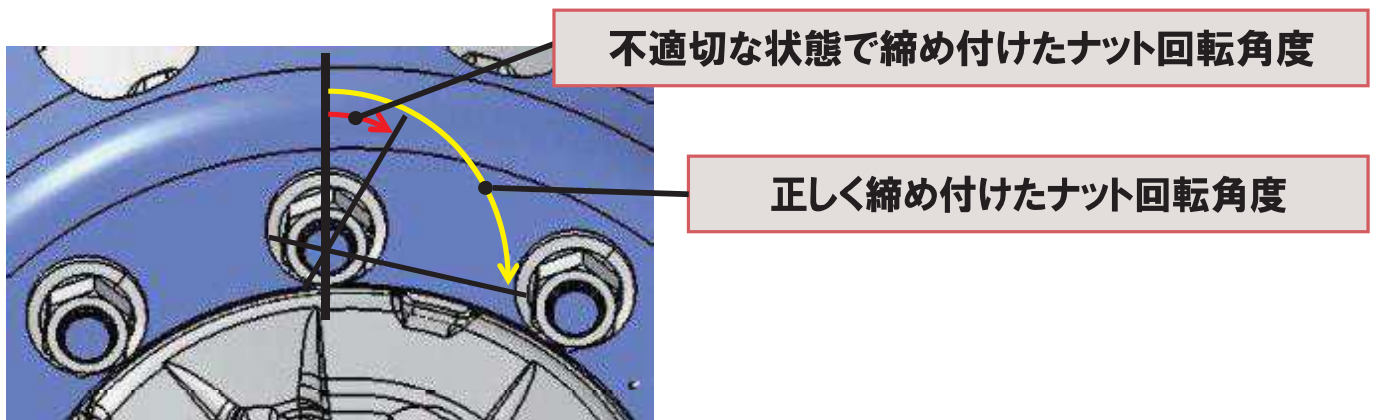
国土交通省

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

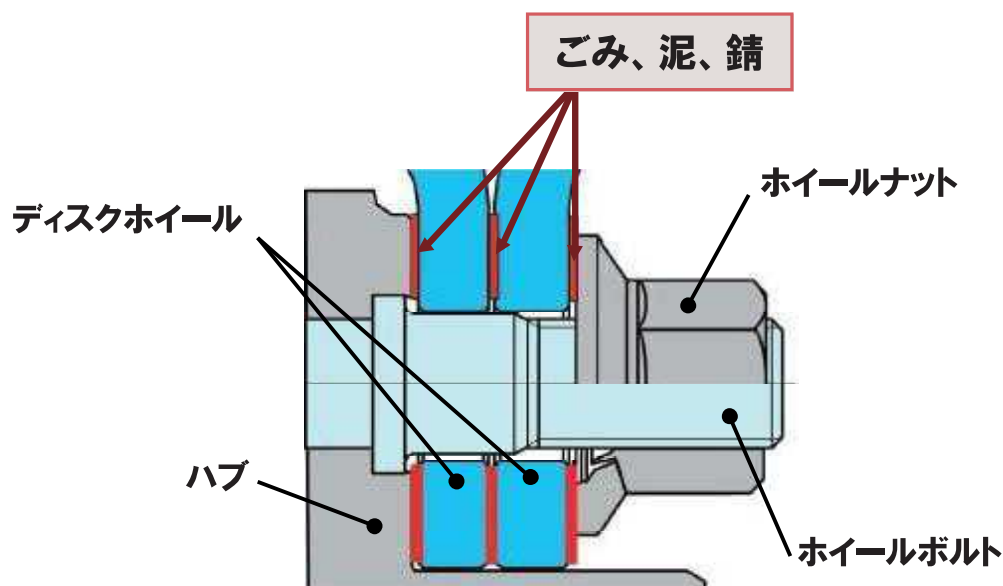
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面に
ごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、
規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで
締まらず、**十分な締め付け力が得られなくなります。**



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、
剥がれることで、**締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。**



車輪脱落予兆検知装置のご案内

走行中に異常を検知

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言



年間100件を超える大型車の車輪脱落事故が発生しています。車輪脱落事故防止には、車輪脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底がととても重要ですが、近年開発された車輪脱落予兆検知装置は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されます。

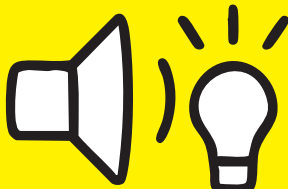
車輪脱落の予兆を検知

ホイールナットが緩むなどにより車輪が脱落する恐れが発生した際、その予兆を検知し、ドライバーに警報します



予兆警報

車輪に取付けたセンサーがナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知し、車輪脱落事故を未然に防止



音・光で警報

ナットの緩みを音と光でドライバーに通知し、見逃しません

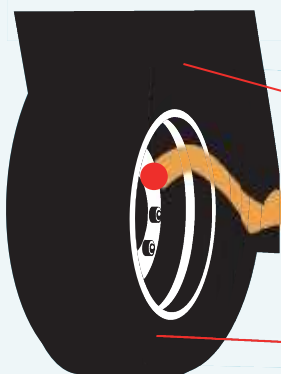


簡単脱着

簡単取付で車輪脱着時も煩わせません

予兆検知の3ステップ

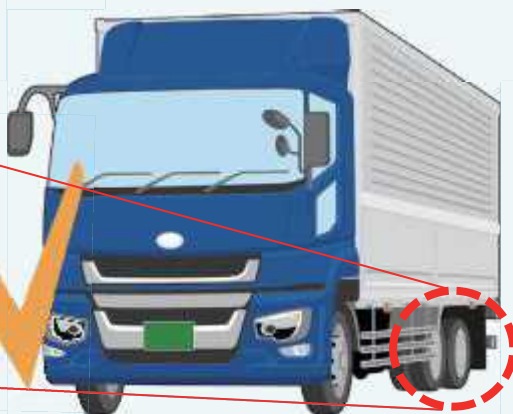
Step-1



① 車輪脱落の予兆を検知

センサーがホイールナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知

Step-2



② 電波で送信

運転席の受信表示機へ電波で送信

Step-3



③ ドライバーに警報

音と光でドライバーに警報

車輪脱落予兆検知装置のご案内

経営リスクをゼロへ

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言

車輪脱落は大事故につながりかねない大変危険なものであり、車輪脱落事故を起こすと「車両の使用停止」などの行政処分や様々なリスクが発生します。

信用リスク

配送遅延、事故報道

資金リスク

運行停止、賠償金、保険料率、修理費用

国補助金でコスト半減（令和6年度・先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）



補助率：費用の1/2（上限5万円／台）
対象装置：車輪脱落予兆検知装置（後付け）

※後付けの車輪脱落予兆検知装置については、国土交通大臣が選定した装置が対象となります。

受付期間：R7.5.8～R8.1.30 ※予算枠に達し次第終了
補助金ポータル：<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

導入のご相談はお近くの販売店へ

車輪脱落の予兆検知装置は、車種・軸構成により適合が異なります。
取付可否・導入費用・補助金の対象可否については、大型車メーカー4社のお近くの販売店にお問い合わせください。

よくある質問

1. 後付け品の適合車種は？

→現在（2025年10月1日時点）国土交通大臣の選定を受けている後付け品は「ISO ホイールのトラック」を対象とした製品です。（バス用はありません。今後の展開をお待ちください）

2. 補助金の対象条件は？

→自動車運送事業者を対象とし、国土交通大臣が選定した車輪脱落予兆検知装置を装着する場合に限ります。
詳細については、上記の補助金ポータルサイトでご確認ください。

3. 日常点検の代わりになりますか？

→車輪に取付けたセンサーで、車輪脱落の予兆を検知する装置ですが、すべてのホイールナットの緩みを検知するものではありませんので（2025年10月1日時点）、これまで通り、日常・定期点検は必ず行ってください。点検方法は、取扱説明書でご確認頂けます。



一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

自動車整備業における適正取引のさらなる徹底について

自動車整備業における下請事業者に対する適正取引について、令和 7 年 4 月 30 日付け国自整第 32 号及び令和 7 年 9 月 2 日付け国自整第 116 号において会員企業に対し、次の点に留意するよう周知徹底を依頼したところです。

このような中、本日、公正取引委員会及び中小企業庁より、令和 7 年 4 月以降実施した「自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査結果」が公表されました。貴会におかれては、会員企業に対して、集中調査の結果を周知するとともに、整備作業を外注する場合等における下請事業者に対して公正な競争を阻害するおそれのある行為をしないよう、改めて徹底をお願いします。

記

1. 労務費指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）に抵触する恐れがあること。
2. 下請事業者に対して、親事業者が自己の一方的な都合により契約で定めた対価の減額を行うこと、一方的に著しく低い対価での取引を要請する等の行為をしないこと。
3. 下請事業者には責任がないにもかかわらず、親事業者が一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定める等の行為をしないこと。
4. 親事業者は下請事業者に対して、次の費用を適切に支払うこと。
 - (i) 親事業者と下請け事業者との間で交換部品を運送する費用
 - (ii) 不要となった部品を廃棄処分する費用
 - (iii) 下請け事業者が修理顧客に代車を貸し出した場合の費用

参照条文

■ 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

■ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第二条

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 2 日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 御中

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課

検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における
OBD 検査の有効性の取扱い等について (周知)

OBD 検査及び OBD 確認 (以下「OBD 検査等」という。) の実施に当たっては、指定自動車整備事業規則 (昭和 37 年運輸省令第 49 号) 第 2 条第 1 項第 2 号に定める自動車検査用機械器具 (以下「検査器具」という。) として (一社) 日本自動車機械工具協会 (以下「機工協」という。) が行う型式認定を受けた検査用スキャンツールを使用することとしている。また、検査用スキャンツールの製作者等は、型式認定を受けた検査用スキャンツールの構造、装置又は機能を変更しようとする場合には、機工協が定めるところにより、構造等変更試験を受けなければならないこととされている。

他方で、検査用スキャンツールの製作者等は、その製作した検査用スキャンツールについて技術基準等に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合等には、速やかにソフトウェアアップデート等の改善措置 (以下単に「改善措置」という。) を講じる必要がある。

したがって、検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における OBD 検査の有効性や事前に OBD 検査等を実施した車両に対する独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会 (以下「機構等」という。) における基準適合性審査等については、別紙 1、2 のとおり取り扱うものとする。

型式認定を受けた検査用スキャンツールにおける OBD 検査の有効性等

1. 検査器具としての取扱い

型式認定を受けた検査用スキャンツールについては、そのバージョン等が認定された旨の事実が機工協において公表された時点から、検査器具として取り扱って差し支えない。

2. OBD 検査等の有効性

機工協がバージョン等について認定を行って間もない検査用スキャンツールについては、OBD 検査システムへの型式認定情報の反映に所定の時間がかかることから、OBD 検査等を実施する際、特定 DTC 照会アプリの画面上に「お使いの検査用スキャンツールは認定されていない可能性があります。」の文字（以下「非認定メッセージ」という。）が表示される可能性がある。ただし、この場合においても、1. のとおり検査器具として取り扱って差し支えないことから、実施した OBD 検査等の結果は有効として差し支えない。なお、当該表示について不明な点等がある場合には、検査用スキャンツールの製作者等に問い合わせること。

3. 機構等における基準適合性審査時の取扱い

機構等が実施する基準適合性審査に先だって OBD 検査等を実施する際、2. により特定 DTC 照会アプリにおいて非認定メッセージが表示される車両については、「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」（令和 6 年 3 月 28 日付国自整第 278 号。以下「OBD 取扱規定」という。）7.（2）の規定の対象となるため、機構等における基準適合性審査時の OBD 検査は省略されない。

検査用スキャンツールの緊急的な改善措置時における OBD 検査の有効性等

1. 検査器具としての取扱い

型式認定を受けた検査用スキャンツールであって、その製作者等が改善措置を講じようとし、又は講じたものは、機工協による構造等変更試験その他の手続（以下「構造等変更試験等」という。）前であっても、検査器具として取り扱って差し支えない。ただし、当該製作者等が、当該検査用スキャンツールが OBD 検査を適切に実施できない状態にあると認め、機工協がその旨を公表した場合、又は機工協が当該検査用スキャンツールの型式認定を取り消した場合は、この限りでない。

2. OBD 検査等の有効性

機工協による構造等変更試験等の前に改善措置が講じられ、ドライバー又はファームウェアのバージョンが変更された検査用スキャンツールについては、型式認定時のバージョンと異なることから、OBD 検査等を実施する際、特定 DTC 照会アプリの画面上に非認定メッセージが表示される。ただし、1. のとおり検査器具として取り扱って差し支えないことから、実施した OBD 検査等の結果は有効として差し支えない。なお、当該表示について不明な点等がある場合には、検査用スキャンツールの製作者等に問い合わせること。

3. 機構等における基準適合性審査時の取扱い

機構等が実施する基準適合性審査に先だって OBD 検査等を実施する際、2. により特定 DTC 照会アプリにおいて非認定メッセージが表示される車両については、OBD 取扱規定 7.（2）の規定の対象となるため、機構等における基準適合性審査時の OBD 検査は省略されない。

国自整第125号の2
国官参自保第215号の2
令和7年10月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務
の取扱いについて」の一部改正について

標記の件について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合
事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対して周
知徹底をお願いします。

国自整第125号
国官参自保第215号
令和7年10月1日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務
の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱
について」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車
第1393号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
(昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号) 新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

新	旧
自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日	自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿
物流・自動車局自動車整備課長 保障制度参事官室長	物流・自動車局自動車整備課長 保障制度参事官室長
自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて	自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令第59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図りたい。	標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令第59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図りたい。
附則（略）	附則（略）
<u>附則（令和7年10月1日 国自整第125号、国官参自保第215号）</u>	<u>（新設）</u>
<u>改正後の通達は、令和7年10月1日から施行する。</u>	
別紙 1～4（略）	別紙 1～4（略）

別記 1 (略)

別記 2

保險会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A O 損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上 O O (※重層事業) 本部	J A O O (※重層事業)
アーク・ユア・オニセ・ナリ・エス・ピー・エイ	ゼナリ	O O O (※重層事業) 共済農業協同組合連合会	J A O O O (※重層事業)
アドリック損害保険株式会社	アドリック	O O O 農業協同組合	J A O O O
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イー・デザイン損害保険株式会社	イー・デザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
AIG損害保険株式会社	AIG	全国トラック交通共済協同組合連合会	交通連
旧 A I U損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
SBI損害保険株式会社	SBI	新湿地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
サ・ユ・エ・ガ・ク・ア・カ・シ・セ・イ・フ・ド	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイ・アイ・傷害火災保険株式会社	ジェイ・アイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
SOMPOダイレクト損害保険株式会社	SOMPOダイレクト	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
旧 そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
ソニー損害保険株式会社	ソニー	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険契約者保護機構	保護機構	四国交通共済協同組合	四交協
損害保険ジャパン株式会社	損害ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Chubb損害保険株式会社	Chubb	北海道自動車共済協同組合	北海道共
旧 エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チェーリビ・インシュアランス・カンパニー	チェーリビ	関東自動車共済協同組合	関東自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

国自情第259号
国自整第193号
令和7年12月18日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車情報課長
自動車整備課長

行政書士法の一部を改正する法律の施行について（周知依頼）

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が、令和8年1月1日に施行されます。本改正については、令和7年6月13日付で総務省自治行政局長から国土交通省官房長宛てに別添が通知されています。

今回の行政書士法の改正では、行政書士や行政書士法人でない者が他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等どのような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することができないという従来の解釈が条文上においても明確化されました。当該行為を行った場合、従来と同様、同法第19条第1項（業務の制限）違反として処罰されるおそれがあります。

つきましては、貴連合会においても、本改正及び別添の趣旨・内容を踏まえ、引き続き、適切に対応していただきますよう傘下会員に周知をお願いします。

総行行第281号
令和7年6月13日

各府省官房長等 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

行政書士法の一部を改正する法律の公布について（通知）

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号。以下「改正法」という。）が、議員立法により成立し、本日、公布されました。改正法は令和8年1月1日に施行されることとされています。

改正法は、行政書士の使命及び職責に関する規定の創設のほか、特定行政書士（改正法による改正後の行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「新法」という。）第1条の4第2項に規定する特定行政書士をいう。以下同じ。）が行政庁に対する不服申立て手続の代理等を行うことができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。以下同じ。）に関するものを行政書士が「作成することができる」とすることや、同法第19条第1項の業務の制限に関する規定についてその趣旨の明確化を図ること等を内容としています。

各行政手続の所管部局におかれましては、下記事項にご留意いただくとともに、業務の制限に関する規定の改正によりその趣旨が明確化されることを踏まえ、別添の地方公共団体における取組も参考としながら、行政書士又は行政書士法人でない者による関与を防止するための取組を行っていただきますようお願いいたします。

併せて、本府省及び各地方支分部局等の各申請窓口にも、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地方公共団体に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

記

1. 特定行政書士の業務範囲の拡大

新法第1条の4第1項第2号に基づき、特定行政書士が、行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係

る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大することとされたこと。

これにより、これまでは、許認可等の申請を申請者本人が行った場合において、当該申請に係る処分に不服があるときは、他の法律において不服申立ての手續を代理できる者が定められている場合を除き、申請者本人又は弁護士に依頼して不服申立てを行うものであったが、本改正により、これらの者に加え、特定行政書士に依頼して不服申立てを行うことも可能となること。

2. 業務の制限規定の趣旨の明確化

改正法による改正前の行政書士法第19条第1項（業務の制限）において、「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定されていたが、改正法においては、本規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすることとされたこと。

これは、行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等どのような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することは違法であるという現行法の解釈を条文に明示することにより、行政書士や行政書士法人でない者による違反行為の更なる抑制を図ろうとする趣旨によるものであること。

< 参照条文 >

●改正後の行政書士法（昭和26年法律第4号） ※令和8年1月1日施行

（業務）

第一条の三 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の四 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 〔略〕

二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成すること。

三・四 〔略〕

2 〔略〕

（業務の制限）

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手續について、当該手續に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 〔略〕

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 23 日

各地方運輸局自動車技術安全整備（・保安）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス期間等における
指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認の取扱いについて

今般、車検証閲覧サービスのシステムメンテナンスを令和 8 年 1 月 4 日から 1 月 5 日の一部時間帯に行う予定としており、下記 1. のとおり電子車検証特設サイトにて案内されているところです。

指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認にあっては、オンラインモードでの車検証閲覧アプリにより確認した車検証情報により行うように指導しているところですが、当該メンテナンス期間中においては、車検証閲覧アプリ（以下、アプリという。）のオンラインモードにより車検証情報を閲覧することが出来ないことから、当該期間において指定自動車整備事業者が完成検査に係る同一性確認を行う場合にあっては、下記 2. のとおり取扱うよう指定自動車整備事業者に指導されたい。

また、今後、車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス等によりアプリのオンラインモードにより車検証情報を閲覧することが出来ない場合においても、下記 2. により取扱って差し支えない。

なお、別添のとおり、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長に通知したことを申し添える。

記

1. 車検証閲覧サービスのシステムメンテナンスについて

（1）システムメンテナンス作業時間（予定）：

令和 8 年 1 月 4 日（日）10 時 ～ 令和 8 年 1 月 5 日（月）8 時 30 分

（2）メンテナンス作業時間帯は、車検証閲覧サービス全体（車検証閲覧アプリ（iOS 版、Android 版、PC 版）、車検証閲覧 API）をご利用いただけません。詳細については、以下の電子車検証特設サイトにてご確認ください。

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/news>

2. システムメンテナンス期間等（アプリの不具合発生時を含む。）における取扱いについて

（１）アプリのオンラインモードにより車検証情報が閲覧できない場合における完成検査に係る同一性確認の取扱いは、以下により検査車両の同一性を確認して差し支えない。

①事前に印刷・出力された「自動車検査証記録事項」（直近の継続検査等の際に配布されたもの、アプリより出力されたもの等）があり、かつ、その記載内容が最新のものであると指定自動車整備事業者が判断できる場合にあっては、電子車検証及び当該最新の「自動車検査証記録事項」により、検査車両の同一性を確認して差し支えない。

②アプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報が、最新かつ全ての情報であると指定自動車整備事業者が判断できる場合にあっては、電子車検証及びアプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報により、検査車両の同一性を確認して差し支えない。

③アプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報が、最新かつ全ての情報であると指定自動車整備事業者が判断できない場合にあっては、電子車検証及びアプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報により、検査車両の同一性を確認しないこと。

（２）（１）の取扱いを行った場合にあっては、指定自動車整備事業者において事後的に確認できるように指定整備記録簿等にその旨を記載する等、記録を残すことが望ましい。

別添

事 務 連 絡
令和7年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス期間等における
指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（保安）課長及び
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会傘下会員に対し周
知願います。

事務連絡
令和8年1月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における
中間点検の取扱いについて

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下「通達」という。)1.(1)②中間点検(3か月ごとに行う基本的な点検)については、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)別表第3の「3か月ごと項目」に則り実施することに加え、通達1.(2)に基づき、「直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、別添の点検項目とすることができる」こととしている。(以下「簡略化された中間点検」という。)

今般、自家用車活用事業を行う事業者から簡略化された中間点検の取扱いについて明確化すべきとの指摘がなされているため、下記のとおり解釈を明確化することとする。なお、当該解釈の周知用の資料を別紙のとおり作成したので適宜活用されたい。

記

1. 簡略化された中間点検の実施については、法人タクシー事業者の指示の下、自家用車活用事業における自家用車の使用者が自ら実施して差し支えない。なお、法人タクシー事業者は、当該自家用車の構造、当該使用者の点検整備に係る技能、作業環境等により点検が難しい場合は、特定整備事業者に行わせる等により、中間点検が適切に実施されるよう措置すること。
2. 通達別添の「点検箇所」、「点検項目」に係る一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例は別添のとおりとする。

別添：自家用車活用事業における自家用車の簡略化された中間点検項目及び実施方法の例

点検箇所		点検項目	点検の実施方法の例
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	○定められたプーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	○乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検します。 ○ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検します。
	リザーバ・タンク	液量	○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MIN など)にあるかを点検します。 ○リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検します。
走行装置	ホイール	(※1)タイヤの状態	○リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスペア・タイヤについても点検します。 ・タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石及びその他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検します。 ・タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検します。

			○タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあつては、当該装置に係る空気圧表示の目視確認により、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	○ホイール・ナット、ホイール・ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検します。
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	○リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検します。
	エア・サスペンション	エア漏れ	○エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検します。 ○リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検します。
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 ・取付部に損傷がないか。
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	○クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検します。 ○レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (無調整式レリーズ・シリンダの場合は点検は不要です。) ○アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを

			踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
		作用	○アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検します。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検します。 ○クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検します。
		液量	○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。
	トランスミッション及びトランスファ	(※1)油漏れ及び油量	(油漏れの点検) <M/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部から油漏れがないかを目視などにより点検します。 <A/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からの油漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。 (油量の点検) <M/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。(油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。) <A/T車> ○水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレ

			ーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後 Pレンジ(車両によっては、Nレンジ)に戻します。そして、レベル・ゲージにより油量を点検します。 (トランスミッションオイルのレベル・ゲージがない場合には、この点検は不要です。) ○レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検します。
	デファレンシャル	(※1)油漏れ及び油量	○リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺から油漏れがないかを目視などにより点検します。 ○リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。 (油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。)
電気装置	点火装置	(※1)(※2)点火プラグの状態	○点火プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を行います。 ・電極に汚れ、損傷及び摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検します。 ・中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップ・ゲージなどにより点検します。
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	○ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検します。
原動機	本体	低速及び加速の状態	○エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。 また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検します。 ○エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、

			ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
		排気の色	<ガソリン車、LPG 車> ○エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドル回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検します。 <ディーゼル車> ○エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検します。
	潤滑装置	油漏れ	○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどから油漏れがないか。 ・オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	○定められたプーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検します。 ○ベルトの全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。
		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、次の点検を行います。 ・ベーパーライザ、導管及び継手部に石けん水を塗るなどの方法により、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ・導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
		(※3)ガス容器及びガス容器付属品の損傷	○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、目視などにより、次の点検を行います。 ・容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。 ・容器表面に変色又は局所的な損傷がないか。

		いか。 ・継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。 ・複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。 ・ネックリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないか。
車枠及び車体	緩み及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット及びボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検します。 ○ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検します。

①(※1)印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

②(※2)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

③(※3)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

④本表は、一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例を定めたものであり、自動車メーカー等のユーザーマニュアル等も参照しつつ、自家用車活用事業の用に供される自家用自動車に応じて点検の実施方法の例に掲げる以外の方法での点検を妨げるものではない。

⑤自家用車活用事業の用に供される自家用自動車が本表の点検箇所を備えていない場合にあっては、当該点検箇所の点検を省略することができる。

日本版ライドシェアの中間点検※は ドライバー自身でも可能です！

※簡略化された中間点検の場合



国土交通省通達「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け国自整第283号）」に基づき、所定の要件を満たした場合の簡略化された中間点検（簡略化点検）は、ドライバー（使用者）による点検も可能です。

（所定の要件）

直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車

Q1：ドライバーでの簡略化点検実施にあたり注意点はありますか？

ライドシェア事業者は自家用自動車の点検整備の実施に責任を負うことからドライバーに対して簡略化点検の実施にあたり適切な指示を行うとともに、点検が適切に行われていることを確認できる記録をドライバーから入手する必要があります。

Q2：必ずドライバーが実施しなければいけませんか？

必ずしもドライバーの方が実施する必要はございません。ドライバーが点検の知識や工具が無いなど不安な場合は無理にドライバーに簡略化点検を実施させず、整備工場等に依頼することをお勧めします。

Q3：特殊な構造の自動車ですが自身による中間点検は可能ですか？

特殊であろうと制限はございませんが、不安な場合は知見のある整備工場等に依頼することをお勧めいたします。

国自情第355号
国自整第247号
令和8年2月26日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車情報課長
自動車整備課長

運輸支局等の検査窓口における紙の保安基準適合証及び
自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いの廃止について（依頼）

国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」といいます。）の拡大をはじめとする自動車保有関係手続のDX化を進めています。

その一環として、平成29年には「電子保安基準適合証の利用促進について（依頼）」（平成29年11月17日付け国自情報第164号、国自整第217号）により「一定の期間を定め、継続検査の申請に当たっては、OSS・非OSSの如何にかかわらず原則電磁的方法により保安基準適合証を提出して頂く」旨周知したところです。

今般、運輸支局等の検査窓口のDX化のため、令和10年1月以降、検査窓口における受付は「自動受付機」により行うこととし、紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いを原則廃止予定であることから、貴連合会におかれましては、以上の経緯及び状況をご理解の上、下記の事項につきご協力頂きますよう、対応方よろしくお願いします。

記

1. 傘下会員及びその加入事業者に対し、令和10年1月以降、運輸支局等の検査窓口における受付は申請者が自ら「自動受付機」により行い、紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いは原則廃止される旨周知すること。
2. 傘下会員に対し、以下の点を要請すること
 - (1) 令和10年1月以降、紙の保安基準適合証の様式の作成・配布を行わないこと。
 - (2) 会員の指定自動車整備事業者が保安基準適合証の電子化に対応できるよう、運輸支局等と連携して必要な指導・支援を行うこと。
 - (3) 会員の自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む。）が自動車損害賠償責任保険証明書の電子的な提示に対応できるよう、運輸支局等と連携して必要な指導・支援を行うこと。

事 務 連 絡
令和8年3月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業におけるフィルム類が装着された自動車の
取扱いに係る留意事項について（依頼）

近年、一部の指定自動車整備事業者において、前面ガラス及び側面ガラスにフィルム類が装着された自動車の点検整備等にあたり、可視光線透過率測定器（以下、測定器という。）による可視光線透過率の計測を行っていないにも関わらず、保安基準に適合していないおそれがあると説明して自動車ユーザーにフィルム類の剝離を指示する事案が発生しているとの情報が寄せられています。

また、指定自動車整備事業者による当該測定機の取扱い方法が十分に理解されていないことにより、本来であれば保安基準に適合するものが不適合と判断される事例も発生しているとのことです。

つきましては、フィルム類が装着された自動車の取扱いにあつては、下記の事項について特段のご留意をいただきますよう貴会傘下会員に周知をお願いします。

記

1. 自動車ユーザー保護の観点からの留意事項

- ・ 自動車ユーザーに対してフィルム類を剝がす必要がある旨の説明を行う際には、可視光線透過率の計測を行い、計測結果を用いて丁寧かつ明確に説明すること。
- ・ 自社で計測ができない場合にあっては、当該フィルム類が装着された状態では自社で保安基準適合性の判断ができない旨とその理由を自動車ユーザーに対し丁寧かつ明確に説明すること。

2. 計測器の適切な取扱いに関する留意事項

- ・ 測定器の取扱説明書等に基づき、正しい手順で計測すること。
- ・ 計測前には必ず当該機器の校正手順に基づき校正を実施し、精度が確保された状態で計測すること。

令和 8 年 3 月 24 日
物流・自動車局
自動車整備課

自動車整備事業関連手続きについてもオンライン申請を開始します！

～いつでもどこからでも申請可能に～

政府が推進するデジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、国土交通省では各種行政手続きのオンライン化を進めています。自動車整備事業分野においても、自動車運送事業に続き、オンライン化を推進しています。

このたび令和 8 年 4 月 1 日より、これまで窓口または郵送で行っていた 11 の手続きについて、オンラインによる申請・届出も可能となります。

1. 対象手続きと利用開始時期

令和 8 年 4 月 1 日より、以下の 11 手続きがオンライン申請に対応します。

【自動車特定整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 整備主任者の選任届出・変更届出

【指定自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 自動車検査員の選任届出・変更届出

【優良自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出 / 辞退等届出

2. オンライン申請の利用方法

対象手続きは、国土交通省ウェブサイト内の以下ページをご参照の上、e-Gov を通じてオンライン申請が可能です。

■国土交通省 物流・自動車局ウェブサイト

e-Gov オンライン申請（自動車事業関連手続き）

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html

（右記二次元コードからもアクセス可能です）



ウェブサイト内には、オンライン申請マニュアルや、説明用の動画等を掲載しておりますので、申請の際にご活用ください。

<問い合わせ先>

物流・自動車局 自動車整備課 富岡、佐々木

代表 03-5253-8111（内線 42423） 直通 03-5253-8599

令和8年4月～

自動車整備事業手続きのオンライン申請をご利用ください！

自動車整備事業者の皆様は、事業場のパソコン等から
各種手続きのオンライン申請が行えるようになります

書面で提出していた自動車整備事業関連手続きの「申請書」や「届出書」を
自社のパソコン等からインターネットを通じて提出することができます。

電子申請(e-Gov)利用のメリット

✓ いつでも、どこでも申請可能



✓ 行政機関までの移動が不要



✓ パソコンで申請後の状況を確認



✓ パソコンで公文書取得が可能



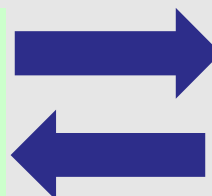
■紙申請の場合



■電子申請の場合



- ✓ いつでも、どこからでも申請可能
- ✓ 申請書の印刷・持ち出しが不要
- ✓ 運輸支局等までの移動が不要
- ✓ 申請後の処理状況の確認や公文書の取得がパソコンにて可能



電子申請の利用対象となる手続き

自動車特定整備事業

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
整備主任者の選任・変更届出

指定自動車整備事業

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
自動車検査員の選任・変更届出

優良自動車整備事業

新規申請
変更届出
辞退等届出

令和8年4月より利用開始



オンライン申請の詳細は、こちらのサイトをご参照ください。

自動車整備事業に関するオンライン申請

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html



電子申請利用の流れ(概要)

e-Gov電子申請システム

パソコンの環境設定

申請書/届出書、 添付資料の作成

申請書/届出書、 添付資料の提出

e-Gov電子申請システムの利用には、e-Gov電子申請プログラムのインストール作業が必要となります。インストール手順等についてはe-Govサイトをご参照ください。

※デジタル庁発行のGビズID(プライム又はメンバー)が必要です。
ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、手続き検索機能等を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロードします(申請様式と添付資料の作成)。なお、スマートフォンからは申請・届出はできませんので、ご注意ください。
作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行った上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

電子申請利用準備や操作方法、各申請ごとのマニュアル等、詳細につきましては、こちらのサイトをご参照ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html



関連リンク

e-Gov電子申請サイト

手続共通の電子申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請～FAQサイト

電子申請利用に関するご質問への回答を紹介するサイトです(上記総合サイト内に構成)。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>



国土交通省 e-Gov電子申請サイト

国土交通省のe-Gov電子申請サイトです。

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sos_ei_jouhouka_fr2_000002.html



お問い合わせ先

パソコンの環境設定等e-Govに関すること

e-Gov利用者サポートデスク

☎: 050-3786-2225

URL: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

受付時間: 平日 9:00～17:00 他
(※詳細はサイトにてご確認ください。)



GビズIDに関すること

GビズID ヘルプデスク

☎: 0570-023-797

URL: <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

受付時間: 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除く)



申請方法や入力方法に関すること

自動車整備事業関係オンライン申請ヘルプデスク

☎: 050-3852-4979

受付時間: 平日 8:30～17:15

(※運輸支局等の開庁日に準ずる。)

記載事項や必要な添付書面等 具体的な申請内容・届出内容に関すること

管轄する運輸支局等の自動車整備事業担当へ直接お問い合わせください。特に、指定自動車整備事業の新規申請等、運輸支局等との調整が必要なものについては事前にご相談ください。

本資料の内容に関する問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局自動車整備課

03-5253-8111

国自整第 280 号
令和 8 年 3 月 31 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 280 号
令和 8 年 3 月 31 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 126 号）について、別紙新旧対照表のとおり記載修正のため改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

【新旧対照表】「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の改正について

(新)		(旧)	
2 違反点数の取扱い	2 違反点数の取扱い	(1) 事業場の違反点数について	(1) 事業場の違反点数について
①～③ (略)	①～③ (略)	④ 3 (3)、4 (3)、及び5の行政処分並びに文書警告であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。	④ 3 (3)、4 (3)、及び5の行政処分等であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。
ア～イ (略)	ア～イ (略)		ア～イ (略)

附則 (令和8年3月31日付け 国自整第280号)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に行われた違反事実の取扱いは、なお従前の例によるものとする。
- ただし、2 (1) ④に限り令和7年6月30日から令和8年3月31日の間に行われた違反についても、この基準を適用する。

事 務 連 絡
令和8年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部修正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、お知らせします。

事 務 連 絡
令和8年3月31日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部修正について

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付、国自整第127号）については、令和7年3月31日付で改正されたところだが、刑法改正に伴う記載修正及び検査員の不正証明行為に対する取扱いについて記載もれ修正のため、別添の新旧対照表のとおり修正を行うので留意されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

</

国 自 整 第 279 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。なお、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添える。

国自整第 279 号の 2
令和 8 年 3 月 3 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長
一般社団法人日本自動車工業会 会長
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本建設機械工業会 会長
一般社団法人日本産業車両協会 会長
一般社団法人日本農業機械工業会 会長
日本自動車輸入組合 理事長
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長
B S サミット事業協同組合 会長
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長
全国自動車大学校・整備専門学校協会 会長
全国自動車短期大学協会 会長
全国自動車教育研究会 会長
全国オートバイ協同組合連合会 会長

殿（単名各通）

国土交通省物流・自動車局自動車整備課長
（ 公 印 省 略 ）

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」
(令和7年7月8日付け国自整第70号)の一部改正について(新旧対照表)

(下線部が改正箇所)

新	旧
国自整第70号 令和7年7月8日 <u>国自整第279号</u> <u>最終改正 令和8年3月31日</u> 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項について 本文 (略) <u>附則 (令和8年3月31日 国自整第279号)</u> <u>本改正規定は、令和8年3月31日から施行する。</u> 別添 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項	国自整第70号 令和7年7月8日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項について 本文 (略) <u>(新設)</u> 別添 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項

第1 共通事項 1. 基本方針 「道路運送車両法施行規則」（昭和26年運輸省令第74号）に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習及び「指定自動車整備事業規則」（昭和37年運輸省令第49号）に規定する自動車検査員研修（以下「<u>研修等</u>」という。）並びに「自動車整備士技能検定規則」（昭和26年運輸省令第71号）に規定する自動車整備士養成施設の教育（以下「<u>教育</u>」という。）について適用し、<u>研修等は第2を、教育は第3をそれぞれ適用する。</u> <u>（研修等又は教育における留意事項としてそれぞれ第2、第3に移設）</u> 2. 配信方式 オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。 1) サテライト配信方式 サテライト配信方式とは、対面により講師又は<u>学科指導員</u>が説明等を行う会場（以下「<u>本会場</u>」という。）と本会場以外の会場（以下「<u>別会場</u>」という。）を、情報通信機器を通して、同時に<u>研修等又は教育を行う方式</u>をいう。 2) ライブ配信方式 ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に<u>研修等又は教育を行う方式</u>をいう。 3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して<u>研修等又は教育を行う方式</u>をいう。

第2 地方運輸局長又は運輸支局長等が行う自動車整備事業に関する研修等

1. 留意事項

- (1) 受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、研修実施機関の体制を踏まえ、対面での実施に加えて可能な範囲でオンライン研修の活用を検討するよう留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
- ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

(第1 2. に移設)

3. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情

(自動車整備事業に関する研修等のみ分割して新設)

2. 留意事項

- (1) 研修等は、対面による実施が基本であつて、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
- ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

2. 実施方法

「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

- (1) サテライト配信方式
サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
 - ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
 - ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。
 - ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとする。

(2) ライブ配信方式

- ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
 - ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
 - ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとする。

- (イ) 受講以外の行動をしていた
- (ロ) 長時間離席していた場合
- (ハ) 画面を見えていない場合
- (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱

4. 実施方法

「3. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

- (1) サテライト配信方式
サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
 - ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
 - ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。
 - ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

(2) ライブ配信方式

- ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。
- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
 - ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
 - ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

- (イ) 受講以外の行動をしていた
- (ロ) 長時間離席していた場合
- (ハ) 画面を見えていない場合
- (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱

している場合	していない場合
(ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① <u>動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、講師が実施すること。</u> ② <u>動画に出演する講師がその選任を解かれた場合には、原則として、当該講師が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該講師が出演していた動画を使用しなければならぬ特別な事情がある場合はこの限りでない。</u> ③ <u>動画については、同一の研修等の講師が全編にわたって出演する必要はなく、複数の講師が出演することも可能とするが、複数の講師で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。</u> ④ <u>動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。</u> ⑤ <u>講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが表示されるといった講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。</u> ⑥ <u>受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。</u> ⑦ <u>不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあっては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。</u> (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合	(ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① <u>動画の内容については、地方運輸局、運輸支局、自動車技術総合機構、自動車整備振興会又は学識経験者（以下「研修動画作成者」という。）において検討すること。</u> ② <u>動画の内容の検討に当たっては、研修動画作成者相互の間又は各研修動画作成者の内部において、内容又はパートごとに担当を定めることができるとし、担当を定めた場合には、当該担当がそれぞれの役割に応じて検討を行うこと。</u> ③ <u>研修動画作成者は、その検討結果に基づき動画の作成に当たり、動画の内容を十分に精査した上で、当該動画について責任をもって作成すること。ただし、動画の加工、編集その他これらに付随する作業については、必要に応じて外部に委託することを妨げない。</u> ④ <u>動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。</u> ⑤ <u>質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの表示又はこれに類する手法によって、講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。</u> ⑥ <u>受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。</u> ⑦ <u>不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとする。</u> (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合

(ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ オンデマンド配信方式による受講が困難な者を集合させ、大型スクリーン等の設備を用いて動画を上映する方法により研修を実施することができ、この場合において、実施担当者が⑤から⑦に掲げる事項に相当する措置を講じるものとする。	3. オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行 受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、以下によりオンデマンド配信方式によるオンライン研修へ段階的に移行するものとする。 (1) オンデマンド配信方式によるオンライン研修の対象とする研修 整備主任者研修（法令研修に限る。）及び自動車検査員研修については、オンデマンド配信方式によるオンライン研修を実施するものとし、これら以外の研修については、オンデマンド配信方式への移行は任意とする。 (2) オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行時期 ①の対象とする研修に関し、令和8年度以前については、従前の対面による研修に加え、サテライト配信方式、ライブ配信方式又はオンデマンド配信方式のいずれかにより研修を実施することができる。 令和9年度以降については、原則オンデマンド配信方式に限り実施するものとする。ただし、受講者の要望や地域の実情等を踏まえ、必要な回数に限り対面による研修（第2 2. (3)⑧の方法による実施を含む）又は他の方式により実施して差し支えないが、オンデマンド配信方式による受講への将来的な移行を図るため、その実施回数の縮減等の措置を講じるものとする。 (3) オンデマンド配信方式によるオンライン研修の実施方法 オンデマンド配信方式によるオンライン研修は、自動車整備振興会が運用する研修システム又はその他地方運輸局長又は運輸支局長等が適切と判断する研修システムを利用して実施する。 運輸支局及び自動車整備振興会は、研修の実施準備、運営、受講者管理
---	---

(ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ 自動車整備士養成施設の教育は、受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるように計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような研修等の実施に努めること。	(新設)
--	-------------

等について綿密に連携し、協力して実施するものとする。

第3 自動車整備土養成施設が行う教育

1. 留意事項

- (1) 教育は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより教育を実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。
 - ③ 受講者ごとに、教育を受けた日時、教育の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 教育を行う学科指導員又は学科指導員の補助を行う者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

(第1 1. に移動)

(自動車整備土養成施設の教育のみに分割して新設)

2. 留意事項

- (1) 研修等は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

3. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

2. 実施方法

「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による教育の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 本会場には、当該教育を行う学科指導員を配置すること。
- ② 別会場には、学科指導員又は学科指導員の補助を行う者を配置すること。

(削除)

- ③ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。

- ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。

- ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。

- (イ) 受講以外の行動をしていた

4. 実施方法

「3. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
- ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
- ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。

- ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。

- ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。

- ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

- (イ) 受講以外の行動をしていた

- (ロ) 長時間離席していた場合

(ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見していない場合 (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間<u>教育</u>から離脱していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、<u>学科指導員</u>が実施すること。 ② 動画に出演する<u>学科指導員</u>がその選任を解かれた場合には、原則として、当該<u>学科指導員</u>が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該<u>学科指導員</u>が出演していた動画を使用しなければならぬ特別な事情がある場合はこの限りでない。 ③ 動画については、同一の<u>教育の学科指導員</u>が全編にわたって出演する必要はなく、複数の<u>学科指導員</u>が出演することも可能とするが、複数の<u>学科指導員</u>で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演することは動画に出演すること。 ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの表示又はこれに類する手法によって、<u>学科指導員</u>と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。 ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該<u>教育</u>を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。 (イ) 受講以外の行動をしていた場合	(ハ) 画面を見していない場合 (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間<u>研修</u>等から離脱していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、<u>講師</u>が実施すること。 ② 動画に出演する<u>講師</u>がその選任を解かれた場合には、原則として、当該<u>講師</u>が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該<u>講師</u>が出演していた動画を使用しなければならぬ特別な事情がある場合はこの限りでない。 ③ 動画については、同一の<u>研修等の講師</u>が全編にわたって出演する必要はなく、複数の<u>講師</u>が出演することも可能とするが、複数の<u>講師</u>で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演することは動画に出演すること。 ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが表示されるといった<u>講師</u>と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。 ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該<u>研修等</u>を受講したと認めないものとし、<u>自動車整備士養成施設の教育にあっては</u>、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。 (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合
--	---

(ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ 受講の進捗状況に応じた内容及びタイミン グで動画を視聴できるような<u>教育</u>の実 施に努めること。	(ハ) 画面を見ていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ <u>自動車整備士養成施設の教育は</u>、受講の進捗状況に応じた内容及びタイミン グで動画を視聴できるような計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高 まるような<u>研修等</u>の実施に努めること。
--	---

四運技整第 10 号の 2
令和 8 年 4 月 7 日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省四国運輸局長
(公印省略)

「自動車特定整備事業の認証関係業務の取扱いについて」の一部改正について

「自動車特定整備事業の認証関係業務の取扱いについて」(平成元年 3 月 22 日付け四運整整第 58 号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので
了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車特定整備事業の認証関係業務の取扱いについて」（平成元年3月22日付け四運整整第58号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
各運輸支局長 殿 四運整整第58号 平成元年3月22日 <u>(最終改正) 四運整整第10号</u> <u>令和8年4月7日</u> 自動車特定整備事業の認証関係業務の取扱いについて 標記について、別添のとおり「自動車特定整備事業認証関係業務処理要領」を定めたので了知するとともに、関係者に対し周知徹底を図りたい。 別添 自動車特定整備事業認証関係業務処理要領 自動車特定整備事業（以下「特定整備事業」という。）の認証関係の業務処理等については、道路運送車両法、同法施行規則、<u>関係法令及び通達</u>によるほか、この要領の定めるところによる。 第1 認証の申請等 1 特定整備事業の認証の申請並びに変更等に関する届出（<u>以下「申請等」という。</u>）の提出書類は	各運輸支局長 殿 四運整整第58号 平成元年3月22日 <u>(最終改正) 四運整整第112号</u> <u>令和7年7月9日</u> 自動車特定整備事業の認証関係業務の取扱いについて 標記について、別添のとおり「自動車特定整備事業認証関係業務処理要領」を定めたので了知するとともに、関係者に対し周知徹底を図りたい。 別添 自動車特定整備事業認証関係業務処理要領 自動車特定整備事業（以下「特定整備事業」という。）の認証関係の業務処理等については、道路運送車両法、同法施行規則及び関係通達によるほか、この要領の定めるところによる。 第1 認証の申請等 1 特定整備事業の認証の申請並びに変更等に関する届出の提出書類は別表の「自動車特定整備事

新	旧
別表の「自動車特定整備事業の認証に関する手続一覧表」によるものとする。 2 変更に係る事項が「対象とする自動車の種類、対象とする整備の種類及び対象とする装置の種類」、「業務の範囲」である場合は、事前にその旨を申請又は届出させ運輸局長の審査を受けるものとする。 3 申請書類等は、運輸支局長を経由して運輸局長に提出させるものとする。 第2 申請書類等の受理等 1 運輸支局長は、申請並びに変更等に関する届出の提出があったときは、申請書類等に不備がないことを確認のうえ受理し、速やかに運輸局長あて進達するとともに、自動車検査・整備情報システム（以下「システム」という。）に必要事項を入力するものとする。 また、運輸支局長等において専決として処理するものについても同様に、システムに必要事項を入力するものとする。 なお、申請書類等が不備な場合は申請者にその旨を通知し返付するものとする。 2 運輸支局長は、前項の規定により申請書類等を返付したときは、その日付及び理由を明確にししておくこと。 第3 認証の審査等 1 運輸支局長が行う申請内容等の確認は、書類審査によるものとし、新たに認証を申請する者にあつては、現地確認を行うものとする。 2 運輸局長は、申請書類等の進達があった場合はその内容について審査し、認証基準に適合しているときは、認証を行うものとする。 第4 認証書の交付等 1 運輸局長が特定整備事業の認証を行った場合は申請者名、認証番号、認証年月日を、又、第1第2項に係る変更の場合は決裁日を、速やかに運輸支局長を経由して申請者に通知するとともに、システムに必要事項を入力するものとする。 2 認証番号は、香川県内に所在地がある事業場は「四運証第50」、徳島県は「四運証第60」、愛媛県は「四運証第70」、高知県は「四運証第80」をそれぞれ冠した一連番号とする。 3 特定整備事業の種類に変更があった場合は、認証番号については従前のものとし、認証書の事	業の認証に関する手続一覧表」によるものとする。 2 変更に係る事項が「対象とする自動車の種類、対象とする整備の種類及び対象とする装置の種類」、「業務の範囲」である場合は、事前にその旨を申請又は届出させ運輸局長の審査を受けるものとする。 3 申請書類等は、運輸支局長を経由して運輸局長に提出させるものとする。 第2 申請書の受理等 1 運輸支局長は、申請並びに変更等に関する届出の提出があったときは、申請書類等に不備がないことを確認のうえ受理し、速やかに運輸局長あて進達するとともに、自動車検査・整備情報システム（以下「システム」という。）に必要事項を入力するものとする。 また、運輸支局長等において専決として処理するものについても同様に、システムに必要事項を入力するものとする。 なお、申請書類等が不備な場合は申請者にその旨を通知し返付するものとする。 2 運輸支局長は、前項の規定により申請書類等を返付したときは、その日付及び理由を明確にししておくこと。 第3 認証の審査等 1 運輸支局長が行う申請内容等の確認は、書面審査によるものとし、新たに認証を申請する者にあつては、現地確認を行うものとする。 2 運輸局長は、申請書類等の進達があった場合はその内容について審査し、認証基準に適合しているときは、認証を行うものとする。 第4 認証書の交付等 1 運輸局長が特定整備事業の認証を行った場合は申請者名、認証番号、認証年月日を、又、第1第2項に係る変更の場合は決裁日を、速やかに運輸支局長を経由して申請者に通知するとともに、システムに必要事項を入力するものとする。 2 認証番号は、香川県内に所在地がある事業場は「四運証第50」、徳島県は「四運証第60」、愛媛県は「四運証第70」、高知県は「四運証第80」をそれぞれ冠した一連番号とする。 3 特定整備事業の種類に変更があった場合は、認証番号については従前のものとし、認証書の事

新	旧
業の種類欄に各々の認証年月日を括弧書きで併記するものとする。 4 運輸局長は、運輸支局長を経由して申請者に対し認証書（第9号様式）の交付を行うものとする。 なお、運輸支局長は交付するにあたっては申請者に対し法令の遵守、適正な整備の実施、健全な事業運営の励行など基本事項について指導を行うものとする。 第5 認証申請者に対する指導 1 各県自動車整備振興会において、申請者に対する事前指導を行う場合は認証基準に関する現地指導、申請書類の作成指導及び申請手続等について十分指導を行うものとする。 2 各県自動車整備振興会は、申請者に対して道路運送車両法関係法令をはじめ、建築基準法、農地法及び公害防止関係法令等の遵守について十分指導を行うものとする。 (新設)	業の種類欄に各々の認証年月日を括弧書きで併記するものとする。 4 運輸局長は、運輸支局長を経由して申請者に対し認証書（第9号様式）の交付を行うものとする。 なお、運輸支局長は交付するにあたっては申請者に対し法令の遵守、適正な整備の実施、健全な事業運営の励行など基本事項について指導を行うものとする。 第5 認証申請者に対する指導 1 各県自動車整備振興会において、申請者に対する事前指導を行う場合は認証基準に関する現地指導、申請書類の作成指導及び申請手続等について十分指導を行うものとする。 2 各県自動車整備振興会は、申請者に対して道路運送車両法関係法令をはじめ、建築基準法、農地法及び公害防止関係法令等の遵守について十分指導を行うものとする。 第6 電子情報処理組織による申請等 1 申請等は、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、第1及び第2中「申請並びに変更等に関する届出」とあるのは「電子情報処理組織による申請並びに変更等に関する届出」と、第1、第2、第3及び第5中「申請書類」とあるのは「申請等の電磁的記録」と読み替えるものとする。</u> 2 前項の申請等を行う申請者は、<u>自動車特定整備事業の認証新規申請書（第1号様式）、自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書（第2号様式）、自動車特定整備事業の廃止届出書（第3号様式）、整備主任者（選任・変更）の届出書（第4号様式）又は役員の変更届出書（第5号様式）に記載すべき事項を電子情報処理組織に記録して提出しなければならない。この場合において、別表「自動車特定整備事業の認証に関する手続一覧表」中の「添付資料」がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイルに記録され、必要に及び電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面または出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって当該添付資料に代えることができる。なお、既に交付を受けている認証書を有する場合、速やかに返納しなければならない。</u>
附 則 1 この要領は、平成元年4月1日から実施する。	附 則 1 この要領は、平成元年4月1日から実施する。

新	旧
2 「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」(昭和58年7月18日・高陸整第230号)は、平成元年3月31日限り廃止する。 3 平成元年3月31日以前に認証を受けた事業者であって、第4第2項の認証番号に枝番号があるものについては、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前通りとする。 附 則 (平成7年5月25日四運整整第129号) 1 この要領は、平成7年7月1日から実施する。 2 平成7年6月30日以前に普通認証を受けた事業者は、平成7年7月1日より対象とする自動車に普通(乗用)が追加となるが、認証書については書き換えるまでの間はなお従前のとおりとする。 3 「機械、計器、工具一覧表」(第7号様式)中サーキットテスタ、充電器、ハンディ・バキューム・ポンプ、ダイヤル・ゲージ(いわゆる代替機器)については、従来使用している機器を最初に変更するまでの間は、それぞれボルト・メータ又はアンペア・メータ、バッテリー・テスタ、バキューム・テスタ、ダイヤル・ゲージ付トースカンであってもそれらの機器とみなす。 附 則 (平成9年2月20日四運整整第38号) 1 この要領は、平成9年2月20日から実施する。 2 平成9年2月20日以前に認証を受けた事業者において、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前のとおりとする。 附 則 (平成10年3月19日四運整整第77号) 1 この要領は、平成10年4月1日から実施する。 附 則 (平成10年11月20日四運整整第363号) 1 この要領は、平成10年11月24日から実施する。 附 則 (平成12年3月14日四運整整第83号) 1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。	2 「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」(昭和58年7月18日・高陸整第230号)は、平成元年3月31日限り廃止する。 3 平成元年3月31日以前に認証を受けた事業者であって、第4第2項の認証番号に枝番号があるものについては、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前通りとする。 附 則 (平成7年5月25日四運整整第129号) 1 この要領は、平成7年7月1日から実施する。 2 平成7年6月30日以前に普通認証を受けた事業者は、平成7年7月1日より対象とする自動車に普通(乗用)が追加となるが、認証書については書き換えるまでの間はなお従前のとおりとする。 3 「機械、計器、工具一覧表」(第7号様式)中サーキットテスタ、充電器、ハンディ・バキューム・ポンプ、ダイヤル・ゲージ(いわゆる代替機器)については、従来使用している機器を最初に変更するまでの間は、それぞれボルト・メータ又はアンペア・メータ、バッテリー・テスタ、バキューム・テスタ、ダイヤル・ゲージ付トースカンであってもそれらの機器とみなす。 附 則 (平成9年2月20日四運整整第38号) 1 この要領は、平成9年2月20日から実施する。 2 平成9年2月20日以前に認証を受けた事業者において、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前のとおりとする。 附 則 (平成10年3月19日四運整整第77号) 1 この要領は、平成10年4月1日から実施する。 附 則 (平成10年11月20日四運整整第363号) 1 この要領は、平成10年11月24日から実施する。 附 則 (平成12年3月14日四運整整第83号) 1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

新	旧
附 則 (平成12年9月29日四運整整第313号) 1 この要領は、平成12年10月1日から実施する。 附 則 (平成14年8月19日四運技整第47号) 1 この要領は、平成14年9月1日から実施する。 附 則 (平成15年6月16日四運技整第93号) 1 この要領は、平成15年6月16日から実施する。 附 則 (平成17年11月1日四運技整第215号) 1 この要領は、平成17年11月1日から実施する。 附 則 (平成22年3月16日四運技整第352号) 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。 附 則 (平成25年3月22日四運技整第398号) 1 この要領は、平成25年4月1日から実施する。 附 則 (平成27年3月19日四運技整第343号) 1 この要領は、平成27年3月19日から実施する。 附 則 (令和元年7月31日四運技整第104号) 1 この要領は、令和元年7月31日から実施する。 ただし、この通達による改正後の要領にかかわらず、当分の間、なお従前の要領によること ができる。 附 則 (令和2年3月30日四運技整第372号) 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。 ただし、この通達による改正後の要領 (道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備	附 則 (平成12年9月29日四運整整第313号) 1 この要領は、平成12年10月1日から実施する。 附 則 (平成14年8月19日四運技整第47号) 1 この要領は、平成14年9月1日から実施する。 附 則 (平成15年6月16日四運技整第93号) 1 この要領は、平成15年6月16日から実施する。 附 則 (平成17年11月1日四運技整第215号) 1 この要領は、平成17年11月1日から実施する。 附 則 (平成22年3月16日四運技整第352号) 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。 附 則 (平成25年3月22日四運技整第398号) 1 この要領は、平成25年4月1日から実施する。 附 則 (平成27年3月19日四運技整第343号) 1 この要領は、平成27年3月19日から実施する。 附 則 (令和元年7月31日四運技整第104号) 1 この要領は、令和元年7月31日から実施する。 ただし、この通達による改正後の要領にかかわらず、当分の間、なお従前の要領によること ができる。 附 則 (令和2年3月30日四運技整第372号) 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。 ただし、この通達による改正後の要領 (道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備

新	旧
に係る申請及び届出に限る。)にかかわらず、令和6年3月31日までの間は、なお従前の要領によることができる。 附 則 (令和2年12月25日四運技第348号・四運技整第464号・四運技管第18号・四運技安第170号) 1 この要領は、令和3年1月1日から実施する。 ただし、この通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。 附 則 (令和3年5月7日四運技整第97号) 1 この要領は、令和3年5月7日から実施する。 ただし、この通達による様式(道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。)は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の様式によることができる。 附 則 (令和7年7月9日四運技整第112号) 1 この要領は、令和7年7月9日から実施する。 ただし、本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる(施行日において申請しているものに限る。) <u>附 則 (令和8年4月7日四運技整第10号)</u> <u>1 この要領は、令和8年4月7日から実施する。</u>	に係る申請及び届出に限る。)にかかわらず、令和6年3月31日までの間は、なお従前の要領によることができる。 附 則 (令和2年12月25日四運技第348号・四運技整第464号・四運技管第18号・四運技安第170号) 1 この要領は、令和3年1月1日から実施する。 ただし、この通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。 附 則 (令和3年5月7日四運技整第97号) 1 この要領は、令和3年5月7日から実施する。 ただし、この通達による様式(道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。)は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の様式によることができる。 附 則 (令和7年7月9日四運技整第112号) 1 この要領は、令和7年7月9日から実施する。 ただし、本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる(施行日において申請しているものに限る。) <u>附 則 (令和8年4月7日四運技整第10号)</u> <u>1 この要領は、令和8年4月7日から実施する。</u>

(旧) 別表 自動車特定整備事業の認証に関する手続一覧表

申請等の内容 必要な書類等		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		14			15	16	17														
		新設する時に認められる申請	名称変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請	事業変更の申請														
申請書類等	申請（届出）者	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
添付資料	2	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
添付資料	1	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業														
提出期限（変更の日から以内）		様式		1	2	3	6	4	5	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★															
自動車等整備事業の登記新規申請書		自動車等整備事業の登記変更（届出・申請）書		自動車等整備事業の登記廃止届出書		自動車等整備事業の登記再交付申請書		整備士名簿（運送・変更）の届出書		役員の変更届出書		届出等の履歴書であることがわかる書面		商業登記簿謄本		戸籍謄本		住民票等事業者の住所が確認できるもの		分別、又は、譲渡の事実を証する書面		C O・H Cデータに係る書類に適合していることを証する書面		事業場と隣れた作業場（共同敷地を含む）間の道路地区及び当該作業場の位置、正確並びに事業場の位置を記載した書面		事業場の所在地を証する書面		土地・建物借用書の写し等		隣れた作業場（共同敷地を含む）の使用に係る契約書の写し		事業修了証の写し又は整備士技能安全格付書の写し等		認証書の返付	

○：提出を必要とするもの
△：法人の場合のみ必要なもの
□：個人の場合のみ必要なもの
※：場合によっては必要なもの

注1 平成7年7月1日以降において、小型自動車（対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの）の認証を同年6月30日までに受けている事業者が普通自動車（兼用）の認証を申請する場合は、自動車分解整備事業の変更（届出・申請）書及び認証書の返付で足りるものとする。
注2 必要に応じて、分割により事業を承継したことが確認できるもの。
注3 「4 事業者の住所を変更した時」、「7 屋内・電子作業場の面積開口奥行を変更した時」、「14 整備主任者氏名等に変更があった時」及び「16 法人の役員に変更があった時」の場合は、1部でよい。

注4 「★」印の書類は、原本提示又は一部本通とする。

注5 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任を行う場合に、講習修了証の写しにより整備主任者の資格要件を確認できない場合は、講習修了証の写し及び整備士技能検定合格証書の写し等を添付すること。

注6（新設）

(新) 別表 自動車特定整備事業の認証に関する手続一覧表

申請等の内容 必要な書類等		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		14			15	16	17		
		新 た に 認 証 を 申 請	名 称 を 変 更 し た 又 は 新 し い 名 称 を 申 請	事 業 を 変 更 し た 法 人 組 合 組 織	更 し た 時 の 住 所 を 変 更	変 更 し た 時 の 所 在 地 を 変 更	更 し た 場 所 の 名 称 を 変 更	更 し た 時 の 業 務 範 疇 を 変 更	事 業 を 相 続 し た 時 の 単 独 の 統 一 と し て 認 証	事 業 を 合 併 し た 時 の 法 定 合 併 の 決 定 に 基 づ き 認 証	事 業 を 分 割 し た 時 の 法 定 分 割 の 決 定 に 基 づ き 認 証	事 業 を 譲 渡 し た 時 の 譲 渡 の 決 定 に 基 づ き 認 証	事 業 を 廃 止 し た 時 の 廃 止 の 決 定 に 基 づ き 認 証	対象自動車、整備 又は装置の変更 又は装置の変更		新 た に 選 任 し た 時 の 業 務 範 疇 を 変 更	が氏 あな 等 に 変 更 し た 時 の 業 務 範 疇 を 変 更	受 入 れ た 時 の 業 務 範 疇 を 変 更	法 人 の 役 員 に 変 更 し た 時 の 業 務 範 疇 を 変 更	解 業 除 外 の 業 務 範 疇 を 変 更			
														変 更 し た 時 の 業 務 範 疇 を 変 更	変 更 し た 時 の 業 務 範 疇 を 変 更								
申請（届出）者		事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事		
		者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者		
提出期限（変更の日から以内）		様式																					
申請書等	1	自動車特定整備事業の認証申請書	1	○																			
	2	自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書	2	○	○注3																		○
	3	自動車特定整備事業の廃止届出書	3																				
	6	認証書再交付申請書	6																				
	4	整備士（建設・変更）の届出書	4	○																			
添付	5	役員の変更届出書	5																				
	★	届出等の義務であることがわかる書面	★																				
	2	商業登記簿謄本	★	△	△	△注3																	○注3
	戸籍謄本 <td>★</td> <td>□</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	★	□																				
	★	住民票等事業所の住所が確認できるもの	★	□	□注3																		
資料	部																						
	※																						
	※																						
	※																						
	※																						
1部	事業場の所在地を証する書面 <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	○																					
	土地・建物借用書の写し等 <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	※																					
	積込と作業場（共同設備含む）の使用に係る契約書の写し <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	※																					
	講習了証の写し又は整備士技能検定合格証書の写し等 <td>○注5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	○注5																					
	認識書の返納																						

○：提出を必要とするもの

△：法人の場合のみ必要なもの

□：個人の場合のみ必要なもの

※：場合によっては必要なもの

注1 平成7年7月1日以降において、小型自動車（対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの）の認証を同年6月30日までに受けている事業者が普通自動車（乗用）の認証を申請する場合は、自動車分解整備事業の変更（届出・申請）書及び認証書の返付で足りるものとする。

注2 必要に応じて、分割により事業を承継したことが確認できるもの。

注3 「4 事業者の住所を変更した時」、「7 屋内・電子作業場の面積開口率を変更した時」、「14 整備主任者氏名等に変更があった時」及び「16 法人の役員に変更があった時」の場合は、1部でよい。

注4 「★」印の書類は、原本提示又は一部本通とする。

注5 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任を行う場合に、講習修了証の写しにより整備主任者の資格要件を確認できない場合は、講習修了証の写し及び整備士技能検定合格証書の写し等を添付すること。

注6 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について（昭和61年11月28日付、四運技整第291号）別紙「指定自動車整備事業関係事務処理要領」第6条第5項なお書きの場合、指定書を添付すること。

以下略	以下略

四運技整第340号の2
令和8年3月31日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省四国運輸局長
(公印省略)

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について」の
一部改正について

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について」(昭和62年2月
5日付け四運整整第23号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたの
で了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について 優良自動車整備事業者認定規則等に基づく「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）を別紙のとおり一部改正し、平成7年7月1日より実施することとしたので、了知されたい。 ただし、一種整備工場及び二種整備工場における屋内現車作業場、その他作業場、車両置場及び完成検査場に係る基準の適用については、平成8年7月1日以降に優良自動車整備事業者の認定を申請する者又は優良自動車整備事業者であって事業場の位置を変更するものに対して適用するものとし、平成8年6月30日までは新基準又は旧基準に適合していれば、基準に適合しているものとする。 別紙 優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領 第1条（略） （法令との関係） 第2条 認定に関する事務処理は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」とい	四運整整第23号 昭和62年2月5日 <u>（最終改正）四運整整第116号</u> <u>令和7年7月9日</u> 各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について 優良自動車整備事業者認定規則等に基づく「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）を別紙のとおり一部改正し、平成7年7月1日より実施することとしたので、了知されたい。 ただし、一種整備工場及び二種整備工場における屋内現車作業場、その他作業場、車両置場及び完成検査場に係る基準の適用については、平成8年7月1日以降に優良自動車整備事業者の認定を申請する者又は優良自動車整備事業者であって事業場の位置を変更するものに対して適用するものとし、平成8年6月30日までは新基準又は旧基準に適合していれば、基準に適合しているものとする。 別紙 優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領 第1条（略） （法令との関係） 第2条 認定に関する事務処理は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」とい

新	旧
う。)、優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号。以下「規則」という。）<u>関係法令及び通達</u>によるほか、この要領の定めるところによるものとする。 第3条～第4条（略） 第5条 運輸局長は、前条に基づき、運輸支局長から申請書等の進達があった場合は、<u>書類</u>審査を行い、申請内容が法令及び関係通達に適合すると認めた場合には、優良自動車整備事業者の認定を行うものとする。 第5条第2項～第8条（略） <u>（電子情報処理組織による申請等）</u> 第9条 第3条、第7条及び第8条の申請及び届出（以下「申請等」という。）は、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、第3条第2項第2号、第4号の「記載」とあるものは、「記録」と読み替えるものとする。</u> 2 前項の申請等を行う申請者は、優良自動車整備事業者認定申請書（第1号様式）、優良自動車整備事業者の変更届出書（第2号様式）又は優良自動車整備事業者の認定の辞退等届出書（第3号様式）に記載すべき項目を電子情報処理組織に記録して提出しなければならない。この場合において、第3条又は第7条の添付書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイルに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて、明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって当該添付書面に代えることができる。なお、既に交付を受けている認定書を有する場合は、<u>速やかに返納しなければならない。</u> 附則（令和元年7月31日四運技整第107号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第375号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。	う。)、優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号。以下「規則」という。）及び関係通達によるほか、この要領の定めるところによるものとする。 第3条～第4条（略） 第5条 運輸局長は、前条に基づき、運輸支局長から申請書等の進達があった場合は、<u>書面</u>審査を行い、申請内容が法令及び関係通達に適合すると認めた場合には、優良自動車整備事業者の認定を行うものとする。 第5条第2項～第8条（略） <u>（新設）</u> 附則（令和元年7月31日四運技整第107号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第375号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

新	旧
附則（令和2年12月25日四運技第348号・四運技整第464号・四運技管第18号・四運技安第170号） 1 この要領は令和3年1月1日から実施する。 ただし、この通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。 附則（令和5年4月10日四運技整第6号） 1 この要領は令和5年4月10日から実施する。 ただし、本改正による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。 附則（令和7年7月9日四運技整第116号） 1 この要領は令和7年7月9日から実施する。 2 本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる（施行日において申請しているものに限る。）。 <u>附則（令和8年3月31日四運技整第340号）</u> <u>1 この要領は令和8年4月1日から実施する。</u>	附則（令和2年12月25日四運技第348号・四運技整第464号・四運技管第18号・四運技安第170号） 1 この要領は令和3年1月1日から実施する。 ただし、この通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。 附則（令和5年4月10日四運技整第6号） 1 この要領は令和5年4月10日から実施する。 ただし、本改正による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。 附則（令和7年7月9日四運技整第116号） 1 この要領は令和7年7月9日から実施する。 2 本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる（施行日において申請しているものに限る。）。 <u>附則（令和8年3月31日四運技整第340号）</u> <u>1 この要領は令和8年4月1日から実施する。</u>

四運技整第343号の2
令和8年3月31日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について」の
一部改正について

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について」(昭和62
年2月5日付け四運整整第26号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しま
したので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしく願います。

「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について（昭和62年2月5日付け四運整整第26号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
四運整整第26号 昭和62年2月5日 <u>(最終改正) 四運技整第343号</u> <u>令和8年3月31日</u> 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）の一部改正に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので、認定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏なきよう取り扱われたい。 1～8 （略） 記 9 <u>電子情報処理組織を使用する方法による申請等を行う場合の取扱い</u>は、次のとおりとする。 1 (1)、(2)、(3)の「記載」とあるものは、「記録」と読み替えるものとする。なお、7「書類等の編綴順序」は適用しないものとする。 附則（令和元年7月31日四運技整第108号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第376号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。	四運整整第26号 昭和62年2月5日 <u>(最終改正) 四運技整第376号</u> <u>令和2年3月30日</u> 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」の運用について 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）の一部改正に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので、認定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏なきよう取り扱われたい。 1～8 （略） 記 9 <u>(新設)</u> 附則（令和元年7月31日四運技整第108号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第376号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

新	旧
<u>附則（令和8年3月31日四運技整第343号）</u> <u>1 この要領は令和8年4月1日から実施する。</u>	<u>（新設）</u>

四運技整第 1 1 号の 2
令和 8 年 4 月 7 日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省四国運輸局長
(公印省略)

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について」の
一部改正について

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について」(昭和 6 1 年 1 1 月 2 8
日付け四運整整第 2 9 1 号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたの
で、知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について」（昭和61年11月28日付け四運整整第291号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について 指定自動車整備事業規則等に基づく「指定自動車整備事業関係事務処理要領」を別紙のとおり定め、昭和62年1月1日以降は、この要領により実施することとしたので、了知されたい。 別紙 指定自動車整備事業関係事務処理要領 第1条 (略) (法令との関係) 第2条 事業に関する事務処理は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「規則」という。）、<u>関係法令及び通達</u>によるほか、この要領に定めるところによるものとする。 第3条、第4条 (略)	四運整整第291号 昭和61年11月28日 <u>(最終改正) 四運技整整第114号</u> <u>令和7年7月9日</u> 各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について 指定自動車整備事業規則等に基づく「指定自動車整備事業関係事務処理要領」を別紙のとおり定め、昭和62年1月1日以降は、この要領により実施することとしたので、了知されたい。 別紙 指定自動車整備事業関係事務処理要領 第1条 (略) (法令との関係) 第2条 事業に関する事務処理は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「規則」という。）、<u>及び関係通達</u>によるほか、この要領に定めるところによるものとする。 第3条、第4条 (略)

新	旧
(事業の指定) 第5条 運輸局長は、前条に基づき、運輸支局長から申請書等の進達があった場合は、<u>書類</u>審査を行い、申請内容が法令及び関係通達に適合しており、かつ、申請者が事業を適正に運営するものと判断される場合には、事業の指定を行うものとする。 第5条2～4 (略) (変更の届出等) 第6条 1～4 (略) 5 運輸局長は、指定事業者の変更事項が指定書(第20号様式)の記載事項の変更を伴う場合は、指定書(第20号様式)を書き換えるとともに必要事項をシステムに入力し、必要に応じて第5条第2項及び第3項に準じて当該申請者に通知及び交付するものとする。<u>なお、自動車特定整備事業の変更届及び指定書の提出があった場合、届出の内容に応じて指定書の記載事項を書き換えるものとする。</u> 第7条～第10条 (略) 第11条 自動車検査員研修については、次に掲げる事項について、「<u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領</u>について」(<u>令和2年4月1日付け国自整第353号</u>)別添 <u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領 第5節2</u>により行うものとする。 (1) 自動車の検査方法 (2) 自動車検査用機械器具の取扱い方法 (3) 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項 第12条、第13条 (略) (<u>電子情報処理組織による申請等</u>) <u>第14条 第3条、第6条及び第7条の申請及び届出(以下「申請等」という。)</u>は、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、第3条第2項第1項、第3号、第5号イロ、第6号イハ及び第7条第2項中「記載」とあるのは「記録」と、第4条中「申</u>	(事業の指定) 第5条 運輸局長は、前条に基づき、運輸支局長から申請書等の進達があった場合は、<u>書面</u>審査を行い、申請内容が法令及び関係通達に適合しており、かつ、申請者が事業を適正に運営するものと判断される場合には、事業の指定を行うものとする。 第5条2～4 (略) (変更の届出等) 第6条 1～4 (略) 5 運輸局長は、指定事業者の変更事項が指定書(第20号様式)の記載事項の変更を伴う場合は、指定書(第20号様式)を書き換えるとともに必要事項をシステムに入力し、必要に応じて第5条第2項及び第3項に準じて当該申請者に通知及び交付するものとする。 第7条～第10条 (略) 第11条 自動車検査員研修については、次に掲げる事項について、「<u>自動車検査員の研修実施要領</u>について」(<u>平成15年12月17日付け国自整第123号</u>)により行うものとする。 (1) 自動車の検査方法 (2) 自動車検査用機械器具の取扱い方法 (3) 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項 第12条、第13条 (略) (<u>新設</u>)

新	旧
<u>請書に調査結果表（第19号様式の2）を添付し」とあるのは「調査結果表（第19号様式の2）を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により送信し」と読み替えるものとする。</u> 2 前項の申請等を行う申請者は、<u>指定自動車整備事業の指定新規申請書（第1号様式）、指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書（第2号様式）、指定自動車整備事業の廃止届出書（第3号様式）、又は自動車検査員（選任・変更）届出書（第4号様式）に記載すべき事項を電子情報処理組織に記録して提出しなければならない。この場合において、第3条又は第6条に対応した添付書類がスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイルに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示される時は、当該記録をもって当該添付書類に代えることができる。なお、既に交付を受けている指定書を有する場合は、速やかに返納しなければならない。</u> 附則（令和元年7月31日四運技整第105号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第373号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）にについては、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年12月25日四運技第347号・四運技整第464号・四運技管第19号・四運技安第169号） 本改正は令和3年1月1日から実施する。 附則（令和3年3月10日四運技整第622号） 本改正は令和3年3月10日から実施する。 附則（令和5年4月10日四運技整第4号） 本改正は令和5年4月10日から実施する。 ただし、本改正による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が	附則（令和元年7月31日四運技整第105号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第373号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）にについては、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年12月25日四運技第347号・四運技整第464号・四運技管第19号・四運技安第169号） 本改正は令和3年1月1日から実施する。 附則（令和3年3月10日四運技整第622号） 本改正は令和3年3月10日から実施する。 附則（令和5年4月10日四運技整第4号） 本改正は令和5年4月10日から実施する。 ただし、本改正による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が

新	旧
「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和３年国土交通省令第６６号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和６年９月３０日までの間は、なお従前の例によることができる。 附則（令和７年７月９日 四運技整第１１４号） - 本改正規定は、令和７年７月９日から実施する。 - 本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる（施行日において申請しているものに限る。）。 <u>附則（令和８年４月７日四運技整第１１号）</u> - 本改正規定は、令和８年４月７日から実施する。	「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和３年国土交通省令第６６号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和６年９月３０日までの間は、なお従前の例によることができる。 附則（令和７年７月９日 四運技整第１１４号） - 本改正規定は、令和７年７月９日から実施する。 - 本改正規定による様式は、なお従前の例によることができる（施行日において申請しているものに限る。）。 <u>(新設)</u>

四運技整第342号の2
令和8年3月31日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」の
一部改正について

「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」(昭和61年12月
1日付け四運整整第293号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しました
ので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」(昭和61年12月1日付け四運整整第293号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
各運輸支局長 殿	各運輸支局長 殿
四運整整第293号 昭和61年12月1日 <u>(最終改正) 四運技整第342号</u> <u>令和8年3月31日</u>	四運整整第293号 昭和61年12月1日 <u>(最終改正) 四運技整第5号</u> <u>令和5年4月10日</u>
四国運輸局自動車技術安全部長	四国運輸局自動車技術安全部長
指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について	指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について
「指定自動車整備事業関係事務処理要領」(昭和61年11月28日付四運整整第291号)の制定に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので指定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏のないようされたい。 なお、「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」(昭和58年5月23日付高陸整第143号)通達は、昭和61年12月31日限り廃止する。	「指定自動車整備事業関係事務処理要領」(昭和61年11月28日付四運整整第291号)の制定に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので指定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏のないようされたい。 なお、「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」(昭和58年5月23日付高陸整第143号)通達は、昭和61年12月31日限り廃止する。
記	記
1～10 (略)	1～10 (略)
11 電子情報処理組織を使用する方法による申請等を行う場合の取扱いは、次のとおりとする。 <u>(1) 1、2、4の「記載」とあるものは、「記録」と読み替えるものとする。なお、2</u> <u>(2)、7「書類等の編綴順序」、8「なお書き」は適用しないものとする。</u> <u>(2) 1(3)の申請に係る手数料について、電子情報処理組織を通じて納付するものとする。</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
附則（令和元年7月31日四運技整第106号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第374号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則（令和5年4月10日四運技整第5号） 1 この要領は令和5年4月10日から実施する。 <u>附則（令和8年3月31日四運技整第342号）</u> <u>1 この要領は令和8年4月1日から実施する。</u>	附則（令和元年7月31日四運技整第106号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第374号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則（令和5年4月10日四運技整第5号） 1 この要領は令和5年4月10日から実施する。 <u>（新設）</u>

別表

別表

別表

			指定自動車整備事業の指定申請																事業場の変更を伴わない事業者変更	対象自動車の追加	対象自動車の一部辞退	業務範囲の限定	業務範囲の限定の解除	事業者の氏名又は名称の変更	事業者の住所の変更	事業場の名称の変更	事業場の移転	検査場の位置の変更	検査場の間口・奥行・面積の変更	検査機器の名称・型式・数の変更 (共用設備の場合を含む)	屋内作業場の面積の変更	検査員の選任・変更	検査員の解職	対象自動車 が普通(中)で大型特殊が含まれる場合の 工員数緩和を受けるとき	指定の廃止	共用設備の共同使用の開始	共用設備の所有者の変更	共用設備の所有者の名称の変更	共用設備の所在地の変更	共用設備の所在地の住居表示等変更	共用設備の追加 (一部から全部)	共用設備の追加又は全部から全部 (一部から一部)	共用設備の共同使用の一部廃止 (全部から一部)	共用設備の共同使用の一部廃止 (一部から一部)	共用設備の共同使用の廃止(全部)	指定書の再交付
名 称		様式 サイズ	局 事前	局 事前	局 事前	局 30日	局 事前	局 事前	局 30日	支 30日	局 30日	局 30日	支 30日	支 30日	支 30日	支 30日	支 15日	支 15日	局 30日	局 30日	局 事前	支 30日	支 30日	局 事前	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	支 30日	局 30日	局 30日											
1	指定自動車整備事業の指定新規申請書	1	○	○																																										
2	指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書	2			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
3	事業場の組織図			○	○																																									
4	作業工程図			○																																										
5	事業場の設備を記載した平面図	1／200	○					△				○	○			○																														
6	車両置場(借用の場合に限る。)の位置及び面積を記載した平面図並びに契約書等(写)			△	△							△																																		
7	自動車検査場の位置及び面積を記載した事業場平面図	1／200	○									○	○	○								○			○							○		○												
8	自動車検査用機械器具配置図	1／100	○		○			○				○	○	○	△							○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○											
9	自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書 (騒音計にあつては、騒音計検定済票。検査用スキャンツールにあつては、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合は不要。)			○※2		○		○				△※1	△※1	△※1	△※1							○※2			○		○※2	○※2	○	○	○	○	○	○	○											
10	共用設備に付置された車両置場と位置及び面積を記載した平面図	1／200	△		△																	○			○																					
11	共用設備使用確認書又は共用設備の使用管理台帳	16 又は 16の2	△	△	△																	○	△																							
12	共用設備管理規程			△	△	△								△								○	○					○	○																	
13	共用設備に係る使用契約書等(写)			△	△	△								△								○	○				○	○																		
14	事業場と共用設備間の道路地図			△	△	△																○			○																					
15	自動車検査員選任(変更)届	4		○	○												○	○																												
16	自動車検査員教習修了証書(写)			○													○																													
17	自動車検査員再教習修了証書(写)			△													△																													
18	貸借対照表及び損益計算書 (または経過説明書及び事業計画書)	12・13		○	○																																									
19	事業者及び事業場の沿革			○	○																																									
20	その他、特に指示する書面			△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△												
21	指定自動車整備事業の廃止届出書	3			○																○																									
22	指定書書換届	30																																												
23	指定書再交付申請書	31																																		○										
24	指定書				○	○	○	○	○		○	○								○	○	○						○		○				○												

(注) 1. ○は必要
2. △は該当するときに必要
3. ※1は自動車検査用機械器具に変更あるいは追加がある場合に、その自動車検査用機械器具についてのみ必要
4. ※2は共用設備の所有者が指定工場であり、かつ、共同使用しようとする自動車検査用機械器具について所定の手続きを終えている場合には添付を省略してかまわない。
5. 対象自動車の追加の場合であつて、既存の対象とする自動車の種類よりも小さい自動車を追加する(軽自動車の追加を除く。)場合は、第2号様式及び指定書のみでよい。
6.(新設)

(新)

別表

			指定自動車整備事業の指定申請	事業場の変更を伴わない事業者変更	対象自動車の追加	対象自動車の一部辞退	業務範囲の限定	業務範囲の限定の解除	事業者の氏名又は名称の変更	事業者の住所の変更	事業場の名称の変更	事業場の名称の移転	検査場の位置の変更	検査場の間口・奥行・面積の変更	検査機器の名称・型式・数の変更 (共用設備の場合を含む)	屋内作業場の面積の変更	検査員の選任・変更	検査員の解職	対象自動車が普通(中)で大型特殊が含まれる場合の工具数緩和を受けるとき	指定の廃止	共用設備の共同使用の開始	共用設備の所有者の変更	共用設備の所有者の名称の変更	共用設備の所在地の変更	共用設備の所在地の住居表示等変更	共用設備の追加(一部から全部)	共用設備の追加又は全部から全部	(全部から一部)	共用設備の共同使用の一部廃止	共用設備の共同使用の一部から一部	共用設備の共同使用の廃止(全部)	指定書の再交付	
名 称		様式 サイズ	局	局	局	局	局	局	局	支	局	局	支	支	支	支	支	支	支	局	局	局	支	支	局	支	局	支	局	支	局	局	
			事前	事前	事前	30日	事前	事前	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	15日	15日	30日	30日	事前	30日	30日	事前	30日	30日	30日	30日	30日	30日		
1	指定自動車整備事業の指定新規申請書	1	○	○																													
2	指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書	2			○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	事業場の組織図		○	○																													
4	作業工程図		○																														
5	事業場の設備を記載した平面図	1/200	○					△					○	○			○																
6	車両置場(借用の場合に限る。)の位置及び面積を記載した平面図並びに契約書等(写)		△	△								△																					
7	自動車検査場の位置及び面積を記載した事業場平面図	1/200	○										○	○	○							○						○			○		
8	自動車検査用機械器具配置図	1/100	○		○			○					○	○	○	△						○			○		○	○	○	○	○	○	
9	自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書 (騒音計にあっては、騒音計検定済票。検査用スキャンツールにあっては、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合は不要。)		○※2		○			○					△※1	△※1	△※1	△※1						○※2					○※2	○※2		○	○	○	
10	共用設備に付置された車両置場と位置及び面積を記載した平面図	1/200	△		△																	○			○								
11	共用設備使用確認書又は共用設備の使用管理台帳	16 又は 16の2	△	△	△																	○	△										
12	共用設備管理規程		△	△	△										△							○	○					○	○				
13	共用設備に係る使用契約書等(写)		△	△	△										△							○	○					○	○				
14	事業場と共用設備間の道路地図		△	△	△																	○			○								
15	自動車検査員選任(変更)届	4	○	○														○	○														
16	自動車検査員教習修了証書(写)		○															○															
17	自動車検査員再教習修了証書(写)		△															△															
18	貸借対照表及び損益計算書 (または経過説明書及び事業計画書)	12・13	○	○																													
19	事業者及び事業場の沿革		○	○																													
20	その他、特に指示する書面		△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
21	指定自動車整備事業の廃止届出書	3		○																	○												
22	指定書書換届	30																	○														
23	指定書再交付申請書	31																														○	
24	指定書			○	○	○	○	○	○		○	○								○	○	○					○		○			○	

(注) 1. ○は必要

2. △は該当するときに必要

3. ※1は自動車検査用機械器具に変更あるいは追加がある場合に、その自動車検査用機械器具についてのみ必要

4. ※2は共用設備の所有者が指定工場であり、かつ、共同使用しようとする自動車検査用機械器具について所定の手続きを終えている場合には添付を省略してかまわない。

5. 対象自動車の追加の場合であって、既存の対象とする自動車の種類よりも小さい自動車を追加する(軽自動車の追加を除く。)場合は、第2号様式及び指定書のみでよい。

6. 「事業者の氏名又は名称の変更」、「事業者の住所の変更」、「事業場の名称の変更」の場合、認証の変更届により処理することにより、

国自旅第37号
令和8年6月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長
(公印省略)

タクシー事業における軽自動車の活用について

タクシー事業においては、近年、人口減少・少子高齢化による運転者不足や、LPGスタンドの減少等が喫緊の課題となっているところである。

こうした中、今般、タクシー業界から運転者不足等への対応としてEV軽自動車等だけでなく内燃機関を有する軽自動車についてもタクシー事業で活用できるよう要望があったことも踏まえ、軽自動車を含めた地域の輸送資源をフル活用し、「交通空白」の解消を促進する観点から、タクシー事業において軽自動車を活用するための制度の整備を実施することとした。

については、軽自動車の活用にかかる取り扱いについて、別紙のとおり定めたのでその旨了知されるとともに遺漏なきよう取り計らわれたい。

タクシー事業における軽自動車の活用について

1. 対象地域

軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）の導入を認める対象地域は、各地方運輸局長等が定める営業区域単位とし、各都道府県タクシー協会（以下「タクシー協会」という。）による申出があった地域であって、各地方運輸局長等が公示する地域とする。

2. 手続方法

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 15 条第 3 項による事業計画の変更の届出により行うこととし、営業所ごとに配置する軽自動車の数を明示させること。

3. 導入可能台数

「法人タクシー事業の申請に対する処理方針（平成 13 年 8 月 29 日付け国自旅第 72 号）別紙 1.（4）」に掲げる営業区域の区分に応じ、それぞれ次に定める車両数を上限とすること。

①最低車両数が 10 両以上の地域：営業所の配置台数の 2 割まで

②上記以外の地域：営業所の配置台数の 5 割まで

※小数点以下は切り捨てとする。

4. 運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 13 年 10 月 26 日付け国自旅第 100 号）に基づき、各地方運輸局長等が定める車種区分のうち、「普通車」の運賃を適用することとする。

5. 導入車両の基準

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、以下の要件を満たす車両とする。

① セーフティ・サポートカー S（サポカー S）ベーシック以上の機能を有した車両であること。

② ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

6. 車両整備管理

事業者は、関連通達「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」（国自整第 49 号）に基づき、車両の整備管理を行うこと。

7. 利用者への周知・問い合わせ対応について

軽自動車の運用について、タクシー協会又はタクシー事業者（以下「タクシー協会等」という。）において、トラブル等を防止するための必要な対策を講じている又は講じる予定があるかについて、計画書を提出させること。計画書には以下の項目を記載するものとし、タクシー協会からの申出時に提出させるものとする。

- ① 配車時に軽自動車を配車することについて利用者の承諾を得られるよう、必要な対策が講じられているか。
- ② タクシー乗り場において混乱等が生じないように、必要な対策が講じられているか。
- ③ タクシー協会等において、HP や SNS を活用するなど積極的に周知されているか。
- ④ 軽自動車に関する問い合わせ窓口が、タクシー協会等において設置されているか。
- ⑤ その他必要な対策が講じられているか。

国 自 旅 第 3 7 号
令和 8 年 6 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省物流・自動車旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

今般、標記についての通達を制定したので各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー協会及び一般社団法人全国個人タクシー協会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国 自 旅 第 3 7 号
令和 8 年 6 月 1 日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国 自 旅 第 3 7 号
令和 8 年 6 月 1 日

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

タクシー事業における軽自動車の活用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国 自 整 第 49 号
令和 8 年 6 月 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和 8 年 6 月 1 日、国自旅第 37 号）」別紙 6.
に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いた
ただくとともに、貴会傘下会員（組合員）に対し周知方お願いいたします。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和 8 年 6 月 1 日、国自旅第 37 号）」別紙 6. に
基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

法人タクシー事業者は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車（内燃機関を搭載しない
もの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下「軽自動車タクシー」という。）について、道
路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）及び自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令
第 70 号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

- ①日常点検整備（法第 47 条の 2）（1 日 1 回、運行開始前に実施する点検）
 - ・自動車点検基準別表第 1
- ②定期点検整備（法第 48 条）（3 か月ごとに行う定期点検）
 - ・自動車点検基準別表第 3

2. 年次検査

- （1）法人タクシー事業者は、軽自動車タクシーについて、法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）
に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、指定自動車整
備事業者又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省
令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受け
ること。
- （2）（1）の期間内において、当該自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検
査を実施したものとみなす。
- （3）（1）に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整
備事業者又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。
- （4）年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会の軽自動車検査員が、継
続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- （5）年次検査の結果、当該自動車が保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者
は、必要な整備を実施のうえ、再度年次検査を受検し、保安基準に適合することを確認するまでは、
旅客を運送する自動車運送事業の用に供さないこと。
- （6）法人タクシー事業者は、当該自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を 2 年間
保存すること。

軽 自 動 車 検 査 協 会 理 事 長 殿

国土交通省物流・自動車局
自 動 車 整 備 課 長

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について（依頼）

法人タクシー事業者が使用する、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和 8 年 6 月 1 日、国自旅第 37 号）」別紙 6. に基づき、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和 8 年 6 月 1 日、国自整第 49 号。）以下単に「通達」という。）」において定めたところ。

通達 2.（1）において、法人タクシー事業者は、軽自動車タクシー（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）の適合性の確認を受けることとしており、当該年次検査は、通達 2.（4）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会（以下「軽検協」という。）の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準への適合性を確認するものとしている。

については、軽検協における軽自動車タクシーの年次検査の実施に係る取扱いを下記のとおり定めたので、適切かつ円滑に年次検査を実施されたい。

記

1. 手数料額等

年次検査の実施に要する軽検協に納付する手数料（消費税相当分を含む。）は、車両提示時の継続検査等と同額（技術情報管理手数料金額分を除く。）とし、当該手数料については、あらかじめ軽検協のウェブサイト等に公表すること。

なお、年次検査は、法令に基づくものではないことから手数料に係る税の取扱いについては留意すること。

2. 検査予約・予約確認

年次検査の予約及び予約確認は、車両提示時の継続検査に準じた方法により行うこと。

なお、軽検協の窓口においては、軽検協が別途定める年次検査受検申出書の予約確認欄に受付印を押印することにより、予約確認処理を行うものとする。

3. 年次検査の実施方法等

- (1) 年次検査は、車両提示時の継続検査等と同じ方法により保安基準の適合性を確認すること。この場合において、当該保安基準の適合性の確認には軽自動車検査協会検査事務規程 2-10 で定める確認事項を除く。また、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添 124 の適用については、同別添中「法第 62 条第 1 項の規定による継続検査」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和 8 年 6 月 1 日、国自整第 49 号）による年次検査」と読み替えるものとする。
- (2) 年次検査の結果、保安基準に適合（OBD 検査の合格を含む。）する場合は、検査票等を回収するとともに、その結果について書面により年次検査を受検する者（以下「受検者」という。）に通知すること。なお、当該書面には、車両番号、車台番号下 3 桁、検査年月日、検査実施事務所名及び検査結果の記載を行うこと。
- (3) 年次検査の結果、保安基準不適合（OBD 検査の不合格を含む。以下同じ。）の項目がある場合は、必要な整備を行ったうえで再度年次検査を受検し合格しなければ、当該自動車を旅客を運送する自動車運送事業の用に供することはできない旨を受検者に通知すること。その際の運行に係る取扱いは、保安基準第 56 条第 3 項の規定を適用するものとする。
- (4) 年次検査当日の再入場については、軽自動車検査協会検査事務規程 2-11 の継続検査を準用するものとし、その場合においては、手数料の納付を要しないこととする。
なお、上記によらない場合は、再度受検を行うのものとして改めて手数料の納付を行わせること。
- (5) 年次検査の結果、保安基準不適合の項目がある場合であって、「当該自動車の使用を停止する必要があると認めるとき」には、軽自動車検査協会検査事務規程 3-4-4 の規定に準じて、使用の停止の措置を講じること。
- (6) 年次検査の結果、受検車両が道路運送車両法第 67 条第 1 項の規定に該当した場合は、受検者へ自動車検査証の記録変更等が必要な旨を説明し、受検者が変更を希望した場合は、適切に対応すること。
- (7) 年次検査の検査記録（検査票等や電子データ等）は、2 年間保存すること。

4. その他

- (1) 年次検査に関する問合せ（保安基準適合性に関する問合せを除く。）に対しては、最寄りの運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）を案内すること。
- (2) その他、本通達に基づく具体的な運用については、運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽検協関係者で協議し実施すること。

以上

国 自 整 第 5 5 号
令和 8 年 6 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう
取り扱われたい。

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け、国自整第283号）の一部改正について

新旧対照表

新旧対照表		(下線部分は改正部分)	
新	旧		
国自整第283号 令和6年3月29日 <u>国自整第55号</u> <u>改正 令和8年6月1日</u>	国自整第283号 令和6年3月29日		
各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車交通安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長	各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長		
自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について	自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について		
「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。	「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。		
1. 点検整備 （1）・（2）（略） <u>（3）（1）に基づき中間点検、年次点検を受ける際には、その旨を書面等により当該点検に係る指定自動車整備事業者に依頼等を行うこと。</u>	1. 点検整備 （1）・（2）（略）		

<u>(4)</u> 法人タクシー事業者は、自家用自動車について（１）の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録（点検整備記録簿の写し、電子データ等）を２年間保存すること。 2. 年次検査 （１）法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、<u>有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。</u> （２）（１）の<u>期間内において</u>、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車継続検査等により<u>有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。</u> <u>(3) (1) に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。</u> <u>(4)</u> 年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあっては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。 <u>(5)</u> 年次検査の結果、自家用車活用事業の用に供する自動車保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用	<u>(3)</u> 法人タクシー事業者は、自家用自動車について（１）の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録（点検整備記録簿の写し、電子データ等）を２年間保存すること。 2. 年次検査 （１）法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、<u>直近の継続検査等の日から起算して 1 か月が経過する日から 1 2 か月が経過する日までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。</u> （２）（１）<u>において</u>、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車継続検査等に<u>合格した場合には、年次検査を実施し、保安基準に適合することを確認したものとみなす。</u> <u>(3)</u> 年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあっては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。 <u>(4)</u> 年次検査の結果、自家用車活用事業の用に供する自動車保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用
---	---

自動車を用自動車活用事業の用に供さないこと。 <u>(6)</u> 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。 別添 （略）	自動車を用自動車活用事業の用に供さないこと。 <u>(5)</u> 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。 別添 （略）
--	--

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応について
(依頼)

タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送(以下「自家用車活用事業」という。)に供する自家用車の車両整備管理については、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて(令和6年3月29日付け、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号)」3.(3)に基づき、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下単に「通達」という。)」において定めたところ。

通達2.(1)において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条に基づく検査(以下「継続検査」という。)に加えて通達に基づく年次検査(以下単に「年次検査」という。)を行い、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、通達2.(4)において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構(以下「自動車機構」という。)の自動車検査官(検査対象軽自動車にあっては軽自動車検査協会の軽自動車検査員)が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

このうち、自動車機構における年次検査については、継続検査との手続の流れを可能な限り変えないとの観点から運輸支局及び自動車検査登録事務所(神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所及び運輸事務所を含む。以下「運輸支局等」という。)の窓口における取扱いを下記のとおり定めたので、適切かつ円滑に年次検査の実施に協力されたい。

記

運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応

- (1) 年次検査に関しては、自動車機構と協力し、業務の適正かつ能率的な実施の確保を図るものとする。

- (2) 年次検査を含む検査業務の円滑な処理及びユーザーの利便の確保を図る観点から、年次検査は予約により行うことを原則とする。
- なお、予約台数の設定については、継続検査の予約台数を考慮に入れたうえで、必要に応じて自動車機構との協議により行うものとする。
- (3) 自動車機構における年次検査並びに当該年次検査の予約及び予約確認は、継続検査に準じた方法(検査の予約確認及び運輸支局等から自動車機構への審査依頼(以下「検査受付業務」という。)を職員に代わり行う装置による検査受付業務を含む。)により行われることから、年次検査に際し、運輸支局等の窓口において自動車機構が定める年次検査受検申出書(以下「申出書」という。)の提出があったときは、申出書、自動車検査証、自動車検査票に不備(年次検査受検申出書又は自動車検査票に自動車機構が定める年次検査の手数料額の自動車審査証紙の貼付が確認できないものを含む。)がないことを確認したうえ、申出書の予約確認欄に官署及び日付を表示した印を押印して予約確認を行うものとする。
- (4) (3)による予約確認を行う際には、申出書、自動車検査証及び検査票を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。

以上

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について

地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（以下「自家用車活用事業」という。）に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け、国自整第283号。）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日付け、国自整第49号。）」（以下単に「両通達」という。）において定めたところ。

両通達2.（1）において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車又は旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく検査（以下「継続検査」という。）に加えて両通達に基づく年次検査（以下単に「年次検査」という。）を行い、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、両通達2.（3）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

ついては、指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱いを別添のとおり定めたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、適切かつ円滑な年次検査の実施について指導されたい。

指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱い

- (1) 年次検査は、道路運送車両法第 94 条の5第1項前段及び第4項の規定に準じて点検及び必要な整備並びに検査を行うこととする。この場合において、同条第1項中「国土交通省令で定める技術上の基準により点検し」とあるものは、「指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第 6 条第 1 項第 1 号の基準により点検し」と、「保安基準適合証及び保安基準適合標章(第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第 69 条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証)」とあるものは、「年次検査合格証」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。なお、年次検査合格証の交付については、依頼者に電子メールにより送付等することができることとする。
- (2) 年次検査合格証の様式は、別紙様式とする。
- (3) 指定自動車整備事業者は、年次検査を行った場合、道路運送車両法第 94 条の6(第1項第5号を除く)の規定に準じ、指定整備記録簿に当該年次検査に関する事項を記載し、その記載の日から2年間保存すること。この場合において、指定整備記録簿の備考欄に年次検査である旨を記載することとする。
- (4) その他の年次検査に係る指定自動車整備事業者に係る取扱い等については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2年4月1日付け、国自整第 353 号)」別添 1(第 3 及び第4に限る。)、別添3(第3、第4及び第5に限る。))及び別添6(第2に限る。))並びに「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成 18 年3月2日付け、国自整第 126 号)」に準じるものとする。
- (5) 道路運送車両法第 94 条の8第 1 項の規定による行政処分を受け、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止の期間においては、当該事業場において年次検査を行うことはできないこととする。

以上

指定自動車整備事業者における 年次検査について

令和8年6月
物流・自動車局
自動車整備課

年次検査とは

- ◆ 自家用車活用事業の用に供する自家用車及び旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車は、継続検査に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、「年次検査」を受け、保安基準に適合することを確認する必要があります。

126

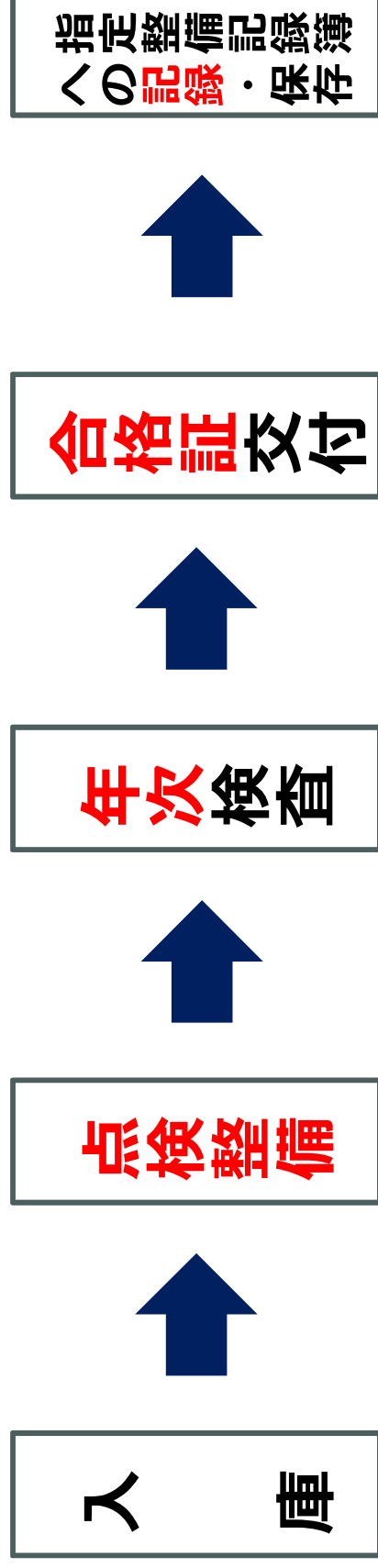
- ◆ 年次検査は、最寄りの自動車技術総合機構・軽自動車検査協会にて実施されるほか、指定自動車整備事業者も実施できます。

自家用車活用事業とは

- ◆ 日本版ライドシェアと呼ばれる、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月から開始されたタクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスです。

指定自動車整備事業者における年次検査のフロー

- ◆ 継続検査と同様の流れで、年次検査を行います。
 - ◆ 年次検査の内容は、継続検査と同じです。
- ※ただし、依頼者に交付するものが異なります。
- ※指定整備記録簿に年次検査の記録を行ってください。



※赤字の部分が継続検査と少し違います。

- ◆点検整備は、事業用自動車の項目を使用してください。
- ◆検査に合格すれば、年次検査合格証を交付してください。
- ◆指定整備記録簿の備考に「年次検査」の旨を記載してください。

128



Q. 年次検査の実施には、事前に届出等の手続きが必要ですか。

A. 指定自動車整備事業者であれば、必要ありません。

Q. 年次検査は指定をされていない認証工場でもできますか。

A. 指定工場のみが実施できます。認証工場は点検整備を行い、自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会にて年次検査を受け¹²⁹ることは可能です。

Q. 年次検査は自動車検査員以外の者が実施できますか。

A. 自動車検査員のみが年次検査を実施できます。

Q. 訪問特定整備で年次検査は可能ですか。

A. 指定整備と同様、自事業場にて点検整備及び検査を行う必要があります。

Q. 検査前の点検項目はどれですか。

A. タクシーと同じ、自動車点検基準の別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）、シビアコンディション、特殊な構造及び装置に関する点検となります。

Q. 年次検査に伴い行う点検整備は指定整備の扱いになりますか。
A. 年次検査に伴う点検整備は、指定整備とは法的な位置づけが異なりませんが、その実施方法等は指定整備に準じて行う必要があります。

Q. 年次検査の料金はどうのように設定するのですか。

A. 工数などから各社で適正な料金を設定してください。
また、事前に料金を提示するなど依頼者との間でトラブルとならないように注意してください。

Q. 年次検査の車両がOBD検査対象の場合は、OBD検査を実施するのですか。

A. 指定整備時と同じく、自事業場で検査機器として届出している検査用スキャンツールを用いてOBD検査モードで検査します。

Q₃₁ 年次検査に合格しなかった場合はどうするのですか。

A. 継続検査と同様に基準不適合箇所を整備し、再度年次検査を行ってください。

Q. 年次検査に係る指定整備記録簿の保存期間は何年ですか。

A. 指定整備記録簿と同じ2年間です。

Q. 自社の業務システムが、年次検査に対応していないので指定整備記録簿が保存できません。

A. 紙での保存でも構いません。

Q. 年次検査合格証は紙で交付するのですか。

A. 紙の合格証を交付するほか、PDF化したものを電子メールで[※]送付すること等の電磁的方法で送信することも可能です。

Q. 年次検査合格証はどのように用意するのですか。

A. 国土交通省のホームページにて、年次検査合格証の様式を掲載していますので、ご活用ください。

Q. 年次検査合格証には何を記載するのですか。

A. 様式を定めていますので、その様式の項目を埋めてください

FAQ⑤

Q. 年次検査において違反をした場合の処分はどうなりますか。

A. 自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け、国自整第126号） に準じて扱われます。

Q. 年次検査合格証は、だれに交付するのか。

A. 年次検査合格証は依頼者に交付してください。

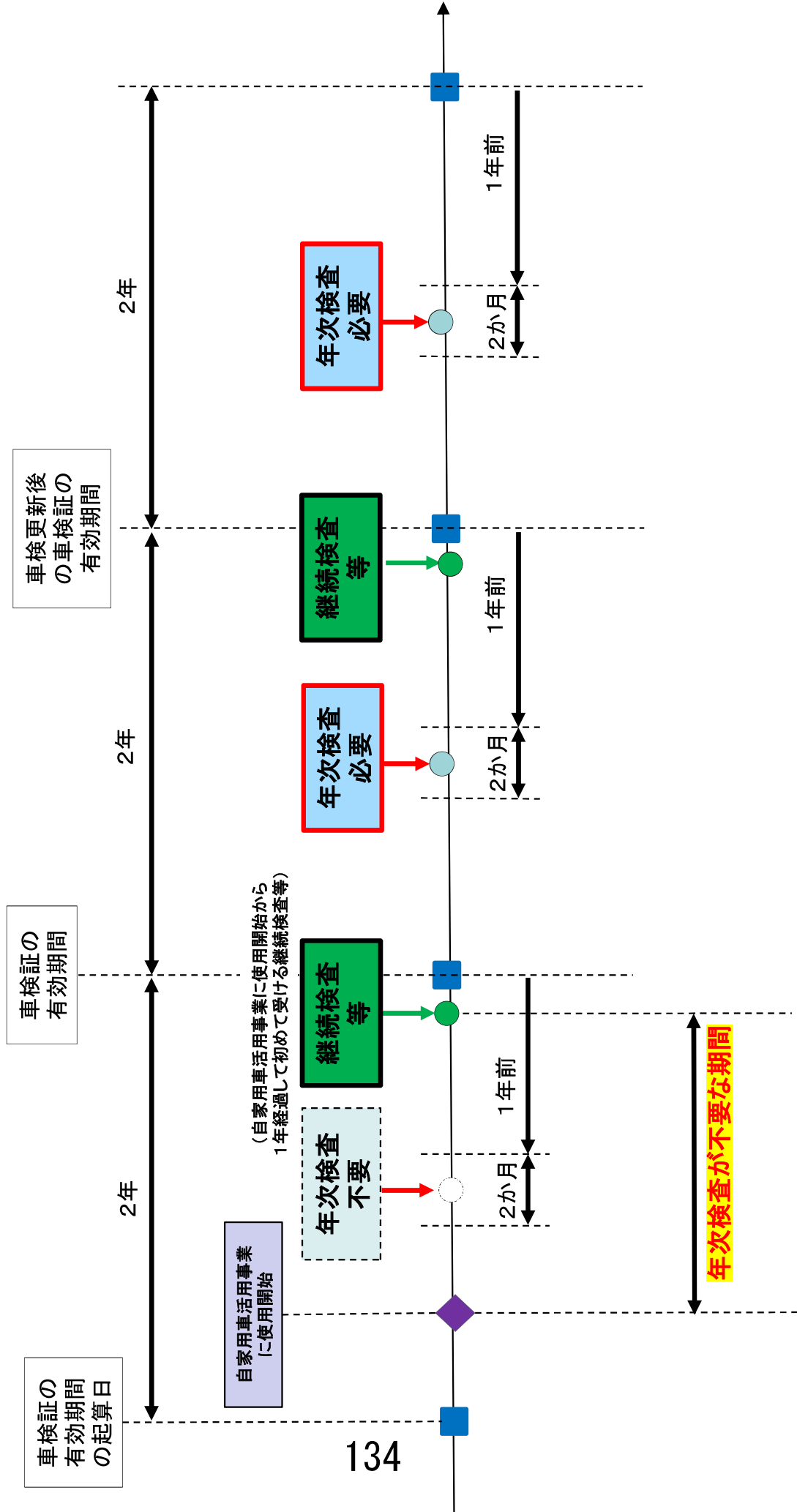
133

Q. 法人タクシー事業者から年次検査合格証だけほしいと依頼があったが、点検整備や検査をせずに交付して良いか。

A. 交付できません。

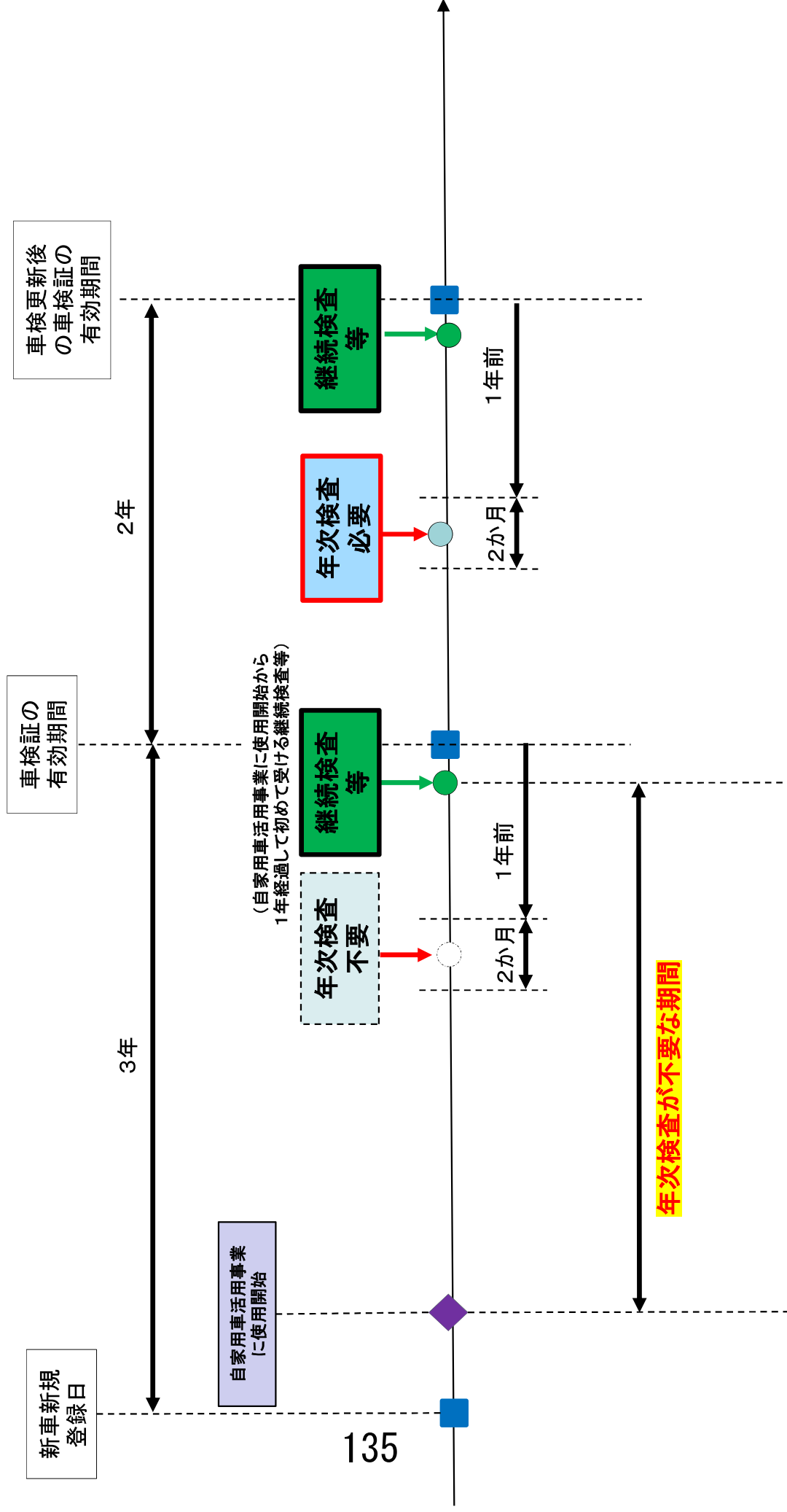
Q. 自家用車活用事業の用に供する自家用車に係る年次検査の時期について、教えてほしい。

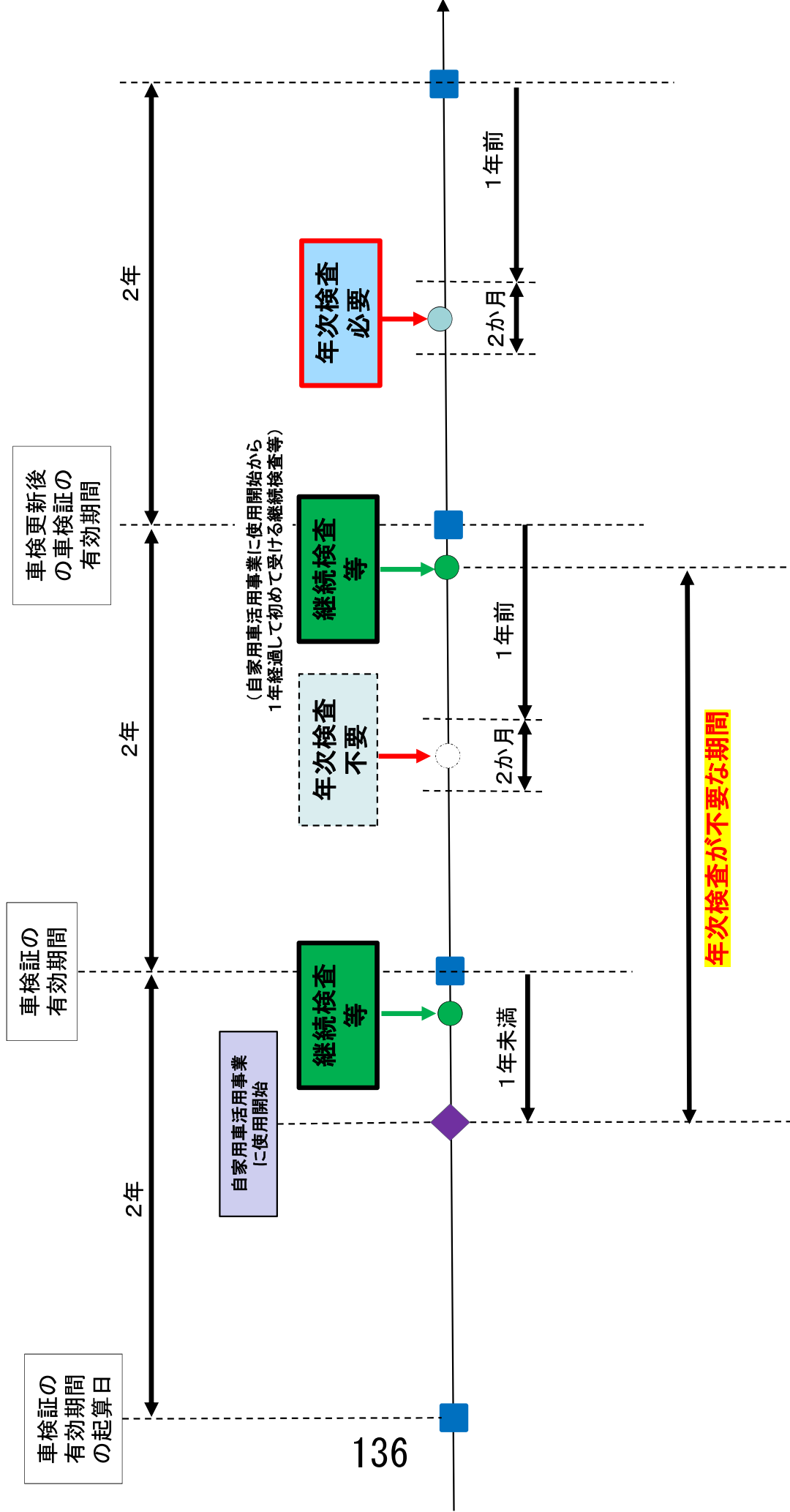
A. 次のページに自家用車活用事業に使用開始する時期ごとに図に示していますので、参考にしてください。



135 国土交通省

2 1年超まで車検から使用開始に事業用車活用車





令和 8 年 6 月 2 5 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう
取り扱われたい。

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け、国自整第283号）の一部改正について

新旧対照表

新旧対照表		(下線部分は改正部分)	
新	旧		
国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日 <u>国自整第87号</u> <u>改正 令和8年6月25日</u>	国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日		
各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長	各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長		
自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について	自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について		
「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。	「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。		
1. 点検整備 （略）	1. 点検整備 （略）		

2. 年次検査 (1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、<u>指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けること。</u>ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。 (2) (1) の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合 <u>又は当該自動車を自家用活用事業の用に供する他の法人タクシー事業者が実施した年次検査の結果を確認した場合</u>には、年次検査を実施したものとみなす。 (3) ～ (6) (略) 別添 (略)	2. 年次検査 (1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、<u>年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。</u>ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。 (2) (1) の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。 (3) ～ (6) (略) 別添 (略)
---	---

自動車整備事業者の皆様へ

エンジンオイル等の油脂類
シンナー、塗料等の溶剤
高品位尿素水（AdBlue®等）
を購入予定の皆様へのお願い

エンジンオイル、シンナー、塗料、高品位尿素水等については、日本全体で昨年とほぼ同量の供給を確保できていますので、下記についてご協力をお願いします。

① 一時的な需要ひっ迫防止のため、通常量の購入にご協力をお願いします。

② 調達についてお困りの場合は、
二次元コードの四国運輸局（相談窓口）まで、情報提供をお願いします。

四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課
skt-jidousya@ki.mlit.go.jp



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

140



四国運輸局

令和10年1月から「紙」の保安基準適合証 の取扱いは、原則“廃止”となります

運輸支局窓口のDX化のため、令和10年1月から「紙」の保安基準適合証（保適証）の取扱いは原則廃止され、「電子」の保安基準適合証のみの運用となります。※軽自動車検査協会の取扱いも同様です。

■「紙」の保安基準適合証をお持ちの方へ

- 「紙」の保適証の取扱いが原則廃止されますので、在庫を多く保有している事業者は計画的な使用をお願いします。

■電子保安基準適合証を利用登録していない方へ

- 「電子」の保適証を利用するには、利用登録手続きが必要です。
- 電子保適証の利用登録後、OSS（ワンストップサービス）の利用申請をすることで、OSSによる継続検査が利用可能となります。
- 記録等事務代行制度を利用することで、支局（軽検協）に來訪することなく、自社にて自動車検査証の有効期間更新作業を行うことが可能となります。

■各種利用登録・相談窓口

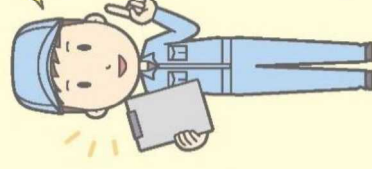
- 電子保適証・OSSの利用 ➡ 整備振興会又は自販連 等
- 記録等事務代行制度の利用 ➡ 最寄りの運輸支局（軽自動車検査協会）

電子保安基準適合証のメリット

○これまで原則手書きで行っていた、保安基準適合証（保適証）等の作成に要する時間が短縮。

○紙の保適証よりも早く交付が可能。

○保適証管理簿の電子化により、管理簿が自動で作成。



【事業者の声】

・保適証の作成に要する時間が圧倒的に短くなり（紙と比較して1/3程度）、検査以外の経理や営業などに時間が回せるようになった。

・小さい工場の場合、職員は兼務で様々な業務を行っており、時間の節約は大きく、小さい工場ほど導入効果があると思う。

・残業を無くす取り組みをしており、作業時間の短縮は非常に大きい。

電子保適・OSSはこちら



「日整連自動車情報サイト」

記録等事務代行制度はこちら



「記録事務代行ポータル」

第二章 検査業務関係

国自基第48号
令和7年6月17日

四国運輸局長 殿

物流・自動車局長（押印省略）

原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準について

原動機付三・四輪自転車の安全性を確保するため、今般、新たに別添の「原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準」を定めたので、今後はこれにより関係者を指導されたい。

また、別紙1及び別紙2のとおり関係団体あて通知したので念のため申し添える。

原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準

1 適用範囲

本技術基準は、原動機付三・四輪自転車に適用する。

2 用語の定義

本技術基準における用語の定義は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

2.1 「原動機付三・四輪自転車」とは、次のいずれにも該当しない三輪以上を有する一般原動機付自転車をいう。

2.1.1 車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五〇メートル以下である三輪以上の車両

2.1.2 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五〇メートル以下である三輪の車両

3 安定性

原動機付三・四輪自転車は、安定した走行を確保できるものとして、空車状態において、当該車両を左側及び右側に、それぞれ三十五度（最高速度二十キロメートル毎時未満の原動機付三・四輪自転車、車両総重量が車両重量の一・二倍以下の原動機付三・四輪自転車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の原動機付三・四輪自転車にあつては三十度）まで傾けた場合に転覆しないものでなければならない。

4 加速性

原動機付三・四輪自転車は、積車状態において、平坦な舗装路面上で停止状態から十メートル及び三十メートルの距離を走行するまでに要する時間がそれぞれ四秒及び七秒を超えないものでなければならない。

5 走行装置

空気入りゴムタイヤは、次の基準に適合するものでなければならない。

5.1 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。

5.2 接地部は、滑り止めを施したものであること。この場合において、滑り止めの溝の深さは、当該溝のいずれの部分においても〇・八ミリメートル以上とする。

6 操縦装置

- 6.1 運転に際して操作を必要とする次の装置は、かじ取りハンドルの中心から左右それぞれ五百ミリメートル以内に配置され、容易に操作できるものでなければならない。
 - 6.1.1 始動装置、加速装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置並びに制動装置の操作装置
 - 6.1.2 前照灯、警音器、方向指示器及び窓拭器の操作装置
- 6.2 6.1.1 に掲げる装置（加速装置、クラッチ、変速装置及び制動装置の操作装置を除く。）及び6.1.2 に掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその付近には、当該装置を容易に識別できるような表示をしなければならない。
- 6.3 変速装置の操作装置又はその付近には、変速段ごとの操作位置を容易に識別できるような表示をしなければならない。
- 6.4 方向指示器の操作装置又はその付近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を容易に識別できるような表示をしなければならない。

7 かじ取装置

かじ取装置は、容易に、かつ、確実に操作できるものであって、かじ取時に車わく、フェンダ等原動機付三・四輪自転車その他の部分と接触しないものでなければならない。

- 7.1 かじ取車輪が二以上の原動機付三・四輪自転車であって、かじ取車輪の横滑り量が走行一メートルについて五ミリメートルを超えるものは、7の「確実に操作できるもの」とされない例とする。ただし、その横滑り量が、原動機付三・四輪自転車の製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあつては、この限りでない。

8 燃料装置

ガソリンその他の引火しやすい液体を燃料とする原動機付三・四輪自転車の燃料装置は、次の基準に適合しなければならない。

- 8.1 燃料タンク及び配管は、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。
- 8.2 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。
 - 8.2.1 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。
 - 8.2.2 露出した電気端子及び電気開閉器から二百ミリメートル以上離れていること。
 - 8.2.3 座席のある車室の内部に開口していないこと。

9 電気装置

電気装置は、次の基準に適合しなければならない。

- 9.1 車室内の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

9.2 車室内の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、適当に覆われていること。

9.3 蓄電池は、振動、衝動等により移動し、又は損傷することがないようにしていること。この場合において、車室内の蓄電池は、適当な絶縁物等により覆われていること。

10 運転者席

運転者席の幅は、かじ取りハンドルの中心から左右それぞれ二百ミリメートル以上でなければならない。

11 窓ガラス

窓に備えるガラスは、安全ガラスでなければならない。JIS R 3211「自動車用安全ガラス」の規格の性能を有する窓ガラスは、この基準に適合するものの例とする。

12 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。

13 車幅灯

原動機付三・四輪自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満のものを除く。）の前面の両側には、次の基準に適合する車幅灯を備えなければならない。ただし、幅〇・八〇メートル以下の原動機付三・四輪自転車にあっては当該原動機付三・四輪自転車に備える前照灯（最大光度が一万カンデラ以上の前照灯であって、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造であるもの）にあっては減光し又は照射方向を下向きに変換した場合に点灯している部分）の照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられている場合にあっては、その側の車幅灯を備えないことができる。

13.1 車幅灯の灯光の色、明るさ等は、協定規則第 148 号の規則 4. 及び 5. 1.（種別 A 及び MA に係るものに限る。）に定める基準。

13.2 車幅灯の取付位置、取付方法等は、別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

14 前部反射器

原動機付三・四輪自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満のものに限る。）の前面の両側（幅〇・八メートル以下の原動機付三・四輪自転車にあっては、前面）には、次の基準に適合する前部反射器を備えなければならない。ただし、13 の規定に適合する車幅灯を備える場合にあっては、この限りでない。

14.1 前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等は、協定規則第 150 号の規則 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. に定める基準。

14.2 前部反射器の取付位置、取付方法等は、別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

15 後退灯

原動機付三・四輪自転車（後退機能を有しないものを除く。）には、次の基準に適合する後退灯を備えなければならない。

15.1 後退灯の灯光の色、明るさ等は、協定規則第 148 号の規則 4. 及び 5.8. に定める基準とする。ただし、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第 148 号の規則 5.8. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第 148 号の規則 6. に定める基準に適合すればよいものとし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS 規格 C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

15.2 後退灯の取付位置、取付方法等は、別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

16 灯光の色等の制限

原動機付三・四輪自転車には、灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある灯火又は反射器を備えてはならない。

16.1. 他の交通の妨げとなるおそれのある灯火又は反射器については細目告示第 62 条の規定を準用する。

17 窓ふき器

前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器を備えなければならない。

令和 7 年 6 月 17 日
国 自 基 第 49 号
国 自 審 第 565 号

四国運輸局長 殿

物流・自動車局長（押印省略）

「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準について」等の
廃止について

原動機付三・四輪自転車の安全性の確保については、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準について」（昭和 59 年 10 月 16 日付け地技第 85 号、地審第 280 号）等によることとしていたところであるが、今般、新たに「原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準」を定めることとしたので、「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準について」（昭和 59 年 10 月 16 日付け地技第 85 号、地審第 280 号）及び「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準等の細部取扱いについて」（昭和 59 年 10 月 19 日付け地技第 86 号、地審第 281 号）は廃止する。

なお、現に、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 3 の規定に基づく型式認定を申請している原動機付三・四輪自転車については従前の例によることとして差し支えないものとする。

また、別紙 1 及び別紙 2 のとおり関係団体あて通知したので念のため申し添える。

令和 7 年 9 月 26 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

電気自動車等のバッテリー火災に対する安全性を確保します

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

我が国は、電気自動車等の安全を確保しつつ普及を促進するため、平成 19 年に世界で初めて電気自動車等の乗員の安全確保に関する基準を策定し、それをベースに国際基準を策定・強化し、電気自動車の安全性を確保しています。

本年 3 月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、更なる安全対策として日本から提案し議論されていた、電気自動車等のバッテリーが異常発熱を起こした場合であっても乗員を保護するための要件が合意されたことを受け、このたび、道路運送車両の保安基準等を改正することとします。

1. 改正の概要

（１）バッテリー火災発生時の乗員保護性能確認試験を義務づけ

電気自動車等で走行用のモーターに使用するバッテリーについて、何らかの原因で異常発熱をしたことを想定し、一部の電池を過熱させたときに、火災、爆発又は車内への煙の放出がないか等、乗員の安全が確保されているかを確認する基準を導入します。

＜基準の概要＞

レーザーを照射するなどして電池を意図的に過熱したとき、乗員が脱出するための時間を確保するため、以下のいずれかの要件を満たすことを確認する。

＜要件＞

・バッテリー全体が異常発熱に至らないこと。・異常発熱を検知し運転者に対する警告信号を発し、かつ、警告開始から 5 分間は火災、爆発及び車内への煙の放出のいずれも発生しないこと。

＜適用時期＞

新型車：令和 9 年 9 月

継続生産車：令和 12 年 9 月

（２）その他の改正

- ① 「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」等を導入するため、所要の改正を行います。
- ② 令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行います。

2. 公布・施行

公 布：令和 7 年 9 月 26 日

施 行：公布の日。ただし、協定規則第 177 号に係る部分は令和 7 年 9 月 27 日。

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

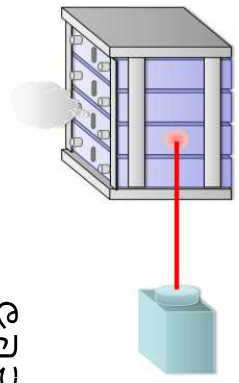
- 日本では、2007年に世界で初めて電気自動車等の乗員保護に関する安全基準を策定。2011年に国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において、当該基準をベースとした国際基準が成立。その後、段階的に規制強化。
- 2025年3月、国際基準の改正が合意され、バッテリー火災を抑制し乗員を保護するための試験法が追加された。当該試験法においては、日本提案であるレーザーを活用した試験方法が盛り込まれた。
- 2025年9月(予定)の発効にあわせ、今般、国内法令にも取り入れる。

改正概要

➤ バッテリー火災の抑制と乗員保護に係る試験法の追加

バッテリーの異常発熱による車両火災を模擬するため、電池にレーザーを照射し過熱させる※等の方法で電池の内部短絡を発生させる

149



※レーザーを照射する方式は日本が提案したもの。

◆ 判定要件

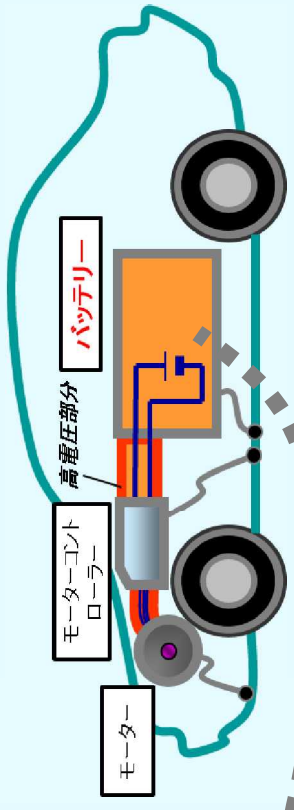
乗員が脱出するための時間を確保するため、以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ✓ 電池が異常発熱に至らないこと。
- ✓ 電池の異常発熱を検知し運転者に対する警告信号を発し、かつ、警告開始から5分間は火災、爆発及び車内への煙の放出のいずれも発生しないこと。

適用日

新型車：2027年9月 継続生産車：2030年9月

＜電気自動車等の安全基準の要件（例）＞



➤ 感電に対する保護

- ✓ バッテリー及び高電圧部分からの感電に対する保護

➤ 電池の安全性

- ✓ 車両衝突時の衝撃に対する保護
- ✓ 車外からの火災に対する保護
- ✓ 被水時における保護
- ✓ **バッテリー火災の抑制と乗員保護**

※今次改正により試験方法が追加

➤ 識別表示

- ✓ 電気自動車等（バス及び大型トラックに限る。）の車体への識別表示

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 195 回会合において、「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」が新たに採択されたほか、「制動に関するカテゴリー M、N、O の車両の認可に関する統一規定（第 13 号）」等の改訂が採択された。

また、令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行うこととした。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行う。

- （ア） 自動車に備える走行距離計について、表示されている走行距離の精度要件を追加する。（第 46 条関係）

【適用日】

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

- （イ） 一般原動機付自転車について、表示、取付位置及び精度等の基準に適合する走行距離計を備えなければならないこととする。（第 65 条の 2 関係）

【適用日】

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

（2）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行う。

- (ア) 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。(第5条関係)

第13号第14改訂版	⇒	第13号第15改訂版
第39号改訂版	⇒	第39号第2改訂版
第100号第4改訂版	⇒	第100号第5改訂版
第171号初版	⇒	第171号改訂版
(新設)		第177号初版

- (イ) 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第177号に基づき認定された「自動車駆動用出力装置」を追加する。(第5条関係)

(3) その他の関係省令の一部改正

上記のほか、関係する省令の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布： 令和7年9月26日

施 行： 令和7年9月26日。ただし、2.(2)(ア)(協定規則第177号に係る部分に限る。)及び2.(2)(イ)は、令和7年9月27日

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 195 回会合において、「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」が新たに採択されたほか、「制動に関するカテゴリ－M、N、O の車両の認可に関する統一規定（第 13 号）」等の改訂が採択された。

また、令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行うこととした。

これらを踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」、「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」、「装置型式指定規則第 5 条第 1 項及び共通構造部型式指定規則第 5 条の 2 の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成 13 年国土交通省告示第 1088 号）」、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 7 項第 3 号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示（平成 27 年国土交通省告示第 583 号）」及び「道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 618 号）」について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 13 号第 14 改訂版	⇒	第 13 号第 15 改訂版
第 39 号改訂版	⇒	第 39 号第 2 改訂版
第 100 号第 4 改訂版	⇒	第 100 号第 5 改訂版
第 171 号初版	⇒	第 171 号改訂版
(新設)		第 177 号初版

- (イ) 自動車に備える走行距離計について、表示されている走行距離の精度要件を追加する。また、一般原動機付自転車に備える走行距離計について、表示、取付位置及び精度等の基準に適合しなければならないこととする。

【適用日】

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

- (ウ) 車両総重量 3.5 トン以下の電気式ハイブリッド自動車及び駆動用電動機を複数備えた電気自動車について、協定規則第 177 号に基づき出力を測定してもよいこととする。

- (エ) 自動車※に備える原動機用蓄電池について、熱連鎖^(注)試験を義務付け、当該試験の結果が乗員の安全確保に係る要件に適合しなければならないこととする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車を除く。

【適用日】

新型車：令和 9 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

注：熱連鎖とは、原動機用蓄電池を構成するうちの一部の電池が熱暴走（電池温度の上昇が制御不能な状態をいう。）を起こした際に、その熱暴走が隣接する電池に広がることをいう。

(2) 道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正

道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 58 条及び第 67 条の 2 の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」について、適用時期の統合を行うほか、所要の改正を行う。

(3) 装置型式指定規則第 5 条第 1 項及び共通構造部型式指定規則第 5 条の 2 の国土交通

大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正

協定規則の改訂に伴い、特定装置の規則番号について所要の改正を行う。

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布： 令和7年9月26日

施 行： 令和7年9月26日。ただし、2.(1)(ア)(協定規則第177号に係る部分に限る。)、2.(1)(ウ)及び2.(3)(協定規則第177号に係る部分に限る。)は、令和7年9月27日

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和7年 11 月 20 日
物 流 ・ 自 動 車 局
貨 物 流 通 事 業 課
安 全 政 策 課
審 査 ・ リ コ ー ル 課
自 動 車 整 備 課

物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について ～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

物流・自動車局では、令和2年 12 月以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことで、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、今冬も、①車両対策（冬用タイヤの装着、チェーンの装着方法の事前確認、携行及び早めの装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようお願いいたします。

① 車両対策：自動車ユーザーの皆様へ

- 積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- チェーンの装着方法の事前確認、携行及び立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② 運送事業者対策：トラック・バス事業者の皆様へ

- 年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- 運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。
- 雪道において、悪質な立ち往生事案が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主対策：荷主の皆様へ

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止など

の必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。

- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者に対する急ぎの運送依頼を控えていただくようお願いします。

(その他) 気象情報の活用

- 気象庁 HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。
<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

【添付資料】

- ・【別紙1】『雪道での立ち往生に注意！』（パンフレット）
- ・【別紙2】『冬用タイヤの溝深さに注意！』（チラシ）

【お問い合わせ先】

(①関係)

審査・リコール課 鯖戸、田中

代表:03-5253-8111 (内線:42354)

直通:03-5253-8597

自動車整備課 松井、坂本

代表:03-5253-8111 (内線:42413)

直通:03-5253-8599

(②関係)

安全政策課 本田、山本

代表:03-5253-8111 (内線:41615)

直通:03-5253-8565

(③関係)

貨物流通事業課 篠塚、高橋、梶井

代表:03-5253-8111 (内線:41332)

直通:03-5253-8575

雪道での立ち往生に注意！

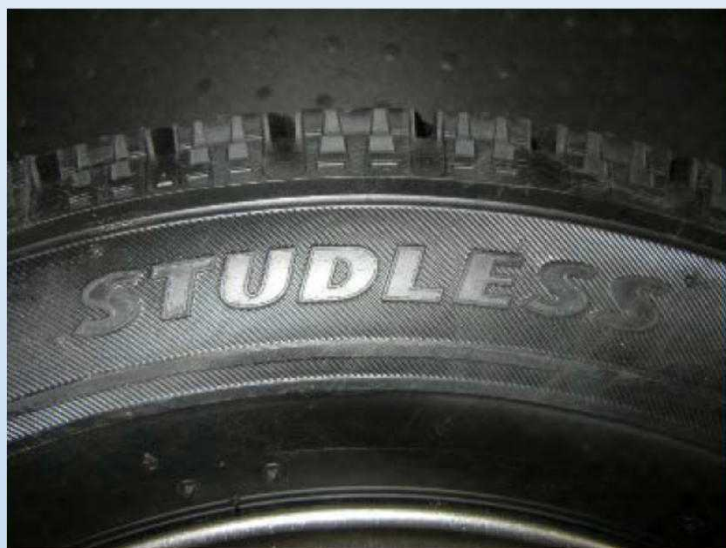
-大型車の冬用タイヤとチェーンについて-



- ❶ 道路で大型車が立ち往生すると、**深刻な交通渋滞や通行止め**を引き起こします。
- ❷ 積雪・凍結路では、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するとともに、**チェーンの携行・早めの装着**を心掛けてください。
- ❸ 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

冬用タイヤの選び方

- ❏ オールシーズンタイヤは、ちらつく程度の降雪で**路面と一部接触可能な積雪状況**を想定したタイヤです。
- ❏ 路面を覆うほどの**過酷な積雪路・凍結路**においては、**スタッドレス表記**(国内表記)又は**スノーフレークマーク**(国際表記)が表示されている冬用タイヤを**全車輪に装着**してください。



スタッドレス表記の例



スノーフレークマーク
タイヤの側面に表示
されています。

冬用タイヤの使用限度

- ❏ **溝深さが50%以上**残っていることを「**プラットホーム**」で確認しましょう。(一部海外メーカー品は除く)

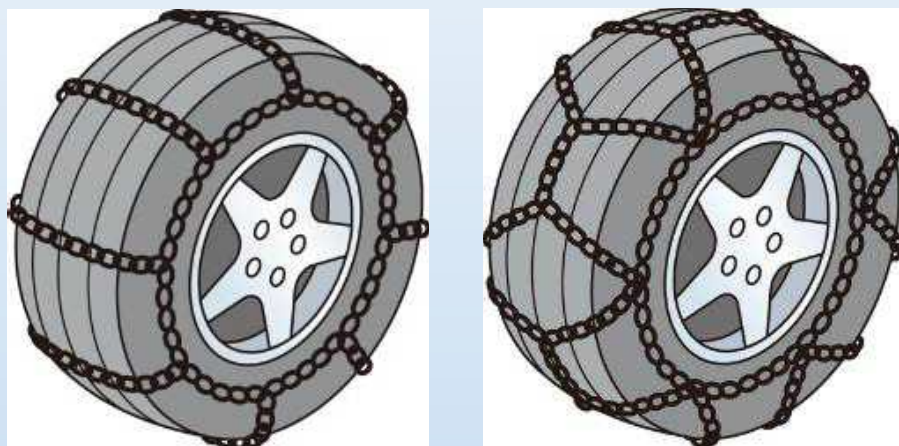


プラットホーム

158 残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

チェーンの効果

- ❏ チェーンを**駆動輪に装着**すると、冬用タイヤより積雪・凍結路での**発進・登坂性能が向上**します。
- ❏ チェーンの**サイズや締め方が不適切**な場合、**タイヤとの間で滑りが生じ**効果が得られません。



大型車用金属チェーン

チェーンの携行・装着

- ❏ **大雪警報が発表されるなど相当量の積雪**が見込まれる場合等にはチェーンを携行してください。
- ❏ 降雪時には、**立ち往生する前に早めのチェーン装着**を心掛けましょう。立ち往生した後の装着は極めて困難です。

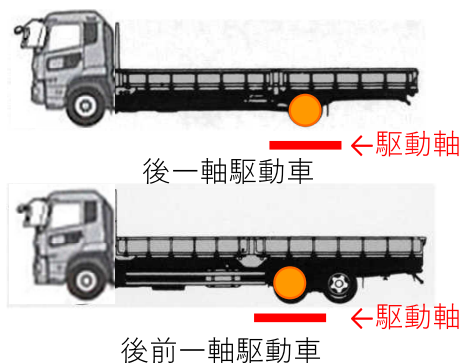
性能限界

- ❏ 冬用タイヤ及びチェーンのいずれも**性能限界があり、万能ではありません**。例えば、車両の**バンパーに接触するような新雪の深い積雪路**では走行困難です。
- ❏ 運行前に道路・気象情報を確認し、**運行の可否や経路を検討**してください。

立ち往生が発生しやすい車両

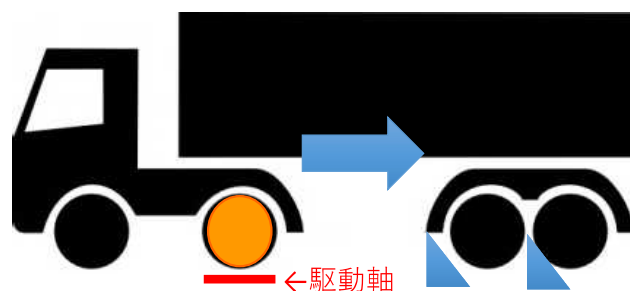
以下の特徴を持つ車両は、積雪路等において**特に立ち往生が発生しやすい傾向**にあるので注意が必要です。

一軸駆動車



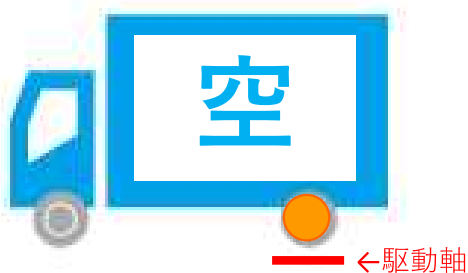
二軸駆動車に比べて駆動軸が空転しやすい。

連結車



トレーラー付近の積雪により走行抵抗が増大。

空荷状態



駆動軸に十分な荷重がかからず、発進性能が低下。

年式の古い車両



トラクションコントロール※等の機能が搭載されていない。

※発進時等に駆動輪の回転を制御し空転を低減する装置

「自動車を安全に使うためには」→

自動車を安全に使うための注意点を発信しています。



国土交通省
物流・自動車局
審査・リコール課



電話番号：03-5253-8111 (内線：42354)
03-5253-8597 (直通)

国 自 整 第 181 号
令和 7 年 12 月 12 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、貴会傘下会員（組合員）に対し周知方お願いいたします。

国 自 整 第 181 号
令和 7 年 12 月 12 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

近年、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 7 条の新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は法第 59 条の新規検査。以下同じ。）及び法第 71 条の予備検査（以下「新規登録等」という。）における負担の一層の軽減を図るため、法第 75 条第 4 項における完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含むものとする。以下同じ。）した自動車の取扱い又は法第 16 条の一時抹消登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証の返納。以下「一時抹消登録等」という。）後から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する法第 94 条の 5 第 5 項の保安基準適合証の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、令和 8 年 1 月 1 日以降は下記によることとしたので了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取扱われたい。関係団体には別紙のとおり通知していることを申し添える。

また、この取扱いの実施に伴い、使用の過程にある自動車における道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）別表第 2 に規定する新規検査及び予備検査並びに指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「指定規則」という。）別表第 2 に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（以下「登録識別情報等通知書等」という。）の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合にあつても、下記に準じた取扱いとするので併せて了知されたい。

なお、自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たって

は、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していることが必要であること、及び、自動車部品を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合にあっては、新規登録後において、法第 54 条又は法第 54 条の 2 に基づく整備命令及び法第 94 条の 8 に基づく保安基準適合証の交付の停止等の対象となりうることを念のため申し添える。

記

1. 完成検査終了証及び保安基準適合証の取扱い

新規登録等の際に車両の提示に代えて提出される完成検査終了証及び一時抹消登録等を行った自動車に対し指定整備事業者が交付する保安基準適合証に係る取扱いについては、以下によるものとする。

(1) 記 1 に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付方法をいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成 7 年 11 月 16 日自技第 234 号、自整第 262 号）に示す指定部品をいう。（以下同じ。）
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規登録等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としないと取扱うとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。ただし、施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項に規定する基準の対象装置の改造や変更を行った場合における完成検査終了証の取扱いについては、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、完成検査終了証又は登

録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じて適用される項目ごとのいずれの範囲内にも含まれる場合

項目	範囲	種別
長さ	±3cm	検査対象軽自動車、小型自動車、 普通自動車、大型特殊自動車
幅	±2cm	
高さ	±4cm	
車両重量	±50kg	検査対象軽自動車、小型自動車
	±100kg	普通自動車、大型特殊自動車

2. 一時抹消登録等を行った自動車の新規検査等における審査結果の通知の取扱い
- (1) 自動車技術総合機構は、一時抹消登録等を行った自動車の新規検査又は予備検査（以下「新規検査等」という。）の際、1. (2)①から③までの各号の一に該当する場合には、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値と構造等に変更がないものと取扱い差し支えない。なお、現車審査時には、自動車技術総合機構の審査担当職員は、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、変更を行う旨の意思を受検者より申告された場合は従前のおり諸元の計測を行うこと。
- (2) 軽自動車検査協会が行う検査対象軽自動車の新規検査等の場合であっても、(1) の取扱いに準ずることとする。

附則〔令和7年12月12日付け国自整第181号〕

本規定は、令和8年1月1日から適用する。

別紙

国 自 整 第 181 号
令和 7 年 12 月 12 日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、遺漏のないようお願いいたします。

国自整第181号
令和7年12月12日

軽自動車検査協会理事長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、遺漏のないようお願いいたします。

新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 現状、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構（機構）に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする（令和8年1月施行）。

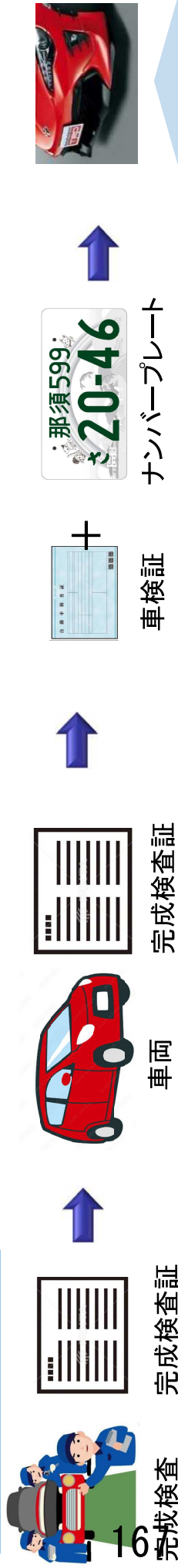
《オプション取付》

自動車メーカー

自動車ディーラー

運輸支局（新規登録）

新規登録後



一定範囲内の寸法の増加等の改造の場合は機構への現車提示が不要
(日米協議を踏まえ平成7年に措置)



《今回措置》
一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする



令和 8 年 1 月 9 日

物流・自動車局車両基準・国際課

審査・リコール課

ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準を強化します！

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

国土交通省では、高齢者等によるペダル踏み間違いによる事故を防止するため、ペダル踏み間違い時加速抑制装置に関する国連基準の策定を主導するとともに、国内基準の強化を図っています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、ペダル踏み間違い時加速抑制装置について、停止状態だけでなく、クリープ走行時[※]もペダル踏み間違いを検知して急加速を抑制することを求める性能要件の強化などを含む国連基準の改正が合意されたことを受け、道路運送車両の保安基準等を改正することとします。

これにより、ペダル踏み間違いによる事故のより一層の削減が期待されます。

[※]オートマチック車がブレーキを離した際にゆっくり前に進む状態

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

（１）「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の性能要件の強化及び義務付け対象車種の拡大

	改正後	改正前
① 義務付け対象車種の拡大	乗用車（※１） <u>貨物自動車（※２）</u>	乗用車（※１）
② 検知対象の障害物の追加	車両・壁・ <u>歩行者</u>	車両・壁
③ 急加速を抑制するための要件追加	停止状態・ <u>クリープ走行状態</u> からの急加速抑制	停止状態からの急加速抑制

＜適用時期＞

新型車：令和 12 年 9 月

継続生産車：令和 14 年 9 月

※ 1 乗車定員 10 人未満のオートマチック車に限る。

※ 2 車両総重量 3.5 t 以下のオートマチック車に限る。

（２）その他の改正

「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」等を導入するため、所要の改正を行います。

2. 公布・施行

公 布：令和 8 年 1 月 9 日

施 行：令和 8 年 1 月 11 日（一部、同年 3 月 31 日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、池端

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

- 令和4年、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、日本の提案により、日本発の安全技術である「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の検討を開始し、令和6年11月の国際基準成立を受け、令和7年6月に国内基準（保安基準）を改正・公布。
- この度、更なる安全対策のため、クリープ走行時の要件の追加や対象車種を拡大する等の改正提案がWP.29で合意されたことから、令和8年1月に国内基準を改正・公布。

主な要件

※赤字は、今回の改正により追加される部分

○ 急加速抑制に関する要件

障害物（車両、壁、**歩行者**）の手前1.0m及び1.5mで、以下の状態からアクセルをフルストロークまで踏み込んだ場合に、①又は②のいずれかであること【停止状態】

- ① 障害物に衝突しないこと 又は
- ② 障害物との衝突時の速度が8km/hを超えず、障害物が無い状態に比べて30%以上速度が低下していること

【クリープ走行状態】

- ① 障害物に衝突しないこと 又は
- ② 衝突時点又はそれより前に、加速を抑制すること

○ ドライバーへの警報に関する要件

- ・ 視覚警報が必須 等

○ 機能の解除条件に関する要件

- ・ 解除中のドライバーへの表示
- ・ 機能の復帰条件 等

対象車種

運転者がクラッチ操作を必要としない

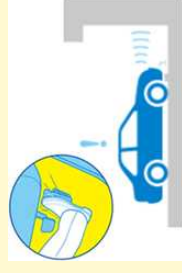
乗用車（乗車定員10人未満）

貨物車（車両総重量3.5t以下）

適用日

新型車 令和12年9月 / 継続生産車 令和14年9月

＜装置の作動イメージ＞



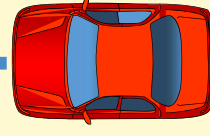
＜試験法の概要＞



：フルストロークまでアクセルを踏み込む



障害物までの距離
1.0m及び1.5m



停止

クリープ

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 196 回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第 17 号）」、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則（第 175 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行う。

- （ア） 自動車に備える前向き座席に任意でヘッドレストを備える場合には、技術的要件を適用することとする。（第 22 条の 4 関係）

【適用日】

新型車：令和 8 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 10 年 9 月 1 日

- （イ） ペダル踏み間違い時加速抑制装置の適用対象に小型貨物自動車を追加する。（第 8 条関係）

【適用日】

新型車：令和 12 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 14 年 9 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- (ア) 協定規則の改訂等に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。(第5条関係)

第17号第11改訂版	⇒	第17号第12改訂版
第41号第5改訂版	⇒	第41号第6改訂版
(新設)	⇒	第126号初版
第173号初版	⇒	第173号改訂版
第174号初版	⇒	第174号改訂版
第175号初版	⇒	第175号改訂版
(新設)		第178号初版

- (イ) 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置に、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第2条関係)
- (ウ) 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第5条関係)
- (エ) 法第75条の4第1項の規定に基づく特別な表示を付することができる特定装置として、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第3号様式関係)

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

- (ア) 協定規則第126号及び協定規則第178号の新規採択に伴い、「仕切り装置」及び「緊急車線維持装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定する。
- (イ) 協定規則第175号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改訂する。
- (ウ) 能力基準適合証明書の交付を受けた者が、当該証明書の記載事項の変更部分のみ審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改訂する。

(4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

能力基準適合証明書の交付を受けた者が、当該証明書の記載事項を変更しようとする場合、国及び独立行政法人自動車技術総合機構は当該変更部分のみ審査することとする制度の合理化を行う。この場合において、新たに交付する能力基準適合証明書の有効期間は、変更前の能力基準適合証明書の有効期間の残存期間とする。

(5) その他の関係省令の一部改正

上記のほか、関係する省令の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 令和8年1月9日（金）

施 行： 令和8年1月11日（日）。ただし、協定規則第126号に係る部分は、令和8年3月31日（火）。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 196 回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第 17 号）」、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則（第 175 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 17 号第 11 改訂版	⇒	第 17 号第 12 改訂版
第 41 号第 5 改訂版	⇒	第 41 号第 6 改訂版
（新設）	⇒	第 126 号初版
第 173 号初版	⇒	第 173 号改訂版
第 174 号初版	⇒	第 174 号改訂版
第 175 号初版	⇒	第 175 号改訂版
（新設）		第 178 号初版

（イ） 協定規則第 178 号の新規採択に伴い、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって 3.5t 以下のものには、緊急車線維持装置を備えなければならないこととする。

（2）その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 令和8年1月9日（金）

施 行： 令和8年1月11日（日）。ただし、協定規則第126号に係る部分は、令和8年3月31日（火）。

緊急車線維持装置(ELKS)に関する国際基準の概要

- 緊急車線維持装置 (ELKS : Emergency Lane Keeping System) とは、車両が車線を維持できるように、ドライバーに警報を発するとともに車両の軌道を補正する装置。
- 2025年6月に国連協定の新規則として成立したことを踏まえ、国内基準にも取り入れる予定。

主な要件

○ 車線逸脱警報に関する要件

- ・ 速度が65km/hから130km/hまでの車速範囲で作動すること
 - ・ 遅くとも、タイヤ外側逸脱量が白線の内側から0.3mを超えた時点で警報すること
- 1.5
- ドライバーが気付くことのできる複数の警報（視覚、聴覚等）を発すること

○ 車線逸脱を補正するための機能に関する要件

- ・ 速度が70km/hから130km/hまでの車速範囲で作動すること
（上記範囲から減速時は、65km/h未満に減速するまで作動すること）
- ・ タイヤ外側逸脱量が白線の内側から0.3mを超えて逸脱するのを回避すること
- ・ 補正機能作動時はドライバーに視覚警報を発すること

対象車両

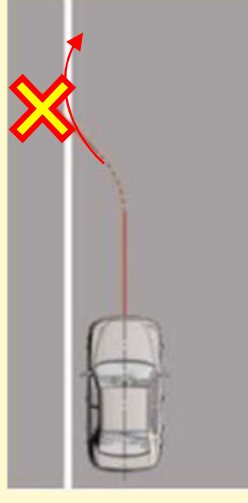
乗車定員10人未満の乗用車、車両総重量3.5 t 以下の貨物車

適用日

新型車：2029年9月※ / 継続生産車：2031年9月※

※油圧パワステ搭載車両等は段階的に適用

＜装置の作動イメージ＞



左側への逸脱（例）



右側への逸脱（例）

令和8年2月16日
物流・自動車局
車両基準・国際課
審査・リコール課
自動車整備課

米国製乗用車の認定制度を創設します ～道路運送車両の保安基準の改正等について～

日本の交通環境における安全・安心を確保しつつ、関税に関する日米間の合意※を実施するため、米国製乗用車の認定制度を創設します。

※「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」における日本のコミットメント（自動車基準関係抜粋）

○米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内で販売のため追加試験なしで受入れ。

1. 概要

（1）米国製乗用車の認定制度の創設

米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等（自動車メーカー等により米国から輸入された自動車であるものに限る。）について、安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けた場合は、保安基準に適合するものとみなすこととします。

（2）その他

国土交通大臣の認定を受けた自動車は、車体の後面に標識を表示するとともに、自動車検査証にその旨を記載することとします。

2. 公布・施行

公布：令和8年2月16日

施行：公布の日

問合せ先

物流・自動車局 車両基準・国際課（全般）：松坂、金井

電話：03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課（申請手続きに関すること）：野原、森

電話：03-5253-8111（内線42324）、03-5253-8595（直通）

自動車整備課（自動車検査証の記載に関すること）：久保、馬場

電話：03-5253-8111（内線42424）、03-5253-8599（直通）

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）においては、第 3 章の規定に基づき、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）を定め、これに適合する自動車等でなければ、運行の用に供してはならない旨を規定する一方、保安基準第 55 条から第 58 条の 2 において、一定の条件を満たした自動車に対する保安基準及びこれに基づく告示の適用の取扱いを定めている。

さらに、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）においては、保安基準第 55 条の規定に基づく手続を受けた自動車は、その旨を自動車検査証に記載すること等を規定しているところである。

今般、日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととなった。当該声明を履行するため、米国で製作した自動車の一部については、一定の条件を満たしたうえで保安基準に適合するものとみなすとともに、その旨を自動車検査証に記載できるようにするため、保安基準及び施行規則について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）保安基準の一部改正

国土交通大臣が、米国で製作された自動車のうち、告示で定めるものについて、安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けた場合は、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなすほか、所要の改正を行う。（第 58 条の 3 関係（新設））

（2）施行規則の一部改正

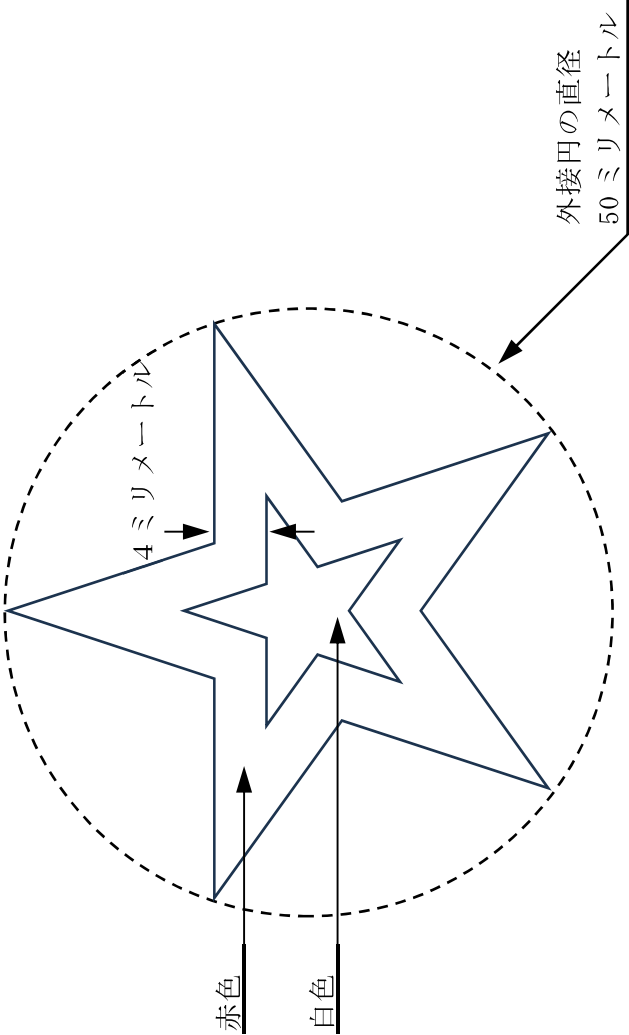
（1）により国土交通大臣が認定した自動車は、自動車検査証にその旨記載することとする（第 35 条の 3 関係）ほか、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公布・施行：令和 8 年 2 月 16 日

銀十円車票のデザインの色を指定する。

第十九号様式の二（認定を受けた自動車の標識）（第五十四条の二関係）



備考

形状は正立星型正五角形とすること

予期せぬ運転異常に対応する安全技術を知ってみよう！

～「ドライバー異常時対応システム」作動時の車内・車外の様子を見ることができます～

体調急変により、運転中に急にドライバーが安全運転を継続できなくなった際、システムがドライバーの異常を検知して周囲の道路利用者に異常を知らせつつ車両を停止する「ドライバー異常時対応システム」が普及しています。

当該システムは、体調急変等が生じたドライバーや同乗者はもとより、後続ドライバーなどの全ての道路利用者における安全・安心の向上に有効です。

このため、国土交通省は、全ての道路利用者がドライバー異常時対応システム作動時の留意点をご理解いただくことにより、当該システムの社会受容性を向上するための啓発動画を作成し、YouTube 国土交通省公式アカウントに公開します。

1. ドライバー異常時対応システムとは

体調急変により、運転中に急にドライバーが安全運転を継続できなくなった際、ドライバーの異常を自動で検知又は同乗者が非常停止ボタンを押すことにより車両を自動的に停止させる機能であり、交通事故の回避又は被害軽減に資するものです。

2. システム作動時の状況

○車内

運転席のメーターパネル等に作動状況が表示されます

○車外

周囲の道路利用者に対する情報提供（ブレーキランプ点灯又は点滅、ハザードランプ点滅、ホーン吹鳴）を行いつつ、システムが車両を減速・停止※させます

※ 車線変更を自動で行って路肩で停止するシステムもあります

3. システム作動時の留意点

車線変更を自動で行って路肩に寄せて停止させる機能もあることから、警告中の車両を見かけたら、「慌てない」、「車間距離を保つ」、「急な追い越しは避ける」ことが重要です。

4. 啓発動画の公開ページ

国土交通省物流・自動車局審査・リコール課 YouTube

<https://youtu.be/0vESg6ZALDA>

① ドライバー異常の発生



② システムの作動



③ 車両の減速・停止



(問い合わせ先)

物流・自動車局審査・リコール課 鯖戸、田中

代表：03-5253-8111(内線)42354

直通：03-5253-8597



令和8年3月27日
物流・自動車局自動車情報課

オートバイの「希望ナンバー制」が始まります！

～ 令和8年10月より申込受付を開始します ～

小型二輪自動車、軽二輪自動車の「希望ナンバー制」を導入し、本年10月中旬(予定)より申込受付を開始します。

ナンバープレートの好きな番号を選べる「**希望ナンバー制**」については、平成10年5月より登録自動車に、平成17年1月より軽自動車に導入されていますが、今般、**小型二輪自動車**及び**軽二輪自動車**についても希望ナンバー制を導入し、**令和8年10月より受付を開始します**。

あわせて、二輪車の希望ナンバー制導入に伴い、利用できる番号を増やすため、二輪車のナンバープレートの様式を変更します。

1. 二輪車「希望ナンバー制」の導入

[対象車両]

- ・ 小型二輪自動車 (250cc超)^{※2}
- ・ 軽二輪自動車 (125cc超～250cc)^{※3}

※1 原動機付自転車(125cc以下)のナンバーは市町村交付のため、本制度の対象外

※2 事業用、貸渡等は対象外 ※3 被牽引車、事業用、貸渡等は対象外

[選べる番号]

二輪ナンバーに表示されるアラビア数字4桁(右図)

(「・・・1」など特に人気が高い番号は、コンピューターによる抽選となります)

[申込受付開始時期 / 申込方法]

令和8年10月中旬(予定) / インターネット又は窓口

[その他]

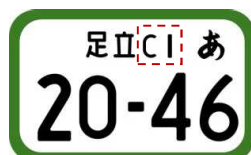
抽選対象番号、申込料金等の詳細は、決定次第お知らせします。



希望する4桁の数字

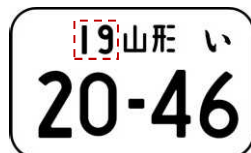
2. ナンバープレートの様式変更(詳細は別紙参照)

[小型二輪]



- ・ 地域名の右に、CDEFGJLNPQRVWX のローマ字を使用
- ・ ローマ字の右の文字に0～9の数字を使用

[軽二輪]



- ・ 分類番号を二桁化し、左に1, 2, 4, 5, 7を使用
- ・ 右に0～9の数字を使用

同じ番号(4桁)の
ナンバープレートを、
これまでよりも多く
発行できます。

【問い合わせ先】 物流・自動車局 自動車情報課 山本・福本・大塚
電話：03-5253-81180(内41145/42103) 直通：03-5253-8588

	現 行 様 式	新 様 式
小型二輪	CLVのうちいずれかのローマ字 又は なし 	CDFGJLNPQRVWX のうちいずれかの ローマ字 0~9のうち いずれかの数字 
軽二輪	1, 2のうち いずれかの数字 	1, 2, 4, 5, 7のうち いずれかの数字 0~9のうち いずれかの数字 

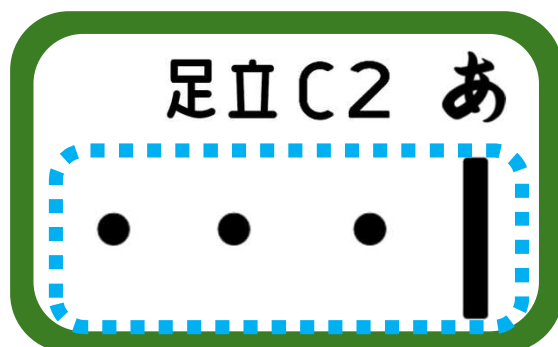
オートバイに希望ナンバー制を全国一斉導入

4桁の好きな番号が選べるようになります

- 令和8年（2026年）10月中旬頃開始（予定）
- 小型二輪・軽二輪対象 ※一部対象外あり
- 申込方法 インターネット・運輸支局窓口

抽選対象番号及び申込料金は決定次第お知らせします
ナンバープレートの様式変更をあわせて実施します

小型二輪(251cc～)の新様式例



軽二輪(126～250cc)の新様式例



令和 8 年 4 月 2 8 日

物流・自動車局審査・リコール課

リコール監理室

令和 7 年度のリコール総届出件数及び総対象台数について（速報値）

令和 7 年度のリコール届出の総届出件数及び総対象台数の速報値をお知らせいたします。

（ ）内は、対前年度比

	総届出件数	総対象台数
国産車	159 件（ -8 件）	3, 595, 894 台（-3, 328, 821 台）
輸入車	199 件（ +29 件）	418, 538 台（-221, 715 台）
合 計	358 件（ +21 件）	4, 014, 432 台（-3, 550, 536 台）

【参考】対象台数が多かったリコール届出（上位 3 件）（令和 7 年度）

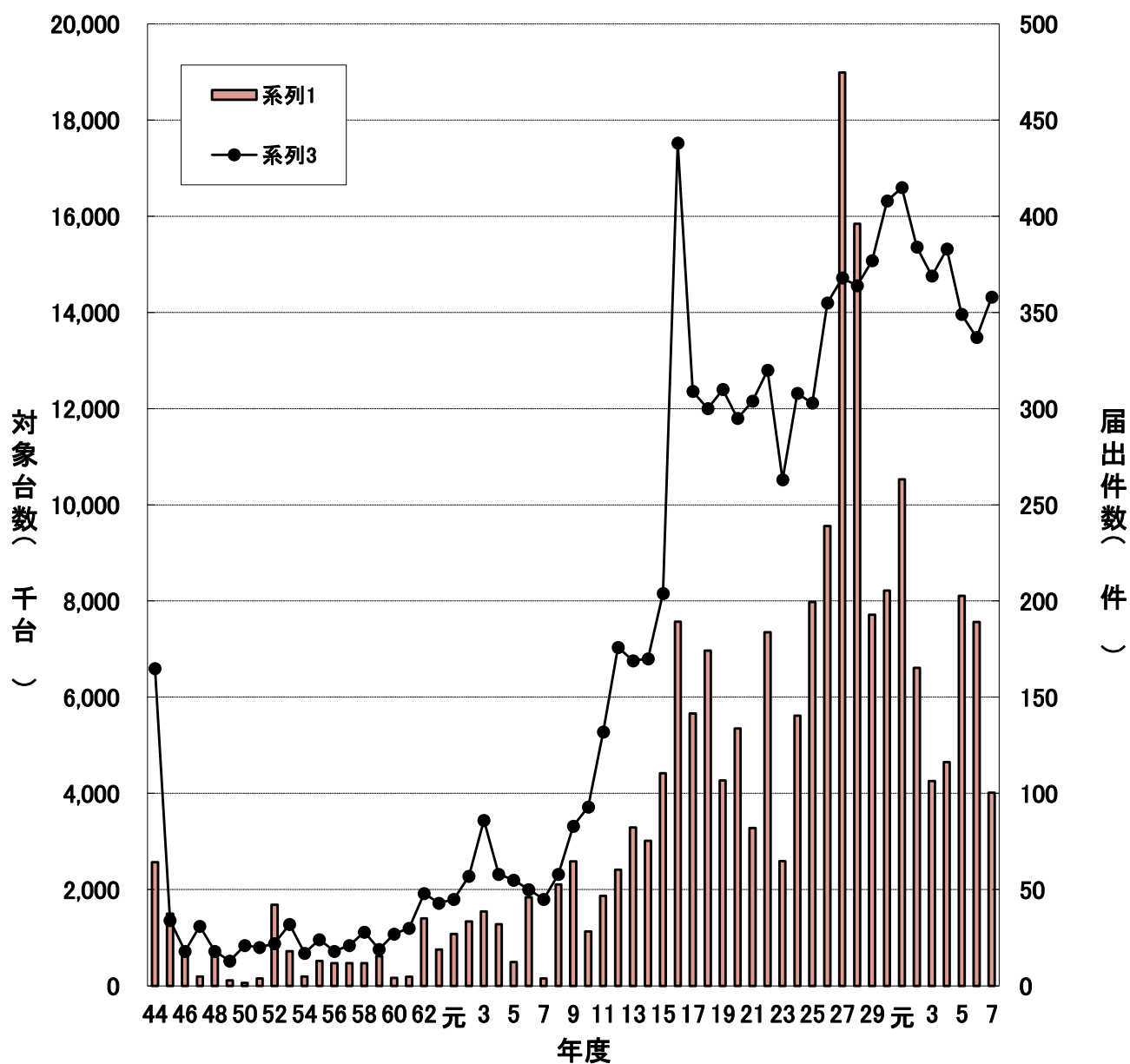
	対象台数	車名	通称名	不具合の内容	届出年月日
1	1,285,002	トヨタ 他	ヴォクシー 他 計 4 2 車種	パノラミックビューモニターにおいて、車両周辺の映像がずれたり、一時的に停止または映らなくなるおそれ	R7.10.30
2	646,376	トヨタ 他	アルファード 他 計 2 1 車種	コンビネーションメータにおいて、速度計や警告灯等が確認できないおそれ	R7.7.16
3	405,963	ダイハツ 他	ムーヴ 他 計 5 車種	ブレーキブースタに穴があき、ブレーキペダルの操作力が増大し、制動距離が長くなるおそれ	R8.3.26

（問い合わせ先）

国土交通省物流・自動車局審査・リコール課
 リコール監理室 太田・藤坂
 電話 03-5253-8111（代表）（内線 42353）

自動車のリコール総届出件数及び総対象台数の年度別推移

(昭和44年度から令和7年度までの57年間)



大賞は、スバル「フォレスター」！！ ～自動車安全性能 2025 ファイブスター大賞発表～

国土交通省とナスバが 2025 年度に行った自動車アセスメント（自動車安全性能 2025）において、
「自動車安全性能 2025 ファイブスター大賞」にスバル「フォレスター」が輝きました。



★自動車安全性能 2025 ファイブスター大賞★
スバル「フォレスター」



スバル「フォレスター」は、歩行者や自転車との万が一の衝突時に備えた「サイクリスト対応歩行者保護エアバッグ」の採用により歩行者頭部保護試験等で 2025 年度の最高得点を記録するなど優れた成績を収め、総合評価で 184.62/193.8 点と、2025 年度における最高得点を獲得し、「ファイブスター大賞」を受賞しました。

- 自動車アセスメントとは：
自動車の安全性能を評価・公表し、より安全な自動車の普及を促進する事業。本事業は、ユーザーの皆様の安全な自動車を選択する際の参考としていただくこと、自動車メーカーのより安全な製品の開発を促すことを目的としています。
- ファイブスター賞とは：
予防安全性能と衝突安全性能が最高ランクかつ、事故自動緊急通報装置を搭載している車種に与えられる賞。
- ファイブスター大賞とは：
ファイブスター賞を受賞した車種の中で、最高得点を獲得した車種に与えられる賞。

<補足資料>

- 別紙1：自動車アセスメントの概要
- 別紙2：自動車安全性能 2025 の評価結果
- 別紙3：自動車安全性能 2025 の評価結果の見方
- 別紙4：評価結果一覧
- 別紙5：ファイブスター大賞ロゴデザインの変更

※ 過去の評価結果及びチャイルドシートの評価結果は、ナスバホームページをご参照ください。

ナスバホームページ：<https://www.nasva.go.jp/mamoru/index.html>



【お問い合わせ先】
物流・自動車局 技術・環境政策課 吉成、白藤
(代表) 03-5253-8111 (内線 42254)、(直通) 03-5253-8591



- 自動車等の安全性能の評価・公表を行うことによって、ユーザーが安全な車選びをしやすいように、そして車を作るメーカーのより安全な車の開発を促進するために自動車アセスメント事業を平成7年度より実施
- 市販されている自動車を対象に、被害軽減ブレーキのような事故を未然に防ぐ技術の評価する「予防安全 性能評価」、衝突時の乗員や歩行者の安全性を評価する「衝突安全性能評価」等を行い、その結果を公表

※自動車アセスメントの一環として、「チャイルドシート」の安全性能比較試験(前面衝突試験、使用性評価試験)も実施

1. 試験車種の選定・購入

販売台数が多い車両を中心に評価試験の対象車種を選定し、市販されている状態の車両を購入

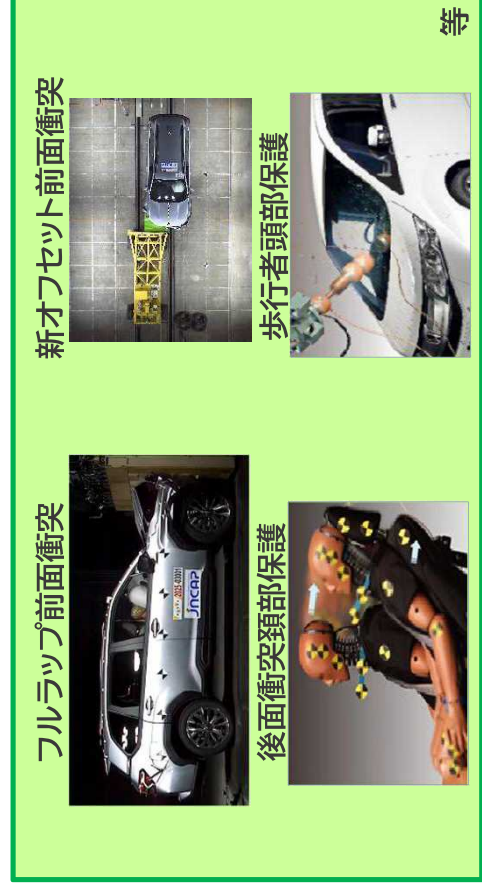
2. 評価試験の実施

衝突被害軽減ブレーキの試験、衝突試験など、様々な安全性能評価試験を実施

<予防安全性能評価>



<衝突安全性能評価>



3. 結果の公表

結果を車種ごとに点数化して公表。
(結果は、自動車メーカーの広報活動等でも活用)



自動車安全性能 ファイブスター大賞

令和 8 年 6 月 4 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

後退時の安全性を高めるライト、装備可能に！

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

国土交通省では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）の国際基準の改正に伴い、自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影して後退の意図を周囲に示す「車両後退表示投影装置」に関する要件を、道路運送車両の保安基準等に盛り込みました。

本装置の普及により、車両の後退を歩行者等に分かりやすく伝えることが可能となり、車両と歩行者等の事故の未然防止が期待されます。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

車両後退表示投影装置（自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火）について、自動車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。（保安基準第 40 条の 2 関係）

対象車種：自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）



2. 公布・施行

公 布：令和 8 年 6 月 4 日

施 行：令和 8 年 6 月 4 日（一部、令和 9 年 4 月 1 日）

＜問合せ先＞

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、佐野

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

車両後退表示投影装置に関する国際基準

別紙

- 新たに車両後退表示投影装置（自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火）の国際基準の改正が国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において採択され、自動車に車両後退表示投影装置の装備が可能となるよう道路運送車両の保安基準等を改正する。
- 本装置により、車両と歩行者等との事故の未然防止が期待できる。

対象車種

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）

主要要件

作動条件	後退灯の点灯時
色・形状等	白色の長方形を組み合わせた表示を最大2セット（図1参照）
投影可能な範囲	自動車後方の路面の一定範囲（図2参照）
光度	路面に照射する光の光度は12,000 cd以下 ただし、雨天時においては、路面からの反射による眩しさを低減するため、自動的に消灯又は光度を8,000 cd以下に低減

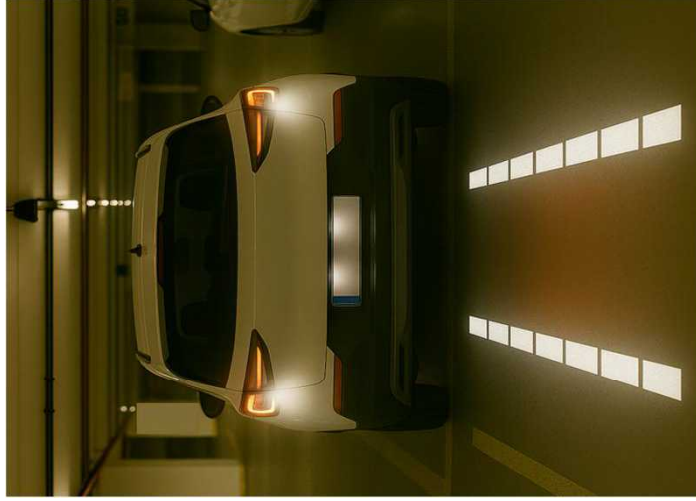


図1 色・形状のイメージ

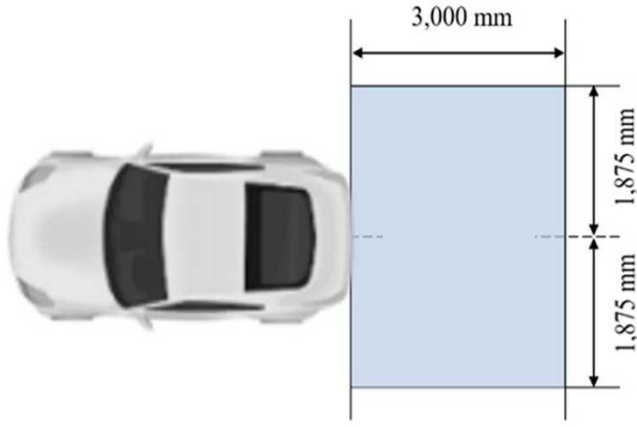


図2 投影可能な範囲

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下「協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 197 回会合において、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

以下に掲げる改正のほか、所要の改正を行うこととする。

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正（第 1 条関係）

- ① 車両の後退を示す表示を車両後方の路面に投影することにより、後方にいる歩行者や自転車といった他の交通にその旨を示すことができるものとして、新たに車両後退表示投影装置の基準を設ける。（保安基準第 40 条の 2 関係）
- ② 低速で走行するときに側方又は後方にある障害物を確認するための低速走行時照射灯について、車両の側面に加え、後面に備えることができるものとする。（保安基準第 33 条の 3 関係）
- ③ 任意で備えるカメラやモニタ等の視界を確認する装置について、歩行者等の保護に関する要件を設ける。（保安基準第 44 条関係）

(2) 装置型式指定規則の一部改正（第 3 条関係）

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加する。（装置型式指定規則第 2 条関係）
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により指定を受けたものとみなす特定装置の種類に協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加するとともに、協定規則の改訂に伴い、対象の規則番号を以下のとおり改める。（装置型式指定規則第 5 条関

係)

第 46 号第 6 改訂版	⇒	第 46 号第 7 改訂版
第 134 号第 2 改訂版	⇒	第 134 号第 3 改訂版
第 156 号	⇒	第 156 号改訂版

- ③ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付することができる特定装置として、協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加する。(装置型式指定規則第 3 号様式関係)

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正 (第 4 条関係)

協定規則第 0 号の改訂に伴い、共通構造部型式指定規則において引用する協定規則に第 0 号第 8 改訂版を加える。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正 (第 5 条関係)

- ① 協定規則第 156 号の改訂により、協定に基づく認可を受けたことを証する書面に記載されたプログラム等の識別番号の管理が必要となることを踏まえ、自動車等の型式の指定を申請する者が、当該自動車等の保安基準適合性を証する書面として協定に基づく認可を受けたことを証する書面を提出する場合における、当該識別番号の管理に要する工数を考慮し、提出書面の確認に要する手数料の額を改定する。
- ② 協定規則第 156 号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、特定改造許可を受けようとする者が、当該者の能力に係る基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改定する。
- ③ 協定規則第 73 号の採択及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い、「側面保護装置」及び「車両後退表示投影装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定する。
- ④ 協定規則第 46 号、協定規則第 134 号及び協定規則第 156 号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改定する。

(5) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正 (第 6 条関係)

協定規則第 156 号の改訂に伴い、申請者が改正前後のいずれの基準に基づくプログラムの適切な管理及び確実な改変に係る能力を有するかを明確にするため、能力基準適合証明書の様式について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール (予定)

公布・施行：令和 8 年 6 月 4 日 (木) (WP. 29 第 197 回会合における改訂事項の発効日)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 197 回会合において、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

以下に掲げる改正のほか、所要の改正を行うこととする。

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正（第 1 条関係）

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 46 号第 6 改訂版	⇒	第 46 号第 7 改訂版	補助的なカメラを設けた場合の要件追加 等
第 134 号第 2 改訂版	⇒	第 134 号第 3 改訂版	水素を貯蔵する圧力容器に、追加的に延長配管を設けた場合、その配管も認可対象に包含
第 156 号	⇒	第 156 号改訂版	プログラム等の識別番号の使用義務化

（イ） 協定規則第 73 号の採択に伴い、巻込防止装置として側面保護装置を備える場合は協定規則第 73 号の要件を適用することとする。

（2）道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正（第 2 条関係）

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条及び第 67 条の 2 の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」について、所要の改正を行う。

（３）装置型式指定規則第５条第１項及び共通構造部型式指定規則第５条の２の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正（第３条関係）

装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）第 2 条及び第 5 条の改正に伴い、側面保護装置及び車両後退表示投影装置の追加及び特定装置の協定規則の番号を改める。

（４）道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正（第 4 条関係）

道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の改正に伴い、道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 618 号）第 2 条の号番号を改める。

（５）自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正（第 5 条関係）

協定規則第 156 号の改訂に伴い、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和 2 年国土交通省告示第 787 号）にて引用する協定規則の番号を改める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 6 月 4 日（木）（WP. 29 第 197 回会合における改訂事項の発効日）

施 行：公布の日。ただし、内圧容器及びその附属装置に係る部分は、令和 9 年 4 月 1 日（木）。



令和 8 年 6 月 26 日

物流・自動車局車両基準・国際課

日本が主導した世界初の自動運転システムの国際基準が合意

～安全な自動運転車の開発が加速～

- 令和 8 年 6 月 23 日から 26 日に、スイス・ジュネーブにおいて、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29*）が開催され、レベル 4 を含む自動運転システムに関する国際基準が合意されました。
- WP.29 傘下の専門家会議において、日本が共同議長として議論をリードし、世界で初めて策定された基準であり、これにより、我が国の自動車メーカーが安全な自動運転車を効率的に開発できるようになることが期待されます。

* WP.29 は、自動車安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場であり、日本も積極的に参画

1. 今回合意された国際基準の概要

- （1）対象車両： レベル 3，4 を含む自動運転システムを備えた自動車
- （2）具体的な要件
 - ① 車両の安全性： 交通ルールの遵守や衝突回避、不具合発生時の安全な停止等
 - ② 製造事業者の組織体制： 安全を確保するための組織体制、社内プロセス等
 - ③ モニタリング・不具合の改善： 自動運転車のモニタリングを通じた不具合の特定・改善等
- （3）発効時期： 令和 9 年 1 月頃

2. 国際基準の策定経緯

令和 2 年、高速道路等でのレベル 3 の国際基準が合意されましたが、一般道を含むより多くの道路環境や、レベル 4 などのより高度な自動運転車の国際基準は策定されていませんでした。このため、日本が米国、欧州等とともに WP.29 傘下の専門家会議の共同議長を務めて議論を主導し、今般、新たな国際基準として合意されました。

【参考資料】

（別添 1）自動運転システムの国際基準概要

（別添 2）WP.29 の概要



WP.29 における議論の様子

※副議長を務める猶野車両基準・国際課長

【問い合わせ先】

物流・自動車局 車両基準・国際課 島野、山中

代表：03-5253-8111（内線：42523、42524）、直通：03-5253-8604

レベル3、4自動運転に関する国際基準

- レベル3、4自動運転に関する国際基準について、2026年6月のWP.29で合意。(2027年1月頃発効見込み)
- 日本が提唱した「有能で注意深い人間のドライバーと同等以上の安全性」確保が前提。
- 製造事業者は、当局に対して事前に①車両の安全性、②組織体制の説明を行い、安全要件への適合性が確認され、市場に投入された後も継続的な③モニタリング・不具合の改善が必要。

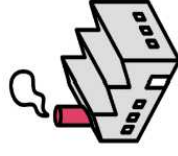
製造前の安全確保

①車両の安全性



- 交通状況に応じた挙動
 - 交通ルールの順守、衝突回避
 - 不具合発生時等の安全な停止
- 乗員への情報提供、誤操作防止
- 作動状態の記録、サイバーセキュリティの確保

②組織体制



- 安全管理システム (SMS)
 - 自動運転車の安全を確保するため
 - の組織体制やプロセスを明確化
- セーフティケース
 - 安全性を「主張、論証、証拠」に沿って構造的に整理
- シミュレーション環境、試験路、実交通環境を整備

市場投入後の安全確保

③モニタリング・不具合の改善



- 市場投入後の自動運転車の作動状態をモニタリング
- 安全リスクを早期に特定・改善
- 事案(事故、不具合等)に応じて、適時に関係国当局へ報告

当局

安全性の審査

報告内容の分析・評価

1. 自動車基準調和世界フォーラムの目的

自動車の安全・環境基準を国際的に調和することや、政府による自動車の認証の国際的な相互承認を推進することを目的

2. 自動車基準調和世界フォーラムの組織

傘下に六つの専門分科会を有し技術的、専門的検討を行う

3. 自動車基準調和世界フォーラムのメンバー

欧州各国、1 地域（EU）に加え、日本、米国、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、中国、インド、韓国等（日本は1977年から継続的に参加）及び非政府機関(*)

4. 自動車基準調和世界フォーラムの主な活動内容

次に掲げるそれぞれの協定に基づく規則の制定・改正作業を行う

- ・「国連の車両等の型式認定相互承認協定（略称）」
（1958年協定）
- ・「国連の車両等の世界技術規則協定（略称）」
（1998年協定）

(*) 国際自動車工業会（OICA）、国際二輪自動車工業会（IMMA）、国際標準化機構（ISO）、欧州自動車部品工業会（CLEPA）、自動車技術会（SAE）等



自動車基準調和世界フォーラム (WP.29) World Forum for Harmonization of Vehicle Regulations

WP.29運営委員会(AC.2)

1958年協定運営委員会(AC.1)

1998年協定執行委員会(AC.3)

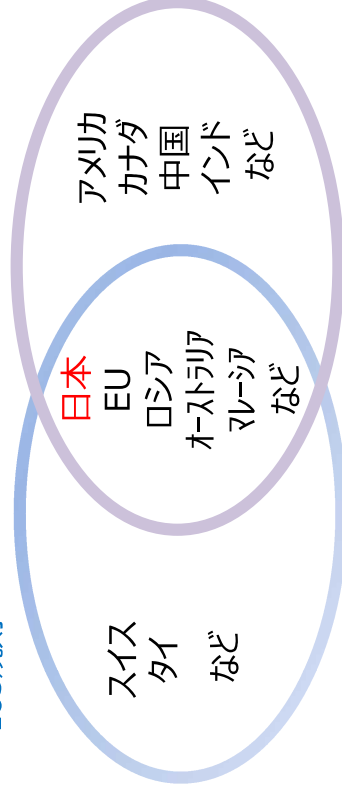


1958年協定

64カ国・1 地域
183規則

1998年協定

39カ国・1 地域
25規則



国際基準の制定
認証の相互承認

国際基準の制定

便利です

指定整備事業者の皆様

業務効率化しませんか？

記録事務代行

はじめての方

記録等事務代行 制度とは？

自動車検査証の更新手続きにおける書き換え
業務を行政機関に代わり、記録等事務代行者
が行える仕組みです。



車検証の電子化で、OSS申請手続完了後の
車検証更新手続が
窓口へ行かずに
※
ご自身で
できます。

3つのメリット

窓口への訪問が不要。

24時間いつでも自動車検査証の書き換えが可能になります。

01

窓口への
出頭が不要



02

24時間
書き換え可能



03

専用アプリで
簡単作業



委託件数
増加中！！

専用ポータルから簡単申請

電子申請で完結（手数料無料）

申請はこちらから →

記録事務代行ポータル



<https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/>



簡単・便利！！ 記録事務代行は難しくありません！！

何を準備すればいいの？ 専用の機器が必要？ 



💡 必要なもの

□ パソコン □ ICタグリーダーライター □ プリンター

□ 本人確認ができるもの（マイナンバーカード or GビズID）



記録事務代行ポータル

※ 必要な環境を満足すれば、既にお持ちの機器を使用できます。 詳細はこちら ↑↑↑

利用料金は発生するの？ 

記録事務代行アプリの利用に利用料金は発生しません。

ただし、インターネット回線の通信料やプリンターのインク代等は利用者様のご負担になります。

運輸支局が閉まっている時間であっても、OSS申請から車検証更新まで完了できるの？ 



運輸支局の業務時間内に、OSS申請の処理が完了したものに限り、ご自身にて更新作業を行うことができます。

印刷する検査標章の台紙はどうするの？ 



記録事務代行アプリにて電子的に配布申請を行い、運輸支局の承認後、運輸支局にて受領していただきます。その際に、申請承認時のメールを印刷してご持参ください。

記録等事務代行に関するお問い合わせはこちら

自動車保有関係手続のワンストップサービスヘルプデスク

050-5540-2000

受付時間/8:30~17:00（12:00~13:00を除く）※年末年始を除く平日

記録等事務委託制度の関係法令（省令・通達）はこちら

国土交通省HP「記録等事務委託制度について」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000053.html



第三章 実務の設問と解説

整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみてください。

	設 問	回答
1	OBD検査の対象車両ではなかったのに、指定整備記録簿の「車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果」の欄と「OBD検査」の欄に斜線を引いた。	
2	自動車検査証の有効期間の満了する日が令和7年2月14日である普通貨物自動車の継続検査において、保安基準適合証を交付する際に、自動車損害賠償責任保険証明書を確認したところ、令和7年2月14日から令和8年3月14日午前12時までの保険期間であったので、令和7年2月14日に保安基準適合証を交付した。	
3	常時使用する従業員が6人であり、自ら管理するウェブサイトがあるので、法第48条に規定する点検又は整備作業にかかる料金を当該事業場の依頼者が見やすい位置に掲示するとともに、ウェブサイトにも掲載した。	
4	自動車検査証等の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第72条第1項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の2月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第72条第1項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。	
5	令和2年4月1日より、特定整備制度(電子制御装置整備が新たに追加)が始まり、当該作業を行うには新たに認証が必要となり、施行の際に事業として経営していた作業のみ、3年間の経過措置が設けられた。	

整備事業関係

	解答	設問に対する解説(関係法令もご確認ください)
1	×	「車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果」と「OBD検査」は別物です。いろいろと違いがあり、前者は、定期点検整備で実施し、年式にかかわらずOBDを搭載する全ての自動車が対象です。後者は、完成検査で実施し、令和3年10月1日以降の新型車(輸入車は令和4年10月1日以降の新型車)が対象となります。 【自動車の点検及び整備に関する手引き、道路運送車両法の保安基準第8条等】
2	○	【自動車損害賠償保障法第9条第7項】
3	○	法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う作業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。 イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が5人以下である場合 ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合 【道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第1号】
4	○	令和7年4月1日より、全国一律に車検証の有効期間満了日の「2ヶ月前」から車検を受けられます。 【道路運送車両法施行規則第44条】
5	×	特定整備制度は施行の際に事業として経営していた作業のみ、4年間の経過措置がありましたが、令和6年3月31日をもって終了しております。電子制御装置整備を実施する際は認証が必要です。 【道路運送車両法附則】

検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみてください。なお、特にことわりのない限り自動車の製作年月日は令和8年1月1日とします。

	設 問	回 答
1	保安基準第4条(車両総重量)及び第4条の2(軸重等)の基準緩和の認定を受け、保安基準緩和の有効期限を付されている車両で、その基準緩和の有効期間を過ぎてしまった場合は、保安基準に適合していないので保安基準適合証は交付できない。	
2	普通乗用自動車に備えられた前部霧灯の照明部の下縁の高さが、地上300mmであったため保安基準適合と判断した。	
3	車両総重量12,000kgの普通貨物自動車(車体の形状:ダンプ)に備えられた純正の突入防止装置が空車状態においてその下縁が地上から550mmの位置に取り付けられていたため保安基準適合と判断した。	
4	排出ガス規制の識別記号が8BL(令和2年規制)である小型二輪自動車のアイドリング時に一酸化炭素及び炭化水素測定器で測定した際は、COが3.0%以下、HCが1000ppm以下でなければならない。	
5	車両総重量8tの貨物自動車の大型後部反射器が山形縞模様に取り付けられていたので、谷形縞模様になるように改善した。	

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説(関係法令もご確認ください)
1	○	基準緩和の有効期間が過ぎてしまうと保安基準緩和の効力が失効するためそのままでは保安基準に適合しません。 【基準緩和自動車の認定要領】
2	○	側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。 【審査事務規程8-70-3(1)②】
3	○	ダンプにあつては、空車状態において後部突入防止装置の下縁の高さが地上550mm以下となるように取り付けられていること。 【審査事務規程7-37-3(1)①】
4	×	二輪自動車(小型自動車に限る。)及び側車付二輪自動車(小型自動車に限る。)の令和2年規制のアイドリング規制値はCOが0.5%以下及びHCが1000ppm以下である。 【審査事務規程9-6-(1)②】
5	×	縞模様のものにあつては、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置、かつ、山形縞模様となるように取付けられていること。 【審査事務規程7-86-3(1)④】

第四章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

プレスリリース

令和7年7月23日



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第64次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和7年7月31日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10の2、7-10の2、8-10の2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 66 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 9 月 30 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]
 - 国土交通省において、適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。[6-9 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 68 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 1 月 5 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - OBD 検査の対象装置について、令和 8 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられることに伴い、当該装置に係る特定 DTC が記録されていた場合保安基準に適合しない旨規定します。[1-3、9-13]
 - 車線逸脱警報装置
 - 側方衝突警報装置
 - ペダル踏み間違い時加速抑制装置
2. 国土交通省から「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和 7 年 12 月 12 日付け国自整第 181 号）が発出されたことに伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定は令和 8 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]
 - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正 [4-26 他]

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。
3. 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、**令和8年10月1日から**適用することとしましたのでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、**審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。**

○**改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。**

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領

改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領により実施

※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。

令和8年8月1日より、 「ロービーム計測」に移行します ～ヘッドライトテストを用いた前照灯検査について～

平成10年9月1日以降に製作された自動車※¹のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、移行する期限を令和8年8月1日に延期していたところです。

今般、過渡期において地域ごとに円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備等が整ったことから、令和8年8月1日より、全車ロービーム計測に移行しますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいロービーム



バックミラーに映るまぶしいロービーム

※ 裏面もご確認ください。

ヘッドライトの 効果的な整備や修理について

平成10年9月1日以降に製作された自動車^{※1}の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテストを用いて検査しているところです。

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流であり、使用期間の経過等に伴う劣化や摩耗を避けることができません。使用状況、使用地域、管理状況などに大きく影響を受けることから、効果的な整備手法や修理手法の一例として、次のものが挙げられます。^{※2}

- レンズ面の清掃・磨き・交換
- バルブの交換
- ヘッドライトユニットの交換、中古部品の活用
- ヘッドライトユニットを分解して修理するリペア業者を活用
- 汎用部品を使用してヘッドライトを増設

また、ロービームの光度及び向きが基準に適合するように、適切な調整もお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

※2：記載している整備手法や修理手法は一例であり、これらを実施したからといって必ずしも基準に適合するものではありません。

これらは適切な整備や修理が必要です！

整備や修理には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



相性の悪いバルブに交換



国土交通省
四国運輸局



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology
四国検査部



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization
香川主管事務所

年次検査事務取扱規程の制定について

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下、「自家用車活用事業」という。）に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下、「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められております。また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとなっております。

今般、これを受け、自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（年次検査）に関する必要な事項を独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付け規程第34号）として新たに決めました。

- 独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付規程第34号）

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/hbh5ss0000002c0r-att/i5ss5000000047l.pdf>

- 年次検査に係るFAQはこちら

<https://www.naltec.go.jp/faq/hbh5ss0000000rkv-att/a1772089893847.pdf>

- 自家用車活用事業に関する情報はこちら（※国土交通省HP）

https://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr3_000051.html

本件についてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課（TEL:03-5363-3441）

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和 7 年度）

〔 カスタムカーショーで 24 台の出展車両に注意喚起 〕
〔 自動車用品店で 63 件の自動車部品・カー用品に注意喚起 〕

独立行政法人自動車技術総合機構は、自動車ユーザーに誤解を与え、不正改造の認識のないまま保安基準不適合車両を運行するなどを未然に防止することを目的として、平成 18 年より、カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動及び自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでいます。

今般、令和 7 年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

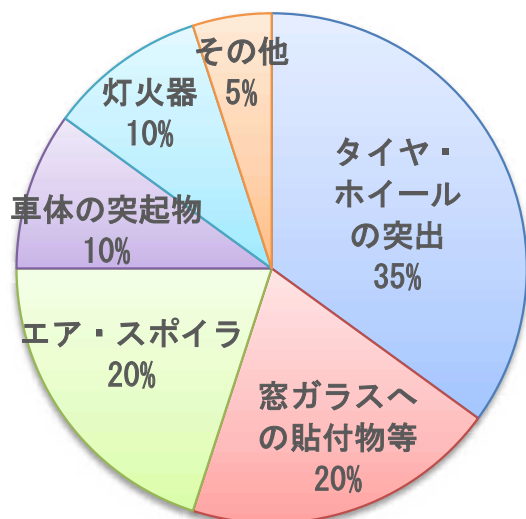
◇ カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動

令和 7 年 7 月から令和 8 年 2 月に開催された 3 カ所のカスタムカーショー（オートメッセ in 愛知・東京オートサロン・大阪オートメッセ）において、保安基準に適合しない又は適合しないおそれがある状態の自動車（競技専用車両など）については、来場者に保安基準に関する誤解を与え、不正改造の認識がないまま保安基準不適合車を運行するなどの行為を増加させるため、「公道走行不可」等と見やすく表示してもらうよう出展者に対して啓発活動を実施しました。

啓発活動の結果

	出展車両数	基準不適合が 確認された車両数
合計	1,750 台	24 台、延べ 40 箇所

装置別の基準不適合箇所



不適合箇所の例（タイヤ・ホイールの突出）



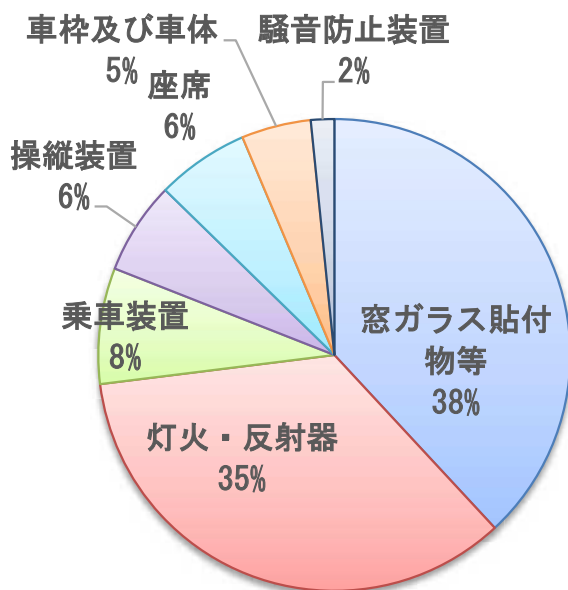
◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査

令和7年6月から10月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの19店舗において、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては、保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が63件(前年度66件)確認されたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は7種類あり、その中で「窓ガラス貼付物等」及び「灯火・反射器」で全体の7割以上を占めました。

保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の内訳



保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の一例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・窓ガラス貼付物等関係	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付するスマートフォンホルダー、ステッカー、ディスプレイオーディオなどが運転者の視野を妨げになるおそれがある
・灯火・反射器関係	カラーバルブなど装着する灯火器によっては基準に適合しないおそれがあり、また、点滅する灯火は基準に適合しないおそれがある

これらの啓発活動も開始から20年が経過し、カスタムカーショーの主催者・出展者や自動車ユーザーの方々の不正改造に対する理解も深まってきているところですが、自動車技術総合機構では、引き続き関係団体等と協力し、不正改造車の撲滅に向けて取り組んでまいります。

〈問い合わせ先〉
 〒160-0003
 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
 独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
 電話：03-5363-3441(代表)
 FAX：03-5363-3347

自動車技術総合機構からのお知らせ

～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。
また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
また、敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の画像、動画若しくは音声又は的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような情報を、公衆に提供(譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。)しないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。

- ⑳ その他、検査担当者等が的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

自動車技術総合機構からのお知らせ

～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
 - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
 - カ 窓ガラスが取外されていない状態
 - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
 - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
 - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
 - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
 - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
 - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
 - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
 - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
 - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)。
 - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
 - タ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。

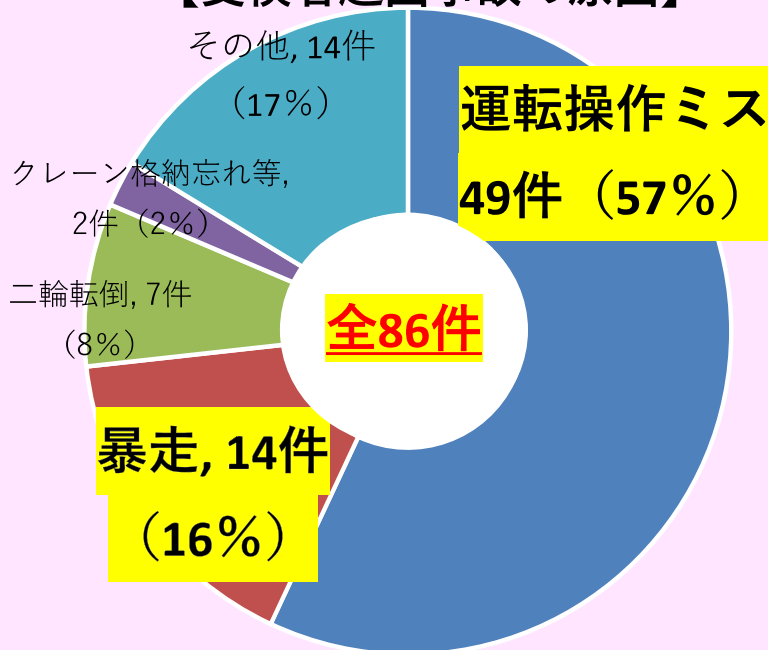
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

受検者の皆様へ

運転操作ミスや暴走による 事故の防止に ご協力をお願いします！！

令和7年度、車検場検査コース内での「運転操作ミス」や「暴走」など、受検者の方に起因する事故が86件発生しました。

【受検者起因事故の原因】



「運転操作ミス」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスト等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

「暴走」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

「運転操作ミス」が受検者起因事故の半数以上を占めています。テストへの乗り入れ前に車両がコース中央にあるか確認し、慎重に運転してください。

また、「暴走」による事故の被害は甚大※になる傾向があり、破損した検査機器の修理費用をご負担いただくこととなります。
※ヘッドライトテストの場合1千万円超

慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！
降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！

<運転者の操作ミスによる事故事例>

検査コースへ後退して入場しようとしたところ外壁及びシャッターへ衝突。
(事故発生原因)外壁等と車両の距離を確認していなかった。

【受検者負担】外壁、シャッター修繕費用

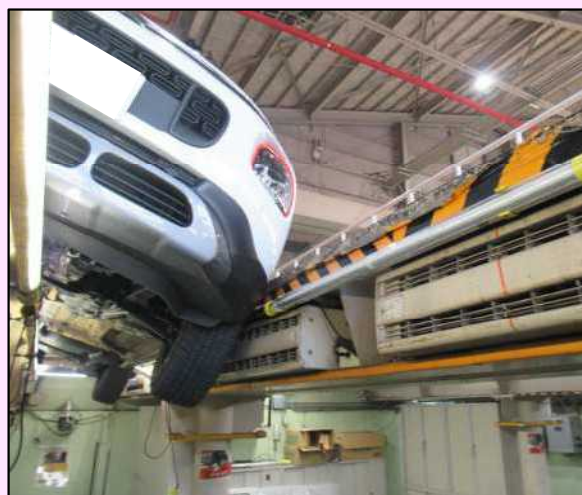
シャッターレール損傷



下回りピットを通過しようとしたところ、左側車輪が前後ともに脱輪。
(事故発生原因)右側に寄っていたにもかかわらず、確認せず前進した。



進入時点で右寄り



ヘッドライト検査中にも関わらず前進し、ヘッドライトテストへ衝突した。
(事故発生原因)窓から乗り出して床のラインだけを見ており、前方を見ていなかった。

【受検者負担】ヘッドライトテスト修理費用



<暴走による事故事例>

スピード申告スイッチを取ろうとDレンジのまま降車し、車両が発進。
無人のまま暴走し、コース前方の車両に衝突。

(事故発生原因)Dレンジのまま降車したことによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



進入時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



衝突後の状態



前進時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



マフラーから白煙(衝突後もアクセルを踏んでいる)

衝突後の状態



重大人身事故発生!!



①荷台寸法測定のため
荷台後面扉のロックを解除
して開けていったところ、
扉の重量が作業者に急激に
かかっていった。

扉の重量は、
大人4人で
ようやく
持ち上がる程度

②作業者は、後面扉の重さ
を支え切れず、地面との
間に挟まれ重傷を負った。

【原因】
開閉補助のためのバネが取り
付けられていなかった。



▶荷崩れにも
ご注意ください。



重量のある上下開き式の扉については、**事前に安全な開閉を確認**
してから受検されるようお願いいたします！

荷箱内に**荷物、仕切り板がないかの事前確認**もお願いいたします！

検査場内での事故防止にご協力をお願いします！

令和7年度上半期 事故原因ランキング

第1位 運転操作ミス 18件



- ▲ 一旦停止後、前方を見ずに前進しヘッドライトテストに衝突



- ▲ 左側に寄り過ぎた状態で進入しテスト侵入防止柵に衝突

第2位 暴走(ギア位置誤り・ペダル踏み間違い等) 9件



- ▲ ヘッドライト検査時にギアが「D」に入っていたため暴走しテストに衝突



- ▲ ギア「R」でペダルを踏み間違い、約10m暴走し後続車に衝突



第3位 二輪転倒 3件

テストの表示どおりに操作をお願いします！



- ◀ 前ブレーキ検査時に後ブレーキを同時に掛けなかったためバランスを崩し転倒

- キックでのエンジン始動時 ▶ バランスを崩し転倒



慌てず確実な作業をお願いします！

衝突事故多発！

Dレンジのまま降車



降車時は



を徹底しましょう！

ペダル踏み間違い



検査場内では、**慌てず・ゆっくり・慎重に操作**
しましょう！

Hテスト衝突事故 にご注意ください！



測定時は必ず



測定中の空ぶかし原則禁止

ヘッドライトテストの修理代1000万円超を
ご負担いただくケースもあります！

検査場内で適用される保険への加入も

ご確認ください！

ご注意
ください

保険金額は不足していませんか？

使用者加入の自動車保険は適用されますか？

ギア位置誤りに注意



暴走事故が多発しています！



シートベルト差しっぱなしでの
降車もやめましょう！
安全機能（降車時の自動パー
キングやエンジン自動停止）が
作動しなくなる場合があります。

第五章 軽自動車検査協会関係

1. 協会の業務等

(1) 業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

(2) 事務所所在地等

事務所	〒	所在地	T E L
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲 1 2 5 8 番地 1 8 (国分寺流通センター内)	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1 番地 3	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町 1 8 1 4 番地の 2	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜 3 1 0 6 番地 2	050-3816-3125

(3) 業務受付時間

窓口 午前 8 時 4 5 分から 1 1 時 4 5 分まで、午後 1 時から 4 時まで

検査 午前 9 時から 1 2 時まで、午後 1 時から 4 時まで

(土・日・祝日、12/29～1/3は休業)

(4) ユーザー車検予約システム (平成 27 年 1 月 30 日～)

○パソコン (インターネット)、スマートフォン、

第 3 世代以降の機種による携帯電話 (WEB) での検査予約

<https://www.kei-reserve.jp/>

○固定電話での検査予約 (音声案内に従って検査の予約を行います。)

香川主管事務所 050-3146-2582

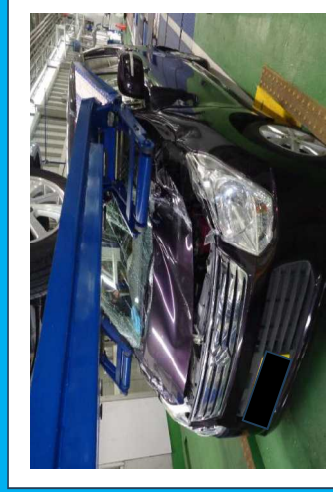
徳島事務所 050-3146-2583

愛媛事務所 050-3146-2584

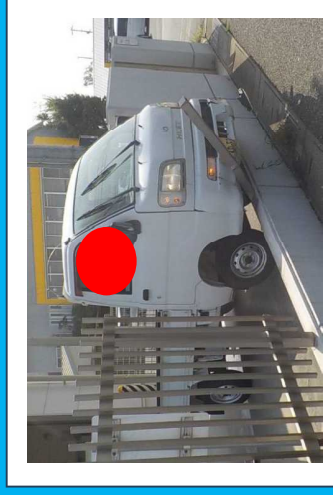
高知事務所 050-3146-2585

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録 (アカウント登録) が必要です。

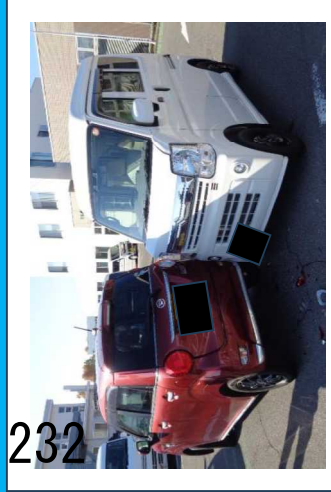
構内事故について 運転ミスに注意を！



BSHテストの停止位置に合わせようとした際にペダルを踏み間違ひ、リフトに衝突。



リフトへ進入する際にペダルを踏み間違ひ、フェンスに衝突。



検査コースへ向かう際に駐車場から後退している車両に気づかず衝突。

受検者の不注意及び車両操作ミスが起因となる事故が多発しております。

(令和6年度37件 令和7年度37件)
構内での移動やコース内での車両の操作は、確実に操作していただきます。

構内事故が多発しています！！

BSHテストに乗り込む際の注意事項



停止位置に確実にタイヤがあることを確認！

検査開始時に車両が飛び出すことがあります！！



中間リフトが下がったことを確認！

確認後にタイヤを回すようお願いします！！

お願い

お願い

車台番号及び原動機型式の確認の際は、エンジンを停止させ、受検される方がボンネットを開閉し、支持棒によりボンネットを支持させるようにお願いいたします。

233



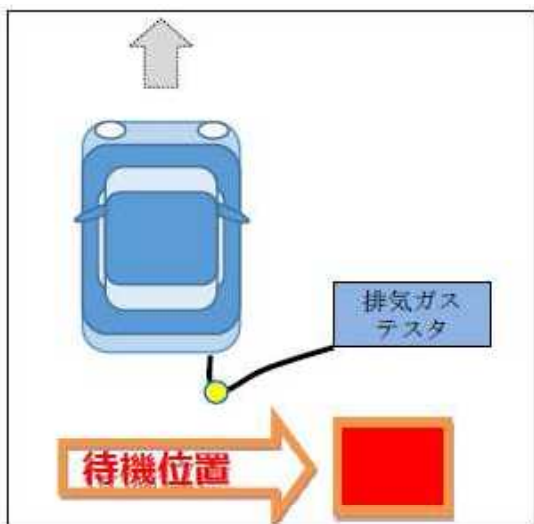
リフトの上昇中及び下降中、下回り検査時は、エンジンを停止して下さい。

また、リフトが完全に下降するまでは、エンジンをかけないで下さい。



排気ガス検査時のプローブ保持具の使用について

検査場において、排気ガス測定中にアクセルとブレーキを踏み間違えた後続車両と検査車両との間に受検者がはさまれる事故が発生しております。同様の事故を回避するためにプローブ保持具の使用をお願いしております。プローブを保持具に固定したまま排気管(マフラー)に挿入し、測定完了まで万が一追突されても安全な位置(車の横など)で待機して下さい。排気ガス検査終了後は、プローブ保持具を所定の位置に戻してください。



排気管へ挿入しにくい場合は、プローブ挿入補助具をご使用ください。

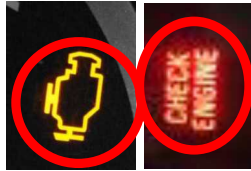


軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。



例

1. 電源投入時に警報を発するもの
2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの

1～3を全て満たす必要があります

【OBD規制】

当該装置の機能に支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えるものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

- イ、電源投入時に警報を発しないもの
- ロ、電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
- ハ、発する警報を運転席において容易に判断できないもの

乗 用		適用年月日	
新型自動車	適用除外	平成12年10月1日～	平成20年10月1日～
	適用(OBD)	適用(OBD)	適用(OBD II)
継続生産車	適用除外	平成14年9月1日～	平成22年9月1日～
	適用(OBD)	適用(OBD)	適用(OBD II)
貨 物			
新型自動車	適用除外	平成14年10月1日～	平成20年10月1日～
	適用(OBD)	適用(OBD)	適用(OBD II)
継続生産車	適用除外	平成15年9月1日～	平成22年9月1日～
	適用(OBD)	適用(OBD)	適用(OBD II)

お願い～検査時車両状態について～

1. 荷台等に**物品等が無い状態**で受検して下さい。



**積載物は
降ろして
受検して
下さい。**

2. 後部座席・荷室等が確認しやすい状態で受検してください。

皆様のご協力をお願いいたします。

お知らせ

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようよろしくお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ



(例)

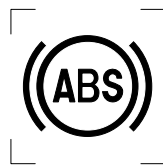


(例)



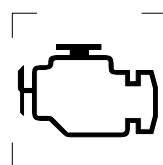
(例)

④ABS



(例)

⑤原動機



(例)

3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

受検者の皆様へ

「受検者の秩序維持のための遵守事項」

- (1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
 - ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
 - ③ 検査機器、検査設備、備品等を損傷させ又は破壊しないこと。
 - ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
 - ⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
 - ⑥ 検査コース内において、検査担当者等の許可なく自動車を歩行速度を超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
 - ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
 - ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
 - ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
 - ⑩ 検査担当者等の許可なく検査機器、検査設備、備品等を使用しないこと。
 - ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
 - ⑫ 検査担当者等の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
 - ⑬ 現車検査中の検査担当者又は書面確認中の検査担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。
 - ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
 - ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
 - ⑯ 検査担当者等の許可なく検査中又は検査コースに所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
 - ⑰ 検査中又は敷地等の定められた場所以外では、喫煙しないこと。
 - ⑱ 検査担当者等が検査業務を公正かつ確実に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
 - ⑲ その他、検査担当者等が行う公正かつ確実な検査業務の実施を妨げる行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。
- (2) 何人も事務所等の長の許可なく敷地等、検査担当者等、検査機器、検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- また、敷地等、検査担当者等、検査機器、検査設備等の画像、動画若しくは音声又は公正かつ確実な検査業務の実施を妨げる情報を、公衆に提供（譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。）しないこと。
- (3) 受検者は、検査担当者等が検査業務を公正かつ確実に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。

- ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
- イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
- ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
- エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
- オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
- カ 窓ガラスが取外されていない状態
- キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
- ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
- ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
- コ エンジンルーム内の検査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビン
を上げて支持棒等により保持した状態
- サ 窓ガラスの検査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
- シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し
た空車状態
- ス 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場
合には、次に掲げる状態（審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の検査を除く。）
- （ア）積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた
状態
- （イ）積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させること
ができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
- （ウ）（ア）又は（イ）に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納
させた状態
- セ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査
用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の入場検査コース又は検査場所について、検査担当者等からの指示があった場合にはその指
示に従うこと。
- ③ 受検中は軽自動車検査票を保持し、検査担当者等の求めに応じて提示すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、
指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者等からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリ
ッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリン
グ状態の維持を含む。）を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上
昇を行わないこと。
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示（音声案内を含む。）又は検査担当者等の指示に応じテスト等への乗り
入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの検査が終了又は中断したときは、個別の検査結果にかかわらず、その都度、検査担当
者から総合判定の通知を受けること。

また、検査コースでの検査が終了し、総合判定の通知を受けたあとは軽自動車検査票を所定の窓口

に提出すること。

- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者等がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

「不適切な補修の禁止等」

- (1) 第4章及び第5章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、持込検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け
- イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）
- ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
- エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの
- オ 灯火器（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）
- カ 審査事務規程 7-41（8-41）に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等を突っ張る仕組みのもの

② 装置又は部品の取外し

- ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

イ 不点灯状態にある灯火（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。）であつて、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

③ 装置又は部品の補修

ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修

イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの

エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたものの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたものの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

キ 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの

④ 車体又は装置への表示

ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ 表示された内容が容易に消えるもの

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外することができるもの（審査事務規程 7-35-1(8-35-1)(2)の表示を除く。）

- (2) 灯火器、審査事務規程 7-107(8-107)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であつて、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

検査の高度化機器の本格運用を行います。
ご理解・ご協力をお願いいたします。
なお、検査は通常と変わりません。

○運用時間

全ラウンド(9時00分～16時00分)

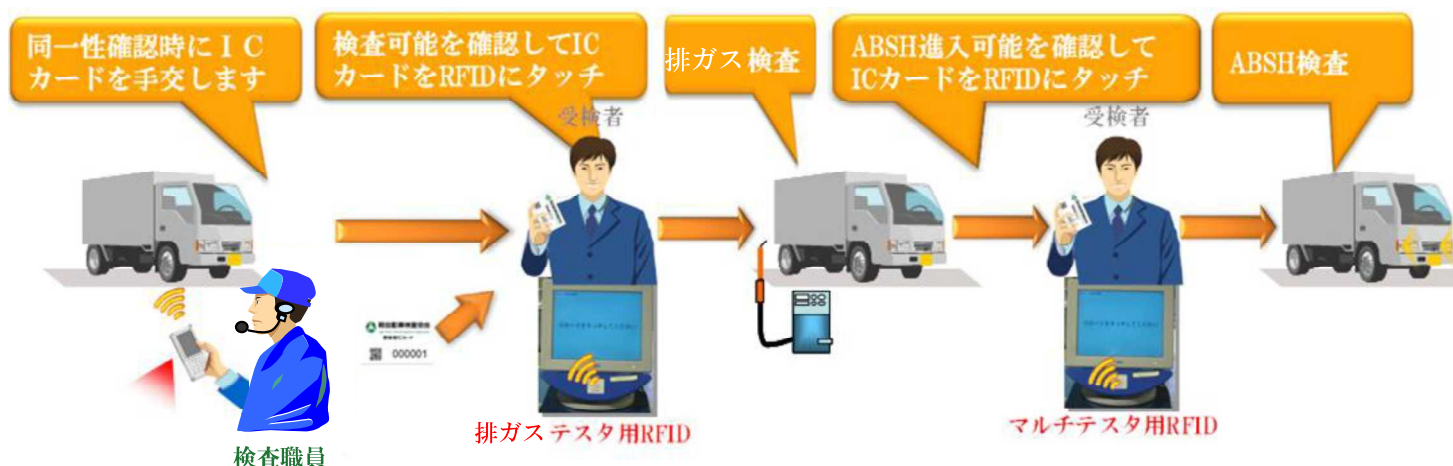
○検査の受け方は変わるのか？

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。
なお、検査の判定方法に変更はありません。

○検査の高度化機器とは？

検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

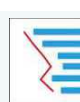
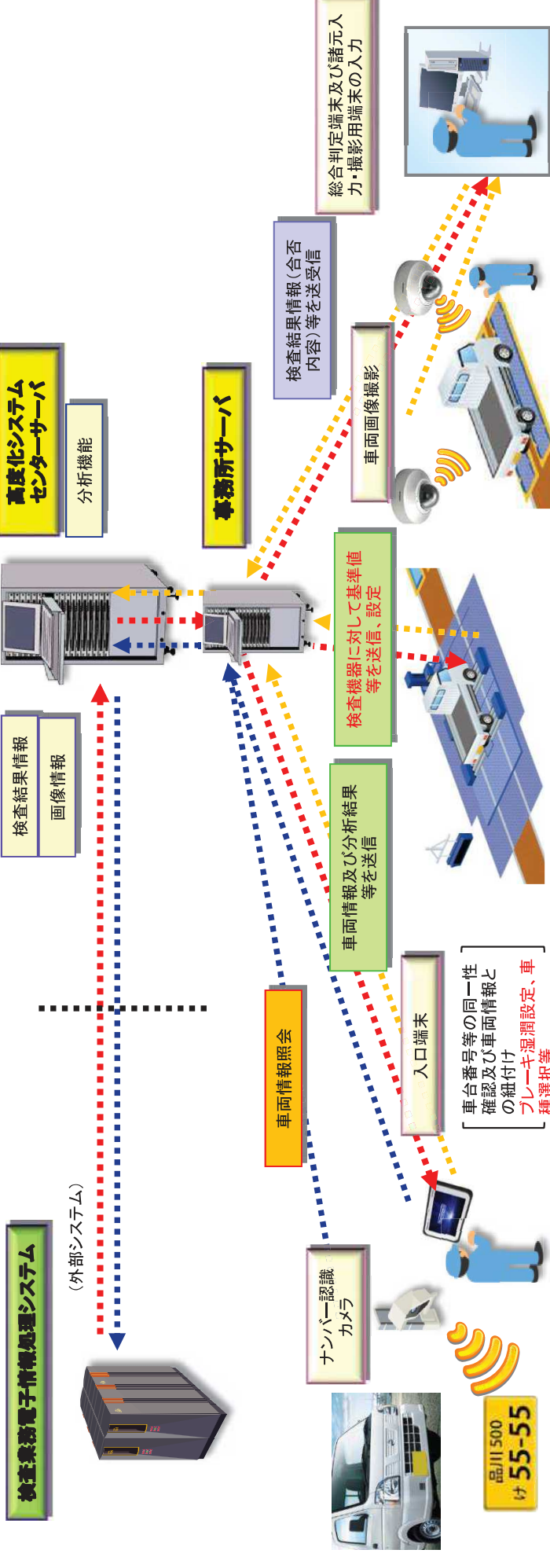
- ・車両不具合情報の収集・分析結果に基づく的確な検査の実施
- ・二次架装などの不正改造車を排除
- ・リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- ・不正受検(検査票の改ざん、偽造等)を防止
- ・将来的には、検査結果をより詳細に情報提供



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット

安全・環境対策				
不具合情報を分析して的確な検査の実施に反映	検査の質の向上	二次架装などの不正改造の防止	整備事業者へ車両の画像を 提供	リコール発見に繋がる不具合の抽出
型式・装置毎のウィークポイントを重点的に検査する。 	- 事務所間の再検査のバラツキに異常がないか観察する。 - 測定データを基に、検査機器の不具合を早期発見する。 - 検査機器の判定値を自動設定し、誤設定を防止する。 	- 新規検査等で取得した画像等のデータを継続検査等において照合する。 - E/g載せ換え、車台番号偽造、構造等の同一性等で保留となった情報を再受検時に表示する。 	国交省はH30年度に指定整備事業者に仕様変更した車両の画像データを提供する予定。 	型式・装置毎の不具合を分析する。 
 検査業務電子情報処理システム (外部システム) 検査結果情報 画像情報 高度化システム センターサーバ 分析機能 事務所サーバ 検査結果情報(可否内容)等を送受信 車両画像撮影 検査機器に対して基準値等を送信、設定 車両情報及び分析結果等を送信 車面情報照会 入力端末 ナンバー認識カメラ 車台番号等の同一性確認及び車両情報の紐付け [ブレーキ湿潤設定、車種選択等] 品川500 け 55-55 総合判定端末及び諸元入力・撮影用端末の入力				
安全・環境対策		利便性向上		職員支援
ユーザーの点検・整備意識の向上	不正受検の防止	利用者利便の向上	検査職員を支援	
受検車両の検査結果を通知する(現在、一部の事務所で試行中)。 	電子化により、検査票の改ざんや替え玉受検などの不正行為を防止する。	- 検査結果を電子情報処理システムへ送信することによりペーパーレス化する。 - 機器に基準値を送信することで検査におけるボタン選択を不要とする。 	- 検査票をペーパーレス化する。 - タブレット端末により車両諸元入力や諸元参照を可能にする。 - 業務量集計業務の簡素化。 - ブレーキ湿潤切替、車種選択の簡素化。 - 検査に不具合があればデータ検索により速やかに対象車両を特定。 	

お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に
諸元測定した車両については、写真撮影を
行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

○軽自動車検査協会検査事務規程（抜粋）

昭和48年9月26日

協会規程第16号

最終改正 令和7年3月24日協会規程第7号

2-8-2 画像の取得及び保存

- (1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車、自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下2-8-2において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、画像取得装置を用いて、画像の取得及び高度化システムへの保存を行うものとする。

ただし、画像取得装置を用いて画像の取得を行うことが困難な場合又は画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、デジタルカメラ等により当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すればよい。

この場合において、高度化システムへの画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

- (2) 次回検査時に活用するための記録として、検査した次に掲げる部位をデジタルカメラ等を用いて撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すること。

① 座席の変更に係る書面審査（座席、座席ベルト、座席ベルト取付装置、内装材料）を実施した自動車の座席まわり

② 審査事務規程7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（指定自動車等であつて審査事務規程7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置に変更がない自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限る。）

③ その他撮影記録が必要と判断した部位

（例）改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備

- (3) (1)及び(2)において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。

なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

- (4) (1)及び(2)において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供するものとする。

- (5) 画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

《軽自動車/車両番号標の取付け注意！》

軽自動車の車検において、車両番号標（ナンバープレート）の取付け間違いが発見されました。

自動車販売店等にあつては、軽自動車の車両番号標（ナンバープレート）を取付ける際は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分に確認し確実に取り付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、
現車の車台番号
自動車検査証の車台番号
車両番号

が同一であることを確認して下さい。



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

申請案内サイトの公開について

当協会に寄せられる、よくあるご質問にくわえて、手続きに必要な書類等をご案内する「手続きナビ」機能を追加した申請案内サイトを公開いたしました。

※ 手続きナビ・・・画面の質問にご回答いただくことで、正確な必要書類等をご案内する機能

当協会 H P よりアクセスできますので、ぜひご利用ください。

<https://www.keikenkyo-faq.jp/>



手続きナビ

名義変更、住所変更、廃車、継続検査（車検）などのお手続きに必要な書類についてご案内いたします。

> 手続きナビはこちら

お知らせ

三一路

▶ 2018.04.27

【重要なお知らせ】エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置が講じられます

▶ 2018.02.26

【情報】手続きナビ | よくあるご質問 (FAQ) を開設しました

▶ 2018.02.26

【情報】本サイトの使い方について



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

ご協力をお願いします

次回重量税額メール通知サービスについて

お電話による自動車重量税額のお問い合わせが大変多くなっております。

当協会HPからもお問い合わせできますので、ぜひご利用ください。

協会トップページ > Q & A > 申請案内サイト > お知らせ > 【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました

コールセンターの混雑緩和にご協力をお願いします。

手続きナビ | よくあるご質問 (FAQ) | 軽自動車検査協会 > お知らせ > 【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました

お知らせ

【情報】「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました

2019.01.28

このたび、1月28日（月）より、「次回自動車重量税額メール通知サービス」を開始しました。
以下のリンクをクリックしていただいた後に、ご自身のメールアドレス、重量税額を知りたい車両の車台番号、検査予定日を入力いただきますと、別途、重量税額をメールにて通知いたします。

・[次回自動車重量税額メール通知サービス](#)

※1 軽自動車専用の次回自動車重量税額通知サービスとなります。

なお、以下についてはサービス対象外となります。

- ・登録車及び二輪車
- ・今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車（新車）
- ・検査予定日が過日の場合

※2 税額通知メールは、お問い合わせいただきました翌日を日処に送付いたします。

お問い合わせいただいた翌日が土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）の場合は翌営業日となります。

また、お問い合わせの集中等により遅れる場合もありますが、ご了承ください。

また、次回自動車重量税額メール通知サービスに関するよくあるご質問（FAQ）については、以下のページをご確認ください。

2019年（令和元年） 5月7日から 軽自動車OSSを 継続検査 開始しました。

検査手数料・
自動車重量税の
電子納付

電子申請

OSSの前提条件

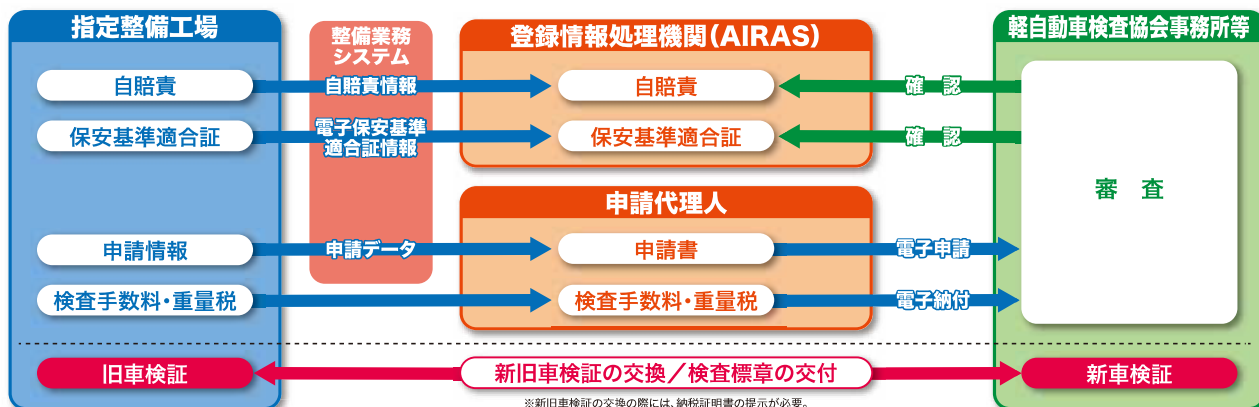
保安基準
適合証情報

自賠責情報



軽自動車保有関係手続の

ワンストップサービス



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お問い合わせ先 軽自動車OSS専用ダイヤル 電話:050-3364-0800
軽自動車OSSポータルサイト: <https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp>



軽自動車を保有するためには、各種申請（検査申請、地方税申告等）と手数料・税の納付（検査手数料、自動車重量税、自動車取得税）が必要となります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことによって、申請者の負担を軽減させる仕組みが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）」です。なお、現時点では、地方税の申告等に関する手続は、軽自動車OSSの対象外となっています。

軽自動車OSS（継続検査）利用のメリット

1. 申請手続

- 紙の書類の書き損じと比べ、電子入力の場合、**訂正が圧倒的に容易**。
- 申請書類**（申請書、保適証、自賠責証、重量税納付書）の**提出・提示が不要**。

2. 保安基準適合証等の電子化（添付書類の作成）

- 手書きに比べ、保安基準適合証（保適証）等の**作成に要する時間が圧倒的に短縮**
（紙と比較して**1/3程度** ※「継続検査OSS導入の手引き（国土交通省）」より）。
- 保適証管理簿の電子化により、**管理簿が自動で作成**。

3. 検査手数料・自動車重量税の納付

- 電子納付のため、自動車重量税の**印紙の購入・貼付（貼り直し）が不要**。
- 印紙購入等のために現金等を持ち歩く必要がなくなり、**盗難・紛失のリスクを回避**。

4. 事務所等の窓口対応

OSSでは、事前に電子申請・納付を行っていただき、申請内容・税額等の審査が終了した段階で、新車検証等を受取りに来ていただくこととなるため、

- 申請の記載不備等があった際に事務所等への出頭が不要。
- 窓口での**待ち時間が短縮**（審査に要する待ち時間がない）。



来所される皆様へのお願い

構内徐行運転にご協力ください

平成31年4月26日、当協会のある事務所の構内駐車場において、歩行者と自動車の接触事故があり、歩行者の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。

当協会をご利用される皆様におかれましては、これまで以上に歩行者等に注意していただき、構内の徐行運転を厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、所定の駐車スペース以外の駐車につきましても、思わぬ事故の原因となりますので、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車の車検は、



軽

JNKS

で変わる!

令和5年1月から、

Jidoshazei Nofu Kakunin System ジェンクス
軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で、

継続検査窓口での

納税証明書の提示が

原則 不要 になります! ※詳細は裏面をご覧ください。



納税証明書の提示が原則不要に!

継続検査申請 (OSS / OCR)



申請者

提示
不要!



納税証明書



申請書
自賠責保険等

申請書類

紛失しても...

納税証明書の再交付申請

不要!



軽自動車検査協会

照会 ↓ ↑ 回答

軽JNKS

納付情報 ↑ 登録



市区町村



ご注意ください



- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。
※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、軽JNKSに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。

よくあるお問い合わせ

Q1



軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したいのですが、軽JNKSでの納付確認はできますか？

A1

軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したい場合は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付された納税証明書をご提示ください。なお、以下の場合は、使用の本拠地を管轄する市区町村へご相談ください。

- ・ 過去に未納があるため納税通知書に添付された納税証明書が有効でない場合
- ・ 納税証明書が添付された納税通知書等が手元にない場合



Q2



軽自動車税の未納がないにもかかわらず、軽JNKSで確認出来ず、紙の納税証明書が必要になる場合がありますか？

A2

次のようなケースは、軽JNKSによる納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- ・ 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・ 中古車の購入直後の場合
- ・ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・ 対象車両に過去の未納がある場合



電子車検証 IC タグ情報 事前確認のお願いについて

各種申請及び届出におきまして、IC タグが破損して情報が読み取れない場合、車検証再交付が必要となります。

※他管轄車両の場合は、最寄りの事務所で車検証再交付ができませんのでご了承ください。

つきましては、事前に IC タグの有効性をご確認いただきますようお願いいたします。
確認の際は、車検証閲覧アプリをご活用ください。

車検証閲覧アプリについてはこちら↓

URL : <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/business/application/>

不明な点等ございましたら、軽自動車検査協会窓口職員にお尋ねください。

従来の車検証（A4サイズ）に対して、電子車検証はA6サイズにICタグを貼付した大きさになります。

The image shows two versions of a Japanese vehicle inspection certificate (Shaken-sho). The top version is the traditional A4 size, and the bottom version is the new A6 size electronic certificate with an IC tag. Dimensions are indicated: 297mm (width of A4), 210mm (height of A4), 105mm (height of A6), and 177.8mm (width of A6).

Traditional A4 Size Certificate (Top):

車 検 証		交付年・月・日	初年度検査年月	自動車の種類	用途	5年未満車検年月	原 則 の 用 途
練馬 580 あ 4249		令和 5年 5月 29日	令和 5年 5月	軽自動車	乗用	5年 5月	箱型
車 台 号		車 検 証 号	車 検 証 号	車 検 証 号	車 検 証 号	車 検 証 号	車 検 証 号
ABC-1234567		4人	880mm	1100mm	330mm	147mm	189mm
車 名		型 式	駆動方式	燃料の種類	燃料消費率	排 気 量	型式認定番号
軽自動車		DBA-ABC	DEF	ガソリン	0.65L	440cc	12345
氏名又は名称		軽自動車					
住 所		東京都新宿区西新宿 3丁目2-11					

New A6 Size Electronic Certificate (Bottom):

白 軽 車 検 査 証

令和 5年 5月 29日

練馬 580 あ 4249

車 検 証 号

ABC-1234567

車 名

軽自動車

型 式

DBA-ABC

DEF

ガソリン

0.65L

440cc

12345

189mm

177.8mm

105mm

210mm

297mm

走行距離計表示値の確実な確認のお願い

指定自動車整備事業者の皆様へ

今般、保安基準適合証が交付された自動車について、ユーザー様からのご指摘で自動車検査証の**走行距離計表示値を訂正する事案が多発**しております。

つきましては、走行距離計の表示値を確実に確認していただきますようお願いいたします。

保安基準適合証への記載（入力）も確実をお願いいたします。

なお、令和6年1月4日以降、電子車検証を発行した自動車は走行距離が券面に記載されております。

お手数ですが、ICタグの情報を確認していただき、走行距離について不明な点等ございましたら最寄りの軽自動車検査協会窓口までお尋ねください。

当協会の業務には引き続きご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

受検者の皆様へ

受検時の遵守事項をお守りください！

撮影した情報をソーシャルメディア（YouTube等）に配信又は投稿することを固く禁じます。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車検査協会からのお知らせ

後退時車両直後確認装置の基準が適用される自動車について

後退時車両直後確認装置（※①）が型式指定自動車から変更がある場合（装置そのものに変更がある、装置の取付位置が変更になるもしくは視界に影響がある変更を伴う架装など）は、基準に適合することを書面または現車で確認する必要があります（※②）。

※① 直接視界・関節視界装置・ミラー・カメラ及びミラーで構成される装置もしくは、検知装置（ソナー）

※② 1節車においては書面審査のみ



●適用時期

新型車：令和4年5月1日

継続生産車：令和6年11月1日

指定自動車等以外：令和6年11月1日

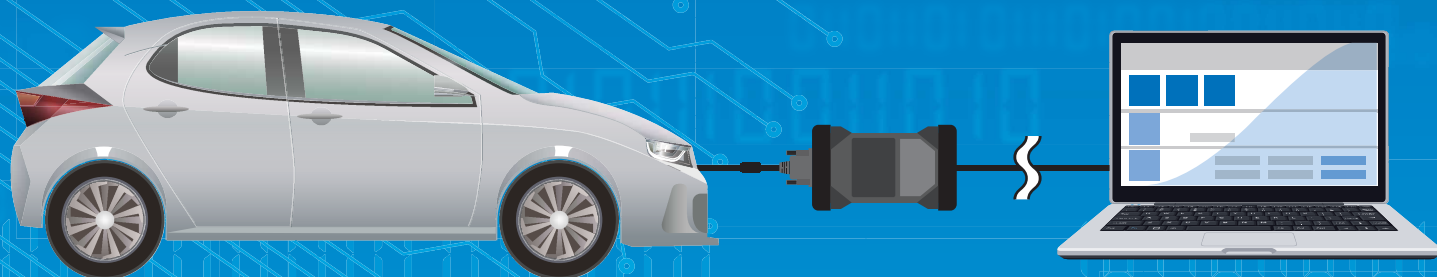
当該基準について、ご質問がございましたら、個別具体的な情報をご用意いただき軽自動車検査協会事務所職員までお声掛けください。



車検時の新たな検査項目として 「OBD 検査」が追加されました。



OBD 検査
ポータルサイト



『OBD 検査』とは、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査です。国の定める自動車検査（車検）の検査項目として、令和 6 年 10 月以降（輸入車は令和 7 年 10 月以降）に新たに追加されました。



OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に、
「OBD 検査対象」と記載があります。

自動車検査証

令和 6 年 12 月 1 日 東京運輸支局長 411230000001

品川 399 さ 1234 令和 4 年 12 月 普通 乗用 自家用 98765 0001

コタデュウツウ

SHADA1-001

ZXX-ABC99

ABD-3E

750

1350

1625

448

173

149

国土交通省

みほん

令和 3 年 10 月（輸入車は令和 4 年 10 月）以降の
ニューモデルからが対象、それ以外は対象外

記載があっても以下の場合には検査不要です

- 車検の日が令和 6 年 9 月 30 日以前
（輸入車は令和 7 年 9 月 30 日以前）
- 車検の日が型式指定年月日から 2 年を経過していない
- 車検の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日
から起算して 10 ヶ月を経過していない。

どんな装置を検査するの？



制動装置
(ABS、ESC、EVSC、
BAS、AEBS)



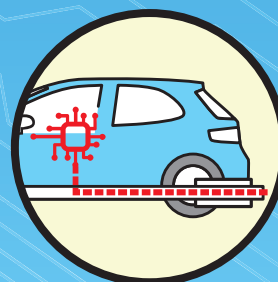
かじ取装置
(高度運転者支援ステ
アリングシステム)



自動運行装置



車両接近通報装置
(AVAS)



排出ガス発散防止装置

OBD検査対象車の 受検時のお願い事項について

令和6年10月から、OBD検査対象車については、車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）を実施します。

つきましては、OBD検査の円滑な実施のため、以下お願い事項につきまして、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 対象となる自動車

自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車

車検証

備考
OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

電子車検証

備考
OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

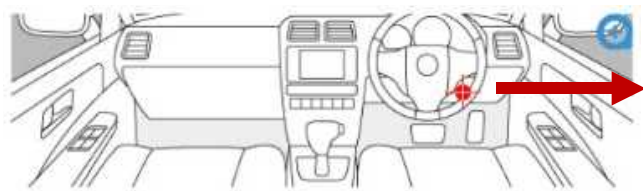
券面上の記載内容

ICチップ内の車検証記載情報の読取内容

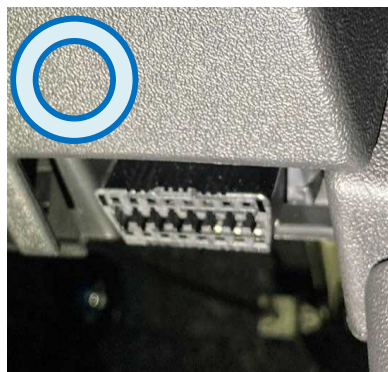
2. 検査コースに並ぶときのお願い事項

運転席下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐するコネクタなどが取付けられている場合、OBD検査を実施することができないため、検査を中断することになってしまいます。

データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでください。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いいたします。



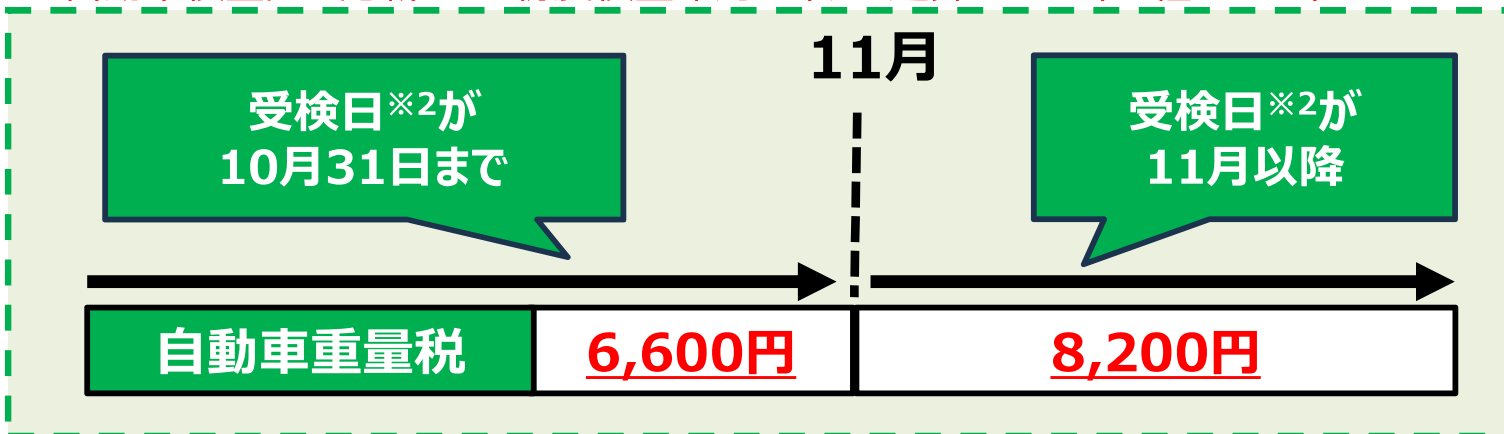
※差し込み口は運転席の右下または左下などにあります。



租税特別措置法施行令改正※¹に伴い
13年経過又は18年経過の軽自動車
にかかる自動車重量税の重課適用月が
12月から**11月に変更**されます

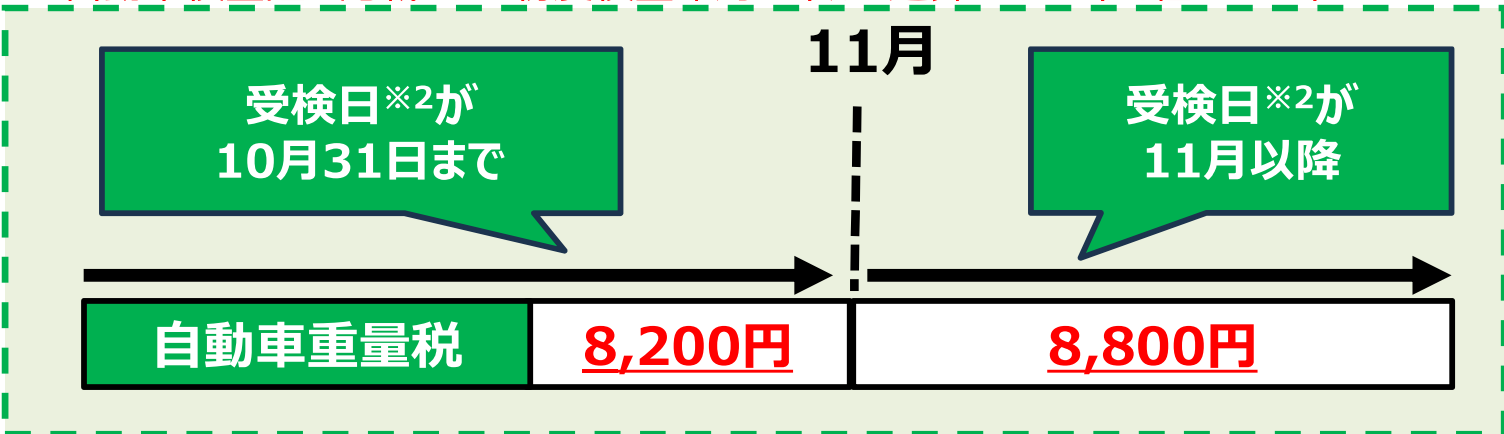
【13年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して13年を経過した年



【18年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して18年を経過した年



※1 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第127号）

※2 自動車検査証の交付又は返付を受ける日（OSSにあっては検査記録日）

自動車重量税の額については、
「次回自動車重量税額照会サービス」にてご確認ください。
<https://www.kei-nextmvtt.jp/>



自動車通関証明書の電子化に伴うお願い

- 税関と国土交通省は、令和7年10月12日以降に発給された通関証明書について、電子的にデータ連携を行います。
 - 軽自動車検査協会については、国土交通省との連携により情報が提供され、並行輸入自動車書面審査において当該電子データを活用して確認を行います。
 - 並行輸入自動車届出書を提出する際に、帳票を持参いただくと、電子データの確認作業が円滑になりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ※並行輸入自動車届出書に通関証明書発給番号を記載いただければ申請受付は可能です。

軽自動車以外の登録手続きに関するご質問等については、運輸支局等へお問い合わせください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>



通関関係書類の電子手続きに関するご質問等については、税関へお問い合わせください。

[https:// www.customs.go.jp/](https://www.customs.go.jp/)



申請手数料のご案内

令和8年4月1日現在

申請の種類	申請手数料
●新規検査 (新たに自動車を使用するときに受ける検査)	1両につき
完成検査終了証の提出がある自動車（OSS申請）	2,100円 ※
完成検査終了証の提出がある自動車	2,400円 ※
自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	2,100円 ※
その他の自動車（持込検査）	2,800円 ※
●継続検査 (自動車検査証の有効期間が満了した後も引続きその自動車を使用するときに受ける検査)	1両につき
保安基準適合証の提出がある自動車（OSS申請）	1,850円 ※
保安基準適合証の提出がある自動車	2,100円 ※
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	1,900円 ※
限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	2,100円 ※
その他の自動車（持込検査）	2,500円 ※
●構造等変更検査 (自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量、乗車定員、用途等に変更が生じたときに受ける検査)	1両につき
	2,800円 ※
●予備検査 (販売店等が商品自動車について、使用者が決まる前に受けることのできる検査)	1両につき
自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	2,000円 ※
限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	2,100円 ※
その他の自動車（持込検査）	2,800円 ※
●自動車検査証の記録事項変更 (自動車の使用者の住所、氏名等自動車検査証の記録事項に変更があったときに行う手続き)	無 料
●自動車検査証、検査標章、自動車予備検査証、限定自動車検査証の再交付 (紛失、毀損、識別困難となった場合に行う手続き)	1件につき
自動車検査証	450円
検査標章（ステッカー）、自動車予備検査証、限定自動車検査証	400円
●自動車検査証返納 (自動車の使用を一時中止するときに行う手続き)	1件につき
自動車検査証返納証明書の交付を受ける場合	450円
●解体届出 (自動車をスクラップ（解体）したときに行う手続き)	無 料
●重量税還付申請 (自動車をスクラップ（解体）したときに車検残存期間が残っている場合に受けることができる手続き)	無 料
●輸出予定届出証明書交付申請 (自動車を輸出しようとするときに行う手続き)	1両につき
輸出予定届出証明書の交付	500円
●輸出予定届出証明書返納届出 (輸出予定届出証明書の交付を受けた自動車輸出されなかったときに行う手続き)	無 料
●自動車検査証返納後の所有者変更記録申請 (自動車検査証を返納した自動車について所有者の変更があったときに行うことができる手続き)	無 料
●検査記録事項等証明書交付請求 (所有者が検査記録ファイルに記録されている内容の証明を受ける場合及び過去の履歴の証明を受ける場合に行う手続き)	1件につき
現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの	400円
現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの（二枚目以降一枚ごと）	1,200円 (400円)
●再輸入見込届出 (本邦と外国との間を往来する活魚運搬車等について、あらかじめ行う手続き)	無 料

※検査に係る手数料には技術情報管理手数料400円が含まれています。